

指宿市過疎地域持続的発展計画

〔令和3年度～令和7年度〕

令和3年9月

〔令和6年3月変更版〕

鹿児島県指宿市

SDGs (持続可能な開発目標)



SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs : Millennium Development Goals) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された 2016 年から 2030 年までの国際目標のことである。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットとから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

SDGs は、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、現在、国においても積極的に取り組んでいる。

この、SDGs については、本市としても重要な取り組みであることを認識し、第二次指宿市総合振興計画後期基本計画をはじめ、今回の過疎地域持続的発展計画においても、施策ごとに SDGs の目標を関連付け、SDGs の推進に取り組むこととする。

— 目 次 —

第 1 章 基本的な事項

1 市の概況	1
(1) 市の自然的, 歴史的, 社会的, 経済的諸条件の概要	1
(2) 市における過疎の状況	2
(3) 産業構造の変化及び社会経済的発展の方向	4
2 人口及び産業の推移と動向	5
3 行財政の状況	7
(1) 行財政の状況	7
(2) 公共施設整備水準等の現状と動向	9
4 地域の持続的発展の基本方針	10
5 地域の持続的発展のための基本目標	12
(1) 人口に関する目標	12
(2) 地域の実情に応じた持続的発展のための基本となる目標	12
6 計画達成状況の評価	13
7 計画期間	13
8 公共施設等総合管理計画との整合	13

第 2 章 移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成

1 現況と問題点	15
(1) 移住・定住	15
(2) 地域間交流	15
(3) 共生・協働の人材育成	15
2 その対策	16
(1) 移住・定住	16
(2) 地域間交流	16
(3) 共生・協働の人材育成	16
3 計画	17
4 公共施設等総合管理計画等との整合	18

第 3 章 産業の振興

1 現況と問題点	19
(1) 農業	19
(2) 林業	20
(3) 水産業	20
(4) 商業	21

(5) 観光	22
(6) 情報通信産業	23
(7) 企業誘致	23
2 その対策	23
(1) 農業	23
(2) 林業	24
(3) 水産業	24
(4) 商業	25
(5) 観光	25
(6) 情報通信産業	26
(7) 企業誘致	27
3 計画	28
4 産業振興促進事項	38
(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	38
(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	38
5 公共施設等総合管理計画等との整合	39

第4章 地域における情報化

1 現況と問題点	40
(1) 情報通信	40
2 その対策	40
(1) 情報通信	40
3 計画	41
4 公共施設等総合管理計画等との整合	41

第5章 交通施設の整備，交通手段の確保

1 現況と問題点	42
(1) 交通基盤	42
(2) 交通機関	42
2 その対策	43
(1) 交通基盤	43
(2) 交通機関	43
3 計画	44
4 公共施設等総合管理計画等との整合	44

第6章 生活環境の整備

1 現況と問題点	45
----------	----

(1) 上水道施設	45
(2) 下水処理施設	45
(3) 廃棄物処理施設	46
(4) 火葬場	46
(5) 消防施設	46
(6) 公営住宅	47
(7) その他	47
2 その対策	48
(1) 上水道施設	48
(2) 下水処理施設	48
(3) 廃棄物処理施設	49
(4) 火葬場	49
(5) 消防施設	49
(6) 公営住宅	49
(7) その他	50
3 計画	51
4 公共施設等総合管理計画等との整合	54

第7章 子育て環境の確保，高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 現況と問題点	56
(1) 子育て環境の確保	56
(2) 高齢者の保健及び福祉	56
(3) 障害者並びにその他の保健及び福祉	57
2 その対策	57
(1) 子育て環境の確保	57
(2) 高齢者の保健及び福祉	58
(3) 障害者並びにその他の保健及び福祉	59
3 計画	60
4 公共施設等総合管理計画等との整合	64

第8章 医療の確保

1 現況と問題点	65
2 その対策	65
3 計画	66
4 公共施設等総合管理計画等との整合	67

第9章 教育の振興

1 現況と問題点	68
(1) 幼児教育	68
(2) 学校教育	68
(3) 社会教育	69
2 その対策	70
(1) 幼児教育	70
(2) 学校教育	71
(3) 社会教育	72
3 計画	74
4 公共施設等総合管理計画等との整合	80

第10章 集落の整備

1 現況と問題点	81
(1) 地域で支えあう活動	81
(2) 新たな地域コミュニティ	81
(3) 地域内分権	81
2 その対策	82
(1) 地域で支えあう活動	82
(2) 新たな地域コミュニティ	82
(3) 地域内分権	82
3 計画	83
4 公共施設等総合管理計画等との整合	84

第11章 地域文化の振興等

1 現況と問題点	85
2 その対策	86
3 計画	87
4 公共施設等総合管理計画等との整合	87

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

1 現況と問題点	88
(1) 自然エネルギーの利活用	88
2 その対策	88
(1) 自然エネルギーの利活用	88
3 計画	89
4 公共施設等総合管理計画等との整合	89

第 13 章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 現況と問題点	90
(1) 人権の尊重	90
(2) 男女共同参画社会の形成	90
(3) 公共施設等マネジメント	90
(4) 基金	91
2 その対策	91
(1) 人権の尊重	91
(2) 男女共同参画社会の形成	91
(3) 公共施設等マネジメント	91
(4) 基金	91
3 計画	92
4 公共施設等総合管理計画等との整合	92
 (添付) 事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）過疎地域持続的発展特別事業分	93

第1章 基本的な事項

1 市の概況

(1) 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 経過

平成 18 年 1 月 1 日、それまでの指宿市、揖宿郡山川町、同郡開聞町が対等合併し、新「指宿市」が設置された。合併前の揖宿郡山川町、同郡開聞町の区域が、過疎地域自立促進特別措置法（以下「旧過疎法」という。）の対象地域であったが、合併後、指宿市は「みなし過疎地域」となり、平成 26 年 4 月 1 日の改正旧過疎法の施行に伴い、市内全域が対象地域となった。

その後、令和 3 年 4 月 1 日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）が施行され、引き続き、市内全域が過疎法の対象地域（以下「過疎地域」という。）となっている。

② 自然的条件

本市は、薩摩半島最南端に位置しており、東は鹿児島湾を隔てて大隅半島に対峙し、西は南九州市、南は東シナ海、北は県都鹿児島市に面している。地域全体の面積は、148.80 km²であり、鹿児島県全体の約 1.6%となっている。

中央部には九州最大の湖「池田湖」、東部に潮の干満で陸続きになる、環境省のかおり風景 100 選に認定された「知林ヶ島」、南西部に標高 924m、日本百名山のひとつで薩摩富士と呼ばれる「開聞岳」、南部に南国ムード漂う「長崎鼻」を有している。

また、本市は霧島火山帯、鹿児島湾入口の阿多カルデラの中に位置することから、その副産物として、世界的にも珍しい天然砂むし温泉をはじめとする豊富な温泉資源に恵まれている。

このほか天然の良港であり“鶴の港”と呼ばれる「山川港」や、1 日 10 万 t も湧き出る清水を有し国土交通省の水の郷百選にも認定された「唐船峡」などもある。

さらに、市内には国指定史跡指宿橋牟礼川遺跡や水迫遺跡に代表される歴史的にも貴重な発見のあった遺跡が多くあり、歴史のまちとしても知られている。

年間平均気温が 18.8℃と高く、温暖で亜熱帯的な気候のため、市内にはソテツが自生しているほか、幸せを呼ぶといわれている熱帯蝶「ツマベニチョウ」が生息する北限の地ともいわれている。

③ 歴史的条件

旧指宿市は、昭和 29 年 4 月 1 日、指宿町と今和泉村との合併によって市制を施行している。

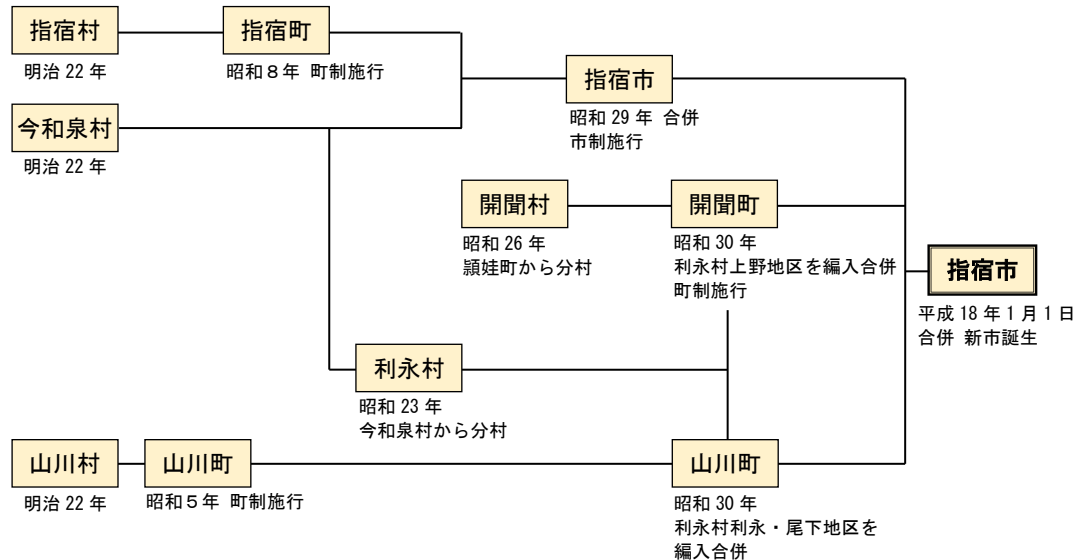
旧山川町は、昭和 5 年 1 月 1 日、町制を施行し、昭和 30 年 4 月 1 日、合併促進法に基づき、利永村の利永及び尾下の両地区を編入合併している。



旧開聞町は昭和 26 年 10 月 1 日、開聞村として顚娃町より大字仙田、十町が分村独立し、昭和 30 年 4 月 1 日、利永村上野地区を編入合併し、同時に町制を施行している。

そして、平成 18 年 1 月 1 日、それまでの指宿市、揖宿郡山川町、同郡開聞町は対等合併し指宿市となった。

(図表 市域の変遷)



④ 社会・経済的条件の概要

本市は、薩摩半島の最南端に位置し、国道 226 号と J R 指宿枕崎線が市の住居密集区域を U 字型に縦断しており、県道岩本開聞線との結節により市域を循環することができる。また県都の鹿児島市中心部からは国道 226 号が唯一の基幹道路であるが、慢性的な交通渋滞をきたしており、1 時間以上を要する。

産業は観光、農業及び水産業が主体であり、観光は霧島錦江湾国立公園に指定されている自然景観や世界的にも珍しい天然砂むし温泉をはじめとした観光施設を生かした特色ある観光地づくりが進められている。

農業は温暖な気候や豊かな大地、池田湖からの広域にわたるかんがい用水を生かし、オクラやさつまいも、豆類、花きなどの質の高い農産物が生産されている。また、天然の良港である山川漁港などにおいては水産業及び鯉節などの水産加工業が栄えるなど、南の食料供給基地として発展してきている。

(2) 市における過疎の状況

① 人口等の動向

高度経済成長期には人口増加が見られた自治体も多い中、本市では、昭和 25 年をピークに半世紀以上にわたり人口の減少が継続している。

死亡数が出生数を上回る自然減少の状態が続いており、出生数の減少や高齢者の増加に伴う死亡数の増加から、自然減少数が緩やかに拡大している傾向にある。特に、20～30 歳代の子育て世代の転出が多い本市においては、少子高齢化が今後さらに加速していくことで、自然減少数の拡大はさらに進むことが想定される。

本市の高齢化率は、平成 22 年に 30.0%を超えて以降、直近の 10 年間で急速な上昇を示している。一方、若年層の転出が多い傾向にあり、戦後の集団就職が行われていた時期より 10～20 歳代における若年層流出超過が継続している状況にある。現在においても、鹿児島市等の都市部に対しては、進学や就職、結婚等に伴う転出が多く、10～30 歳代の流出が多く見られている。10～30 歳代の流出は、出生数や年少人口の減少を引き起こし、本市の人口減少や高齢化率上昇の要因となる。また、20～30 歳代の現役世代の減少は、地域経済の縮小を招き、生活関連サービスの撤退やそれに伴う雇用機会の減少を引き起こすことも想定される。それにより、更なる若年層の流出や人口減少が進行する悪循環に陥る可能性がある。

② これまでの過疎法に基づく対策

旧山川町、旧開聞町は以前から過疎地域ということもあり、旧過疎地域活性化特別措置法などの適用を受け、交通通信体系の整備を重点的に行ってきたが、合併後の指宿市も旧過疎法により市内全域が過疎地域として指定されたことから、同じく交通通信体系の整備を重点に過疎対策を実施してきた。

その他、教育関連施設としては各学校の施設や学校給食センター、図書館等を整備した。

産業振興の面においては、基幹産業である農業の振興のために、基盤整備や経営近代化施設整備などを整備した。

水産業振興においては、漁港機能施設を整備するとともに、係船施設・内防波堤を整備した。また、水域環境保全のための排水処理施設や地場産業振興のため流通販売施設などを整備した。

定住促進対策として、生活環境の面で地域活性化住宅、公営住宅などを整備した。

観光又はレクリエーションの面では、交流人口の増加を目的とした観光施設、指宿駅前を整備した。

③ 現在の課題

これまで、産業の振興策など種々の施策が講じられてきたが、若年人口の都会への流出、少子化による人口減少は続いている。

このような現状の中、産業の振興については、基幹産業である農林水産業の担い手の育成・確保、安全・安心といった消費者ニーズに適切に対応しながら、温暖な気候や温泉熱等を生かした付加価値の高い農林水産業の展開、観光業や商業等との各産業相互間の多様な連携が重要である。また、豊かな自然環境や食文化等を満喫できる体験型観光の推進、活気ある商業活動・地場産業の振興も重要である。

社会基盤については、市内外を結ぶ様々な幹線ネットワークの整備が、市民生活の充実や観光振興、地場産業の発展に大きく寄与するものであることから、生活・観光・産業の基盤整備としての道路・交通網の確立、魅力あふれる街並みの形成が重要である。



生活環境については、環境問題が地球レベルでの大きな課題になっている中で、生活環境の整備や産業の振興などの様々な場面で環境負荷の軽減を意識した施策展開が必要である。

保健医療福祉については、温泉等の地域資源を活用した健康づくりの推進、子育て支援体制や、在宅介護を支える高齢者福祉の充実強化、保健医療福祉を支える人材の育成・確保が重要である。

教育文化については、学校、家庭、地域が一体となって、特色ある教育活動を進めるとともに、青少年の健全育成活動等を展開していく必要がある。また、市民が自らの個性と能力を伸ばせる生涯学習社会や、ふるさとの歴史や文化に誇りを持ち、それらを次代に引き継げるような環境づくり、市民の健康保持や体力向上に寄与するスポーツ・レクリエーション活動の推進が重要である。

コミュニティ※・協働については、市民と行政の役割分担のもとに、自分たちのまちは自分たちで考え、実践していくという意識を市民も行政もしっかりと持ち、それぞれの立場で共通の目的に向かって、協働していくことが重要である。

④ 今後の見通し

これまでの過疎地域自立促進計画により推進してきた各種施策を引き続き推進しながら、本市の持つ温泉や海・森林・湖沼等の恵まれた自然環境が、市民生活や観光客に様々な形で活用され、人々の安心・健康に対するニーズを満たす農林水産物や製品・サービスを創り出す産業が生まれ、健康に満ちた市民や国内外の観光客であふれるまちづくりを進める。

特に、第二次指宿市総合振興計画後期基本計画、第二期指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略※の推進や第二次指宿市定住自立圏共生ビジョン、指宿市公共施設等総合管理計画等の各種個別計画との連携により、効果的な施策の展開が期待できる。

(3) 産業構造の変化及び社会経済的発展の方向

① 産業構造の変化

平成 27 年国勢調査によると、本市の就業人口は 20,282 人で、産業別構成比は、第 3 次産業人口が最も多く、全体の 63.9%を占め、次いで第 1 次産業人口が 22.7%、第 2 次産業人口が 12.9%（分類不能産業 0.5%）となっている。

平成 22 年の国勢調査と比較すると、産業別構成比は、第 1 次産業が 0.3 ポイント増、第 2 次産業が 1.7 ポイント減、第 3 次産業が 1.4 ポイント増となっており、産業構造は第 3 次産業に傾いていることがわかる。

※ コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団

※ まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法（平成26 年法律第136 号）第10条の規定に基づき、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画。同条第 2 項及び第 3 項において市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努力義務が課せられている

② 社会経済的發展の方向

技術の向上に伴う、人や物の輸送手段の充実や道路交通網の整備により、通院、通学、買物など日常生活圏が拡大し、さらに産業や経済活動も広域化が進んでいる。

今後は、質の高い食料を安定的に供給できる南の食料供給基地として、また、多彩な地域資源を生かした世界に誇れる観光地づくりを目指すため、諸施策の展開を図る必要がある。

また、国道 226 号の 4 車線化や県道指宿鹿児島インター線の拡幅改良並びに薩摩半島横断道路の建設を促進し、広域的なネットワークとしての道路網の整備を積極的に進める必要がある。

2 人口及び産業の推移と動向

本市の人口は、「1 (2) ①人口等の動向」に記載のとおり、高度経済成長期には人口増加が見られた自治体も多い中、本市では、昭和 25 年をピークに半世紀以上にわたり人口の減少が継続している。死亡数が出生数を上回る自然減少の状態が続いており、出生数の減少や高齢者の増加に伴う死亡数の増加から、自然減少数が緩やかに拡大している傾向にある。特に、20～30 歳代の子育て世代の転出が多い本市においては、少子高齢化が今後さらに加速していくことで、自然減少数の拡大はさらに進むことが想定される。特に、本市の高齢化率は、平成 22 年に 30.0%を超えて以降、直近の 10 年間で急速な上昇を示している。

本市の平成 27 年の就業者数は、全体で約 2 万人となり、産業別就業者数では、第 3 次産業が約 1.3 万人で最も高く、全体の 6 割以上を占めている。

業種別就業者数をみると、「農業」が 4,608 人 (21.5%) で最も高く、次いで、「医療、福祉」が 3,393 人 (16.7%)、「卸売業、小売業」が 2,667 人 (13.1%)、「宿泊業、飲食サービス業」が 2,115 人 (10.4%) となっている。

平成 22 年の就業者数と比較すると、就業者全体で 975 人が減少しており、産業別では、第 2 次産業の減少が 497 人で最も多くなっている。業種別にみると、「製造業」の減少が 308 人で最も多く、次いで「卸売業、小売業」(282 人減少)、「運輸業、郵便業」(156 人減少)、「宿泊業、飲食サービス業」(112 人減少) となっている。

■人口の推移（国勢調査）

表1-1 (1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	63,118	55,282	△ 12.4	52,292	△ 5.4	46,822	△ 10.5	41,831	△ 10.7
0 歳～14 歳	23,068	12,935	△ 43.9	10,313	△ 20.3	5,936	△ 42.4	5,079	△ 14.4
15 歳～64 歳	34,817	35,308	1.4	31,830	△ 9.9	26,825	△ 15.7	22,038	△ 17.8
うち15歳～29歳(a)	11,686	11,217	△ 4.0	7,092	△ 36.8	6,512	△ 8.2	4,459	△ 31.5
65 歳以上(b)	5,233	7,039	34.5	10,097	43.4	14,061	39.3	14,698	4.5
(a)/総数 若年者比率	18.5	20.3	—	13.6	—	13.9	—	10.7	—
(b)/総数 高齢者比率	8.3	12.7	—	19.3	—	30.0	—	35.1	—

※平成 2 年は不詳52名，平成27年は不詳16名。

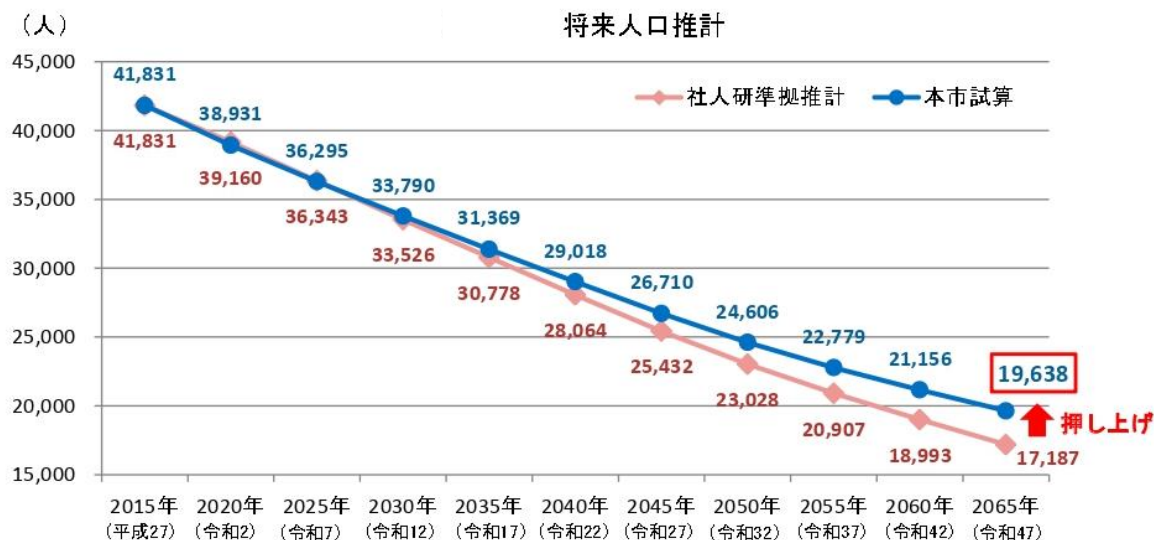


■人口の見通し（人口ビジョン）

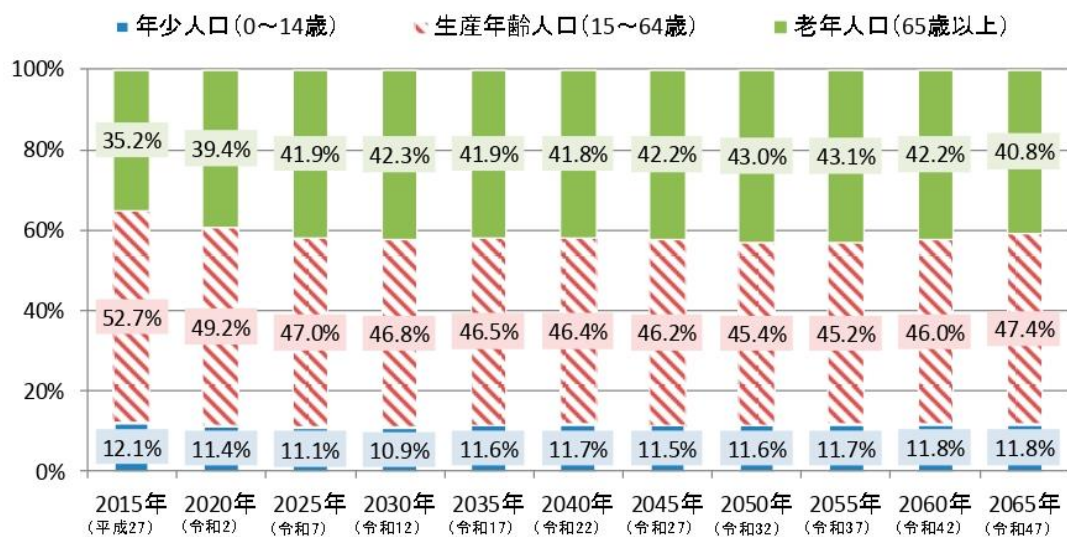
表1-1(2)人口の推移(人口ビジョン)

第二期指宿市人口ビジョン（令和2年2月策定）における将来の人口推計・目標

■2,065年（令和47年）の推計人口・目標：19,638人



第二期指宿市人口ビジョンにおける市独自の将来人口目標における年齢3世区分別割合



3 行財政の状況

(1) 行財政の状況

本市では、行政改革大綱に基づき、各種の補助金や負担金の見直し、受益者負担※の適正化、組織機構の見直し等の積極的な行財政改革に取り組んできたことから、財政の健全性を示す健全化判断比率は、いずれの指標も早期健全化判断基準を下回っている状況である。

しかし、財政構造の弾力性を測定する比率である経常収支比率は、近年 90%を上回る数値で推移し、財政の硬直化が進んでいる。主な要因として、社会保障にかかる扶助費※が年々増加していることが挙げられる。加えて、施設の更新時期等にあわせ、公共施設整備の充実に注力してきたこともあり、これらにかかる地方債の償還が今後本格化することで、財政の硬直化がさらに進行することが見込まれる。

歳入においても、市税の大幅な伸びは期待できず、依存財源の約 4 割を占める地方交付税においても、合併特例措置が終了し、厳しい状況となっている。

また、これまで取り組んできた行財政改革により、増加傾向であった基金残高も、平成 28 年度を境に、減少へ転じている。

さらに、国民健康保険特別会計は、形式収支は黒字となっているものの、被保険者の高齢化、医療の高度化などにより、一般会計から多額の赤字補填的な繰出金を拠出している状況である。

このような状況下においても、行政サービスの多様化により、行政需要は、さらに増大することが見込まれ、厳しい対応を余儀なくされているものの、最少の経費で最大の効果が上げられるよう、各事務事業等を公益性、必要性、有効性から不断に見直し、持続可能な行財政基盤の確立と行政運営の更なる効率化に努める必要がある。

※ 受益者負担

公共サービスをする際、その利益を受けるものが、その利益に応じて経費を負担すること

※ 扶助費

社会保障制度の一環として、生活保護法など、国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものがあり、被扶助者に対して支給する現金やサービスのこと



■市財政の状況

表1－2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	22,139,724	23,822,960	26,244,375
一 般 財 源	12,819,609	13,148,285	13,061,439
国 庫 支 出 金	3,361,251	3,454,645	3,043,055
県 支 出 金	1,689,985	1,845,442	2,065,636
地 方 債	2,311,800	2,856,755	3,333,706
うち過疎対策事業費	550,300	1,137,400	1,542,500
そ の 他	1,957,079	2,517,833	4,740,539
歳 出 総 額 B	21,238,813	22,480,765	25,198,943
義 務 的 経 費	10,570,982	10,626,089	11,018,402
投 資 的 経 費	3,579,981	3,772,500	4,916,526
うち普通建設事業費	3,530,785	3,506,138	4,829,490
そ の 他	5,900,375	6,355,384	7,549,330
過疎対策事業費	1,187,475	1,726,792	1,714,685
歳入歳出差引額 C (A - B)	900,911	1,342,195	1,045,432
翌年度へ繰越すべき財源 D	103,309	143,595	194,375
実質収支 C - D	797,602	1,198,600	851,057
財 政 力 指 数	0.39	0.38	0.38
公 債 費 負 担 比 率	18.3	17.2	18.9
実 質 公 債 費 比 率	13.9	8.3	9.3
起 債 制 限 比 率	-	-	-
経 常 収 支 比 率	92.5	86.2	93.8
将 来 負 担 比 率	86.4	37.1	32.4
地 方 債 現 在 高	24,037,033	24,178,530	27,804,484

(2) 公共施設整備水準等の現状と動向

公共施設の整備水準等の現況は、別表のとおりである。

今後、総合振興計画、過疎地域持続的発展計画などにより、地域の特性やバランス、利便性などにも十分配慮し、計画的に整備を進める。

■主要公共施設等の整備状況

表1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成 2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 修 率 (%)	46.7	73.6	84.2	86.6	87.3
舗 装 率 (%)	64.9	82.8	93.3	94.1	94.3
農 道					
延 長 (m)	202,720	259,438	298,564	269,951	279,455
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	41.5	57.6	69.9	66.8	84.7
林 道					
延 長 (m)	18,662	30,873	25,600	15,259	15,259
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	3.4	5.5	4.5	3.1	2.6
水道普及率 (%)	98.1	97.8	99.0	99.7	99.8
水洗化率 (%)	—	44.8	65.4	77.1	84.8
人口千人当たりの病院, 診療所の病床数 (床)	23.7	28.8	31.5	39.1	37.5



4 地域の持続的発展の基本方針

本市は、昭和 45 年に施行された過疎地域対策緊急措置法に始まり、以降 6 次にわたって施行された過疎法に基づき作成された計画によって、産業振興、交通通信網の整備、生活環境整備など、高齢化・過疎化社会に適応し地域の特性を生かした取り組みを行い、生活における基礎的な条件整備を行ってきた。

しかしながら、少子高齢化による人口減少に起因し、地場産業の衰退、地域活動の低迷、地域活力の低下など一層深刻なものとなり、過疎化は依然として進行している。

また、本格的な地方分権時代の到来をはじめ、共生・協働時代の到来、地球レベルでの環境悪化、高度情報化・国際化の一層の進展、産業を取り巻く環境の急速な変化、住民ニーズの多様化など、社会・経済情勢は大きく変化している。

このような中、本市が目指すべきまちづくりについては、新市建設計画や第二次総合振興計画で示されているとおり、温泉や肥沃な大地等の恵まれた自然環境を守りながら、これらが生み出す魅力ある「食」や「健康」を様々な分野に生かしていくことが重要であると考え

る。よって、すべての市民が健康で、ふるさとに愛と誇りを持ち、住んでよかったと思えるまちづくりを進めるため、4 つの基本理念を踏まえ、本市が目指す 5 つの将来都市像を定め、それらを総括し、代表する将来都市像を以下に掲げる。

【4 つの基本理念】

○「地域資源を最大限活用」するまちづくり ～食の安定供給・交流の促進～

本市が有する多彩で魅力ある地域資源は、私たちの生活や産業活動にやすらぎや潤いなど様々な恩恵を与えてくれる貴重な財産である。

地域資源の新たな魅力を引き出すとともに、その可能性を最大限に活用し、質の高い食料を安定的に供給できる「食料供給基地」や国内外から観光客が訪れる「世界に誇れる観光地」の創造を目指す。

○「生活の質の向上」を目指すまちづくり ～自然との共生・健康への貢献～

本市は、温暖な気候や豊富な温泉、多彩な自然環境などに恵まれ、市民が健康で快適な暮らしを実現できる環境が備わっている。

先人たちが守り育ててきたこれらの自然と共生し、「花と緑など自然があふれるふるさとづくり」を進めるとともに、温泉等の恵みを活用して市民の健康増進を図る「長生きの里づくり」を目指す。

○「人づくり」を重視するまちづくり ～次世代の育成・パートナーシップ～

これからのまちづくりは、行政の力によって推し進められるべきものではなく、市民や地域、NPO※等の市民団体、企業をはじめ、あらゆる主体が知恵を出し合い、力を合わ

※ NPO

民間非営利組織のことで、Non Profit Organization の略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体

せて進めていくことが重要である。

未来の指宿市を拓く魅力ある人材の育成を図るとともに、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という信念に基づき、市民と行政による協働のまちづくりを目指す。

○「一人ひとりが輝く」まちづくり ～いのちと人権の尊重～

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で心豊かな社会を実現するためには、私たち一人ひとりが互いを認め合える人権尊重の精神を育むとともに、地域や企業においても人権尊重のための積極的な取り組みを進めていくことが不可欠である。

「みんなが仲良く暮らせるまち指宿市」を実現するためには、市民一人ひとりが人権の主体者であることと個性の違いを豊かさとして認め合い、いのちと人権を尊重するまちづくりを目指す。

【代表する将来都市像】

「豊かな資源が織りなす 食と健幸のまち」

5つの将来都市像については、個々に取り組まれるのではなく、相互に最大限の波及効果を生み出すことができるよう、相乗効果の高い取り組みを進める。

【5つの将来都市像】

■安心できる質の高い農水産物を提供する南の「食料供給都市」

消費者が安心して食べられる安全な農水産物等を安定的に生産・供給でき、付加価値の高い産業としての農林水産業が発展する「食料供給都市」を目指す。

■一次産品や温泉等の価値を多面的に活用した「健康産業都市」

農林水産業や観光等の基幹産業の振興を図るとともに、健康食品や温泉医療等の健康に関連する新産業の育成を進めることにより、物からサービスに至るまで、多種多様な健康に関する産業群が集積する「健康産業都市」を目指す。

■温泉等の多彩な地域資源を活用する世界に誇れる「保養観光都市」

温泉を核とする様々な地域資源を活用することにより、市民及び観光客が心身ともにリフレッシュでき、健康に過ごせる世界に誇れる「保養観光都市」を目指す。

■豊かな自然環境と調和した街の魅力が輝く「生活充実都市」

豊かな自然環境が住環境や街にうまく活用されたゆとりと潤いに満ちた生活空間の中で、街の持つ利便性を同時に感じられる「生活充実都市」を目指す。

■アジア等との交流・連携による世界に開かれた「国際共栄都市」

アジアをはじめとした海外との経済・学術・文化・スポーツ・環境などの様々な分野における交流・連携を図ることにより、世界に開かれた「国際共栄都市」を目指す。



5 地域の持続的発展のための基本目標

(1) 人口に関する目標

① 人口の将来展望

令和2年2月に策定した「第二期指宿市人口ビジョン※」における本市独自の将来人口推計に基づいた将来人口は、令和7年には36,295人、令和47年には国立社会保障・人口問題研究所の推計を約2,500人上回る19,500人以上を目指し、必要な施策を推進する。

② 将来展望を実現するための取り組み

人口の将来展望を実現するために、次のような取り組みを行うことが求められる。

■自然減少の抑制

高齢者の増加による死亡数の増加や出生率の低下が、本市の自然減少を引き起こす要因の一つであることから、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるための環境整備に取り組み、出生率の上昇や出生数の増加を図る。

■若い世代の流出抑制・流入促進

若い世代の流出を抑制するために、地元企業へ就職を促したり、市外に向けて本市の基盤産業である農業や宿泊業等を中心とした就職を促すことで、市内から若い世代の人口流出を抑制するとともに、市外からの転入者の増加を図る。

■地域の特徴を生かした地域産業の活性化

農業や宿泊業等の基盤事業を持つ本市では、地域の特徴を生かした産業の活性化を図ることが、新たな雇用を生み出し、若い世代の人口定着や市外からの転入による人口増加や交流人口の拡大、さらには地域内の経済循環を高めることに繋がる。地域の特徴を生かした産業の活性化を図ることで、地域内の安定した雇用を生み出し、人口減少の抑制に向けた好循環の流れを作ることが重要である。

(2) 地域の実情に応じた持続的発展のための基本となる目標

人口目標を達成するには、本市の多様な地域資源を活用し、“基幹産業の創出（しごとと創出）”や“暮らしやすさ（まちの創造）”を強化するなど、市の魅力を向上させ、地域間の競争に打ち勝っていく「攻めの地域経営戦略」が肝要であることから、基本となる4つの目標を定め、推進する。

※ 人口ビジョン

国が策定した日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（長期ビジョン）」を勘案しつつ、地方において、人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示したもの

基本目標	成果指標	数値目標（R7）
稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする	市民納税義務者数 （外国人除く、給与所得者・営業等所得者・農業所得者の合計）	13,933 人
“多彩” なつながりを築き、指宿への新しいひとの流れをつくる	入込（日帰り・宿泊）観光客数 対 2019 年（令和元年）比	比 3 % 増
	「『はじめよう！いぶ好き暮らし』応援プロジェクト」による移住件数	5 世帯／年
結婚・出産・子育ての希望をかなえる	合計特殊出生率	1.65
ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる	地域（コミュニティ）活動への支援に関する施策の満足度	70.0%
	「地域のために役立ちたいと思っている」と回答した市民の割合	80.0%

6 計画達成状況の評価

本計画の取り組みについては、毎年度の予算編成時に総合的な内部の評価及び効果検証を行う。

また、第二期指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略※の主要施策等に位置付けられている事業については、指宿市総合振興計画審議会などによる外部評価を行うとともに、その結果をホームページ等で公表することで、本市の取り組みについて、客観性や透明性を図るよう努める。

なお、本計画を着実に推進していくために、評価等の結果に基づきながら、PDCAサイクルを通じ、過疎対策の実効性を高め、地域の持続的発展に向けて取り組んでいく。

7 計画期間

この計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

「指宿市公共施設等総合管理計画」は、公共施設等の総合かつ計画的な管理を行うため、資産等の情報やコスト情報を正確に把握するとともに、本市が所有する公共施設等の現状と課題を整理し、将来のあり方に関する基本方針を定めるものである。また、基本方針に基づき、施設又は施設の類型に応じた「個別施設計画」を策定している。

※ まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法（平成26 年法律第136 号）第10条の規定に基づき、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画。同条第2 項及び第3 項において市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努力義務が課せられている



本計画においても、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の考え方に基づき、公共施設の機能的かつ効果的な管理を推進する。

なお、本計画に記載された全ての公共施設等の整備が「指宿市公共施設等総合管理計画」に適合するものである。

【指宿市公共施設マネジメントの基本方針】

- 方針 1 公共施設等の適正配置と施設総量の縮減を図ります。
 - ・ 既存施設の見直し及び複合化、縮減の検討
 - ・ 公共施設（建築物）の単一機能での新規整備の抑制
- 方針 2 公共施設等の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図ります。
 - ・ 予防保全型の維持補修への転換
- 方針 3 公共施設等の効率的な管理運営を目指します。
 - ・ 維持管理コストの最適化

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成



1 現況と問題点

(1) 移住・定住

本市では、若年者の市外流出による少子高齢化や過疎化が進む中、若年世代の定住が図られていないのが現状である。現在、市内におけるI・Jターン者の定住を図るため、住宅の新築や購入にかかる費用の一部を助成し、定住促進対策に努めている。

また、近年の自然志向の高まり、新しい生活様式によるテレワーク※、リモートワーク※、ワーケーション※、二地域居住などの多様化する働き方やライフスタイルの変化を受け、いわゆる田舎暮らしや地方とのかかわりを求める人が増えつつあることから、本市の温暖な気候と豊富な温泉を活用した移住・定住者の受け入れ体制の充実を図る必要がある。

(2) 地域間交流

高速交通網の整備や目覚ましい情報化の進展に伴い、ヒト・モノ・情報の交流活動はますます活発になっている。

本市では、熊本県人吉市、北海道千歳市、オーストラリア・ロックハンプトン市と姉妹都市盟約を結び、児童生徒の相互交流や職員派遣など相互に活発な交流を行っている。

また、いぶすき菜の花マラソン大会などのイベントを通じた交流や、地元の素材を生かした体験型観光での交流を図っている。

(3) 共生・協働の人材育成

人口減少や高齢化、世代間格差や考え方の多様化などにより、地域の組織力の低下、人材の減少、地域内の連携やコミュニケーションの衰退などが懸念されている。これらの状況は、地域住民主体の地域運営の妨げにも繋がる恐れもあるため、地域住民が地域づくりの意識を持つような取り組みをする必要がある。

また、地域の活性化のためには、地域に暮らす多様な個々の人材を生かし、行政や事業者と連携した取り組みが必要である。

そして、生涯学習・社会教育の最大の目的は「人づくり」、つまり「よき個人」「よき職業人」「よき家庭人」「よき地域人」を育成することである。したがって、自ら学びたいテーマあるいはその校区特有の地域課題に対応する「要求課題型」の講座のみならず、

※ テレワーク

情報通信技術（ICT = Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと

※ リモートワーク

英語：remote work 会社から離れた場所で働くこと。オフィスには行かずに自宅等で業務を行うこと

※ ワケーション

「ワーク」（労働）と「バケーション」（休暇）を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でリモートワークを活用しながら、働きながら休暇をとる過ごし方のこと



市や県、日本、世界を取り巻く諸問題又は現代的課題或いは合意形成や対話に係る技術習得に関する「必要課題型」の講座を充実し人材育成機能を更に強化していくことが必要である。

2 その対策

(1) 移住・定住

本市では、I・Jターン者が本市に住宅を新築または購入した場合、定住促進助成金を交付したり、移住を検討している方の空き家の有効活用や移住検討者をサポートする取り組みを行うなど、定住人口増とコミュニティ※の活性化を図っている。

また、市外の人々が指宿へ移住・定住しやすいような支援策等の充実を図り、多様化する働き方に対応するために、フリーランス※等が働きやすい環境整備を推進している。

今後もホームページや広報紙等を活用して、定住促進制度等について広報を行い、広く事業の周知を図る必要がある。

(2) 地域間交流

各種交流事業の体制や事業内容を充実させるとともに、既存の施設の有効活用を進め、様々な交流人口の増加を促進する。また、姉妹都市との交流活動の一層の促進と、いぶすき菜の花マラソン大会などのスポーツイベントの充実を図り、地域間の交流を図る。

特に、「道の駅いぶすき」、「道の駅山川港活お海道」等を拠点として、地元農産物や特産品の販売、歴史・文化などの情報の発信、イベントの開催を行い、都市住民との交流を図る。

また、本市は薩摩半島の最南端に位置し、南に開かれているという地理的な特性を有しており、これらの情勢を踏まえて、農林水産業や観光産業などの経済的な交流・連携はもちろんのこと、学術・文化・スポーツ・環境などの分野においても相互に協力しながら連携を深め、アジア圏域をはじめとした海外との交流を意識したまちづくりを進める。

(3) 共生・協働の人材育成

市民の様々なアイデアや活動意欲を行動へとつなげるため、地域の課題解決やまちづくりを進めていくための「共創の場づくり」を推進する。

Society5.0※のデジタル技術を活用することで、地域の課題を解決・改善を行い、快適で住みやすい地域づくりを目指す。

※ コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団

※ フリーランス

特定の企業や団体、組織に属しておらず、自らの技能を提供することにより社会的に独立した個人事業主もしくは個人事業法人

※ Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）

また、地域や本市の課題解決のための学びの場として生涯学習講座や公民館講座、人づくり出前講座の充実を図るとともに、地域女性団体連絡協議会やPTA連合会、子ども会育成連絡協議会などの社会教育団体への指導助言機能を強化し、その再興・活性化を図るとともに、青少年育成推進員や青少年育成センター補導委員の活躍の場を創出することを通じて、まちづくりを主体的に担う人材の育成を図る。

3 計画

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進, 人材育 成	(2) 地域間交流	姉妹都市等交流事業	指宿市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	定住促進対策費 〔事業内容〕 移住に係るおとし滞在の旅費補助や移住支援金の交付を行う。 〔必要性〕 移住者の負担軽減と移住・定住を促すために必要である。 〔事業効果〕 定住促進が図られる。	指宿市	
		Welcomeいぶすきコンシェルジュ設置事業費 〔事業内容〕 移住に係るワンストップ窓口として設置し、移住相談等に対応する。 〔必要性〕 移住・定住を促すために必要である。 〔事業効果〕 定住促進が図られる。	指宿市	
		定住情報発信強化事業 〔事業内容〕 移住・定住情報の広報用ツールの整備及び発信を行う。 〔必要性〕 移住希望者へ本市をPRするために必要である。 〔事業効果〕 定住促進が図られる。	指宿市	
		フリーランスに優しいまちづくり事業 〔事業内容〕 フリーランスが働きやすい環境の整備を行う。 〔必要性〕 移住・定住及び二拠点居住の促進のために必要である。 〔事業効果〕 定住促進が図られる。	指宿市	
	人材育成	NPO活動等支援事業 〔事業内容〕 市・県又は国との協働事業を実施した実績のある市民活動団体等が行う同協働事業の公益活動に対し補助金の交付を行う。 〔必要性〕 地域内分権を推進する上で重要となる新たな公共サービスの担い手を育成するために必要である。 〔事業効果〕 新たな成果や仕組みの構築など、他活動団体への波及的な効果が得られ、協働による取り組みが推進される。	指宿市	



持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進, 人材育 成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 人材育成	共生・協働支援事業 〔事業内容〕 自治会, ボランティア団体, NPO法人等が, とともに協力し 支え合う地域活動を支援する。 〔必要性〕 情報の交流及び発信, 相談・手続対応等を行うために必 要である。 〔事業効果〕 地域が支え合いながら, 地域課題に連携・協力して取り組 む地域社会づくりが図られる。	指宿市	
		市民活動補償保険事業 〔事業内容〕 市民主体の公益活動を対象とした市民活動補償保険制 度への加入を行う。 〔必要性〕 安心してボランティア活動等に参加できる環境づくりを行う ために必要である。 〔事業効果〕 市民活動の健全な発展と地域社会の振興が図られる。	指宿市	
		共創の場づくり事業 〔事業内容〕 市民の様々なアイデアや活動意欲を行動へと繋げるた め, 市民の集う場を作り, 活動に伴う知識向上のための各 種講演会を実施する。 〔必要性〕 人材の発掘及び育成を図るために必要である。 〔事業効果〕 地域づくりの中心的な役割を担う人材の発掘, 育成が図ら れる。	指宿市	
		花のまちづくり推進事業費 〔事業内容〕 秋と春の年2回, 各高齢者団体等に花壇苗を配布する。ま た, 花壇等の管理に対し, 報償費を支払う。 〔必要性〕 当市の基幹産業の一つである観光業を盛り上げるため に, 景観形成は必要な要素である。 〔事業効果〕 主要道路の景観向上, 高齢者の生きがいづくりに寄与す る。	指宿市	
		空き家活用推進事業 〔事業内容〕 移住希望者と空き家のマッチング及び地域主体の空き家 活用の促進を行う。 〔必要性〕 空き家活用の促進及び定住促進のために必要である。 〔事業効果〕 空き家問題の解消や定住促進が図られる。	指宿市	
	その他	出愛のキューピッド支援事業 〔事業内容〕 結婚願望のある方を対象に, 出会いの場の創出や出会い をサポートするための事業を行う。 〔必要性〕 若い世代が結婚しやすい環境づくりや個人の魅力向上な ど婚活の支援を図るために必要である。 〔事業効果〕 新たな出会いが増え, 結婚・出産の促進が期待できる。	指宿市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では, 「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら, 地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

第3章 産業の振興



1 現況と問題点

(1) 農業

本市の農業は、温暖な気候と豊富な水資源や温泉熱、基盤整備された広大な農地などの有利性を生かし、そらまめ、実えんどう、スナップえんどう、オクラ等の野菜をはじめ、花き・観葉植物、果樹、葉たばこ等の生産や畜産が盛んに行われ、特に野菜や畜産の農業産出額は九州で上位クラスにあり、市内総生産額についても、全体の一角を占める重要産業である。

国内における農産物・食品については、消費者の低価格志向が続く上に、今後、本格的な少子高齢化・人口減少により、消費の減少が見込まれている。また、単身世帯や共働き世帯の増加など、社会構造やライフスタイルの変化に伴い、食の外部化[※]や簡便化志向等の進展も見込まれている。このような市場の変化に対応しながら、農業産地として生産を維持・拡大していくためには、食品関係事業者等を含めた他産業関係事業者と連携し、変化するニーズに即した生産体制やフードバリューチェーン[※]を構築していく必要がある。

さらに、今後10年程度の間、農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれている中で、農業生産における基礎的資源である良好な営農条件を備えた農地や農業用水の確保と有効利用、次世代への継承が喫緊の課題となっている。また、今後、本市の農業が基幹産業、成長産業として持続的に発展していくためには、効率的かつ安定的な農業経営・農業構造へ転換していくほか、本市の有利性を生かした営農体制をさらに推進し、安全・安心な作物の安定生産、他産地との出荷時期の差別化を図ることにより、農家所得の向上につなげていく必要がある。

一方、農山村地域、特に中山間地域においては、少子高齢化・人口減少が先駆けて進行しているが、農山村地域は、農業をはじめとした様々な営みにより地域住民が生活していると同時に、国土保全、水源のかん養[※]、人々に安らぎを与える景観、生物多様性、文化伝承といったような多面的機能を備えている。近年、「田園回帰」による人の流れも全国的広がりをみせており、農山村地域の持つ価値や魅力が再評価されてきている。

※ 食の外部化

高齢化の進行、単身世帯の増加、女性の社会進出、生活スタイルの多様化等を背景に、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況がみられ、これに伴い、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品や惣菜、弁当といった中食の提供や市場の開拓等に進展がみられており、こうした動向を総称して食の外部化という

※ フードバリューチェーン

農林水産物の生産から製造・加工、流通、販売、消費に至る各段階のそれぞれを支えるすべての活動（生産工程管理・労務管理等）の付加価値を連鎖として捉える考え方（各段階の付加価値を高めながらつなぎあわせることにより構築される、食を基軸とする付加価値の連鎖）

※ かん養

土壌に水を浸みこませ、地表の水が地下浸透して帯水層に水が供給されること



(2) 林業

本市の森林面積は 5,999ha で、市総面積の 40%を占めており、民有林率は 89%である。そのうち、スギやマツを主体とした民有林人工林面積は 3,163ha (60%) で、森林資源の維持・造成と森林保全あるいは水源かん養林※機能を十分發揮するため、除間伐や保育を適切に実施していく必要がある。

一方、近年、木質バイオマス発電※施設や木材加工施設の建設などによる木材需要の増加要因も発生しており、更なる魅力的な林業振興発展の追い風となるものととらえ、森林環境譲与税※を活用した森林経営管理制度※の推進や高性能機械の導入、林業専用道の整備などによって、施業集約化及び効率化を積極的に推進するとともに、皆伐を行う森林については森林機能の保持及び林業の継続的発展を図るため、再造林を推進する必要がある。

また、松くい虫の被害を受けた地域では抵抗性マツや広葉樹へ、スギやヒノキの育成に適さない地域においてはクヌギやカシなどの広葉樹への樹種転換を図る必要がある。

森林は、地域における景観を保ち、森林浴や野外レクリエーションなどの憩いの場としての人との共生の森林として、あるいは本市の水源地である池田湖や鰻池への水源かん養林としての機能を有している。特に、海岸線沿いの松林は、住宅や農地に対する防風・防潮などの保安機能を有していることから、松林の保護・再生に努めなければならない。

(3) 水産業

本市の水産業は、3漁協で形成され、第3種漁港である山川漁港を基地とした、遠洋・近海のカツオ漁と、指宿・山川町・かいぬい漁協等の沿岸・沖合漁業の一本釣り、刺し網、曳網、定置網漁等が中心に行われているが、漁業就業者の高齢化や減少が続いており、水揚げの減少も続いている。

水産資源が限られ、規模が小さく生産性が低いため、今後も継続した魚礁の設置や藻場造成等の取り組み、つくり育て管理する資源管理型漁業の推進による稚魚の放流等の取り組みを継続し、漁場の育成と資源の維持・増大を図りながら漁業者の所得向上を図っていかなければならない。

※ 水源かん養林

雨水を吸収し、水源を保ち育て、河川流量を調節するための森林。雨水を一時に流出させず、常に一定量を蓄えることから水資源の確保や水害防止などのダム機能が認められている

※ 木質バイオマス発電

間伐材などの山林未利用材を破碎したものを燃料とし、発生した熱で蒸気を作り、その蒸気の圧力でタービンを回して発電すること

※ 森林環境譲与税

森林経営管理法に合わせて施行された森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づいて県及び市町村に交付される。主に森林整備、木材利用のための財源として活用される

※ 森林経営管理制度

平成 31 年 4 月 1 日に施行された森林経営管理法に基づいた新しい制度。適切に管理されていない人工林を対象に、森林所有者と認定林業事業者の仲介役を市町村が行うことで、適切な経営管理の促進を行うもの

山川漁港内などで行われている海面養殖漁業では、カンパチなどが養殖されているが、漁場環境の悪化防止のため、赤潮対策や漁場診断を行うなど、漁場環境の保全を図る必要がある。

内水面養殖業は、ウナギ・甲殻類等の陸上養殖が行われている。

水産加工業は、伝統的にかつお節を主に練り製品加工、塩辛、塩干加工業などが行われており、近年は家庭用加工商品の開発・製造も盛んになり、HACCP※による衛生管理に取り組んでいる。

平成6年に保税蔵置場※の設置許可を山川町漁業協同組合、山川水産加工業協同組合及び横浜冷凍（株）の3社が受け、輸入カツオの比重が増し陸路搬入が減少することで、かつお節製造業者の負担の軽減が図られてきたところであるが、原材料の約1割を陸送に頼っており、その負担はいまだに大きい。

平成25年に山川港が無線検疫対象港※として指定されたことから、今後はさらに海外まき網船や輸入運搬船の誘致活動に努め、かつお節原料の安定供給を図ることが必要である。

令和2年のかつお節生産量は6,752 t、66.1億円で約400名を雇用する基幹産業となっているが、生産量、雇用者数ともに減少傾向にある。

各漁港においては、漁村が持つ豊かな地域資源を活用した漁港・漁場環境の整備を推進するため、漁港漁場整備長期計画に基づき施設整備を進めていく必要がある。また、施設の老朽化対策等を行い、機能保全・長寿命化を図る必要がある。

漁港漁村の有する多面的機能の重要性が高まっていることから、これらについて市民の理解を促していく必要がある。

「道の駅いぶすき」、「道の駅山川^い港^{かい}活^{どう}お海道」は、海産物・水産加工品の生産者と消費者をつなぐ重要な拠点となっていることから、施設の利用度を高める工夫について検討するとともに、施設の更新等や大規模改修などを検討する必要がある。

(4) 商業

市内の小売業はその大半を中小経営者が占めており、社会経済の変化に対応した活発な商業活動が展開できるよう、経営体質の強化や近代化を図ることが必要となっている。

また、郊外型大型店の進出や消費者ニーズの多様化、ライフスタイルの変化により、地域の商店街は、来客や店舗数の減少、空き店舗の増加など厳しい状況にある。

※ HACCP

英語：Hazard Analysis and Critical Control Point の略。（危害分析・重要管理点）食品安全上重要な危害要因（有害な微生物や化学物質等）を同定し、評価し、制御するシステム。HACCPは、最終製品検査を主に頼るよりはむしろ危害要因の混入を防ぐことに重点を置いている

※ 保税蔵置場

税関長の許可を受け、外国からの輸入品を税関の輸入許可が得られていない状態で、関税の徴収を一時留保したまま保管できる民間所有の上屋や倉庫のこと

※ 無線検疫対象港

検疫法第17条第2項の規定により、船舶の長が第6条（入港前の通報）の規定に基づく入港前の通報を行なう場合に、船舶を入れようとする港を担当する検疫所長（支所・出張所長を含む。）に無線（電報など）を利用して行うことにより、入港が許される港のこと



商店街は、その地域の顔ともいえる場として人々の交流の場としても利用されており、移動手段を持たない高齢者などが容易に買い物をすることができ、交流を図ることができるという観点からも、商工会議所や商工会等の団体と行政、地域住民が協働して、既存商店街・商業施設の活性化を進める必要がある。

製造業においては、既存の二次加工品や伝統工芸品等に加え、6次産業化や農商工連携による地域資源を生かした新たな加工品の開発が進んでいる。

また、事業者や行政、商工会議所や商工会等が連携して、都市部や国外へ積極的に販売を進める取り組みを推進しているが、コロナの影響により、これまで以上に消費動向が多様化するとともに、商体系もウェブを活用した通信販売等への偏重が顕著化しており、時流に沿った販売の在り方が求められている。

(5) 観光

豊かな自然と温泉に恵まれた本市は、既存の観光施設の充実を図るとともに、新たな観光施設整備に官民一体となって取り組み、国内はもとより海外からも多くの観光客が訪れる日本有数の温泉観光地として成長してきた。

池田湖や知林ヶ島などの観光資源のほか、世界的にも類を見ない天然砂むし温泉、自然体験型公園の「かいもん山麓ふれあい公園」、多目的温泉保養施設の「ヘルシーランド たまて箱温泉」、回転式そうめん流し発祥の地「市営唐船峡そうめん流し」、花のテーマパーク「フラワーパークかごしま」などは代表的な観光拠点施設である。

近年、国民の余暇の増大や価値観の多様化などにより、観光客のニーズが「物見遊山的な観光」から「体験・参加型観光」へ変わり、旅行形態も団体から小グループや個人へと変化してきている。

一方、交通機関の発達による日帰り圏の拡大と観光客のニーズの多様化により宿泊客は減少し、日帰り客が増えている。

そのような中、九州新幹線鹿児島ルートを利用した北部九州、中国、関西地区からの入込客の増大、更にアジア圏域、特に台湾、香港や韓国からの旅行客が増えてきた。また、新型コロナウイルス感染症に対する安全・安心な受入体制の構築も求められている。観光に関わる需要が増す中、これらのニーズに応えつつ観光客の誘致促進を図るため、本市特有の自然・温泉・歴史・文化などの観光資源を生かしながら、滞在型観光地の形成を目指す必要がある。

さらに、景観整備により観光客が楽しさ、快適さを感じられるような付加価値の高い観光地としての質的な向上を図っていくことも重要となっている。

また、市民一人ひとりが、観光客を温かくもてなす体制づくりも求められている。

本市で販売される土産品等の相当数が市外で生産されたものである。市内の産品を使った土産品の販売や飲食品の提供は市内事業者の振興だけではなく観光客の満足度の向上にも繋がることから、早期の開発、販売が求められる。

(6) 情報通信産業

本市では、情報通信産業を生業とする事業者はほとんど見られない。近年では、超高速ブロードバンド※の整備やＩｏＴ※、ＩＣＴ※などの革新的技術の活用が進み、場所にとらわれずに仕事ができるようになったが、ビジネスにおいては、これらを利活用できる専門知識を有する人材の育成・確保が必要である。

(7) 企業誘致

本市の工業は食料品や飲料などの消費関連製造業が多く、地域に密着した業種が育っているが、経営基盤の弱い中小企業がほとんどで、雇用・就業の場が少ないことが課題である。

本市においては、経済情勢や地理的条件等から企業立地が図られず、新規学卒者の雇用の受け皿になるような就業先が少ないことから、大半が市外へ流出している現状があり、本市の人口減少と過疎化の要因となっている。

2 その対策

(1) 農業

本市の農業生産条件の有利性（気候・土壌・畑かん等生産基盤）を生かしながら、将来にわたって農業の成長産業化を図っていくため、高齢化やライフスタイルの変化による食の外部化や簡便化志向等への進展を踏まえ、消費者や実需者ニーズの多様化・高度化に対応した農畜産物や農産物加工品等の生産・開発・流通・販売体制の確立を推進する。

また、消費者ニーズを踏まえた安全・安心な農畜産物の生産振興やブランド化により、産地間競争力の向上を図るため、園芸作物においては、持続的な地域農業の発展に必要なＩＰＭ※技術やスマート農業の推進、農家の所得向上に向けた新たな農業技術普及と農家指導の充実を図り、畜産においては、家畜伝性病防疫対策や畜産クラスター事業等を活用した経営の安定・規模拡大、自給粗飼料の確保対策、環境保全対策を推進する。

さらに、食と農の深化につながる施策を核とし、多様な主体と連携しながら農業のグローバル化、6次産業化、食育・地産地消等に関する取り組みを推進するほか、効率的

※ ブロードバンド

電波や電気信号、光信号などの周波数の帯域幅が広いこと。また、それを利用した高速・大容量な通信回線や通信環境

※ ＩｏＴ

英語：Internet of things の略。「モノのインターネット」あらゆる物をインターネットに接続すること

※ ＩＣＴ

英語：Information and Communication Technology の略。通信技術を使って人とインターネット、人と人とが繋がる技術のこと

※ ＩＰＭ

英語：Integrated Pest Management の略。総合的病害虫、雑草管理の略称で、利用可能なすべての防除技術（耕種的防除、物理的防除、生物的防除、科学的防除）の経済性を考慮しつつ、総合的に講じることで、病害虫、雑草の発生を抑える技術



かつ安定的な農業経営への転換を図っていくため、経営感覚をもった人材が活躍できるよう、経営規模や家族・法人などの経営形態の別にかかわらず、担い手農家（認定農業者※、認定新規就農者、将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農等）の育成・確保を進めるとともに、担い手農家への農地の集積・集約化を推進する。

農業生産基盤の整備については、地域の気候風土にあった農業生産基盤の整備、国土強靱化の観点からの農業水利施設の長寿命化等を推進するとともに、農地や農道の保全に努め、畑かん施設更新事業や農村地域防災減災事業等を活用した基盤整備を進める。また、地域住民共同で行う農業・農村の有する多面的機能を支える活動等への支援を拡充する。

農山村の振興については、農山村の多様な地域資源と他分野との組み合わせによって農山村地域における新たな価値を創出し、地域住民の所得と雇用機会を確保するほか、中山間地域をはじめとした農山村地域に人が住み続けるための環境づくりを推進する。併せて、農山村地域への市民の関心を高め、関係人口を増やしながら広域的に支える新たな動きや活力を生み出す取り組みを推進する。

(2) 林業

地域内の環境保全、保安林の保全を進めるとともに、水源かん養※など森林のもつ公益的機能の充実を図る面からも森林の維持・保全は重要であることから、除間伐、主伐並びに再造林及び樹種転換などを推進する。

海岸沿いの保安林における防風・防潮機能の保持、主要観光地に相応しい景観の保持等を図るため、松くい虫防除、被害木の伐倒駆除及び抵抗性マツの植林・保育によって、松林の保全及び再生を実施する。

また、林道整備や治山事業は、森林環境を守るための維持管理を進める上で欠かせないものであることから、今後も事業の推進を図る。

(3) 水産業

稚魚の放流など自らがつくり育てる漁業を積極的に取り組むとともに、水産資源の持続的利用と水産業の成長産業化を両立するスマート水産業への取り組みを推進する。

また、水産技術開発センターとの連携を図りながら、養殖技術の高度化や新たな魚種の導入、水産資源維持・増大のため藻場干潟の保全活動など漁港漁村の有する多面的機能を増進するための事業を推進する。

※ 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、自ら作成する「農業経営改善計画」（５年後の経営目標）を市町村等から認定された農業者

※ かん養

土壌に水を浸みこませ、地表の水が地下浸透して帯水層に水が供給されること

水産加工業については、6次産業化やHACCP※による衛生管理への対応を引き続き支援するとともに、水産加工品と農産物などとの複合製品化や直売体制の充実を進めて、付加価値の向上を図り地元特産品の販売を促進する。

かつお節原料の地元調達増大と港勢の浮揚を図るため、山川町漁業協同組合、山川水産加工業協同組合と連携を図りながら外来漁船の誘致を積極的に推進する。

漁業の生産基盤である漁港については、漁港漁場整備長期計画に基づき整備を行なうと共に、計画的な維持管理によりライフサイクルコスト※の低減を図る。さらに、漁船の大型化に伴うかつお節原料安定供給のための漁港整備や高度な衛生管理、原材料の安定的な確保を目的とした施設整備の促進に努める。

「道の駅いぶすき」、「道の駅山川港活^いお^{かいどう}海道」の管理・活用により地元特産品の販売促進や、生産者と利用者の交流促進による農山漁村の活性化を推進する。

(4) 商業

既存商店街・商業施設の活性化のため、商工会議所や商工会、商店街等と連携を図りながら、助成制度の充実、商品券事業の実施、イベント等の開催、地域の特性を生かした郷土料理や土産品の開発・販売、空き店舗の有効活用等にぎわい創出や商業者の育成等の支援を通じて、地域を支える商店街の形成や経営基盤の強化を促進し、市民の日常的な生活を支える商業環境の維持・向上に努める。

また、製造業においては、市外への販売促進に向けて、情報収集や商品の改善及び人的研鑽を行うとともに、国内外での販売を促進する取り組みや商談会への参加を促す取り組みを実施し、販売を促進する環境整備を図る。

併せて、事業者負担の大きい商品開発からマーケティングまでの取り組みについて支援強化を行うとともに、広告媒体等を活用した事業を展開し、本市産品の知名度の向上に努める。

創業、起業支援については、関係機関等のネットワーク化により、創業、就業等を総合的に支援する「地域企業応援センター」を中心に、地域経済の振興と雇用の創出を図る。

(5) 観光

観光ニーズの変化に対応するために、温泉に入浴し自然景観を見る従来の観光から、温泉を様々な形で体験でき、また豊かな自然環境や食文化などを満喫できるような地域を体感できる観光地への転換が求められている。

※ HACCP

英語：Hazard Analysis and Critical Control Point の略。（危害分析・重要管理点）食品安全上重要な危害要因（有害な微生物や化学物質等）を同定し、評価し、制御するシステム。HACCPは、最終製品検査を主に頼るよりはむしろ危害要因の混入を防ぐことに重点を置いている

※ ライフサイクルコスト

英語：Life cycle cost 建設の企画・設計費、建設費などの初期投資（イニシャルコスト）と、保全費、修繕・改善費、運用費などの運営管理費（ランニングコスト）および解体処分までの建物の生涯に必要な総費用



そこで、本市の地域素材や旬の素材を活用した飲食メニューやお土産品等の開発を進めるとともに、販売を促進する事業や小売店への流通を促進する事業を展開することで、本市の食文化を感じることができる体制づくりを推進する。

併せて、ヘルスツーリズム・メディカルツーリズムなど新たな観光旅行メニューの開発を進めるとともに、農林漁業や自然・味覚体験メニューの充実を図る。

観光拠点については、インバウンド※及びバリアフリー※に対応した既存施設の改修・再整備や体験機能の充実を図るとともに、指宿駅前周辺を活性化するため、地元商店街や関係団体等が行うイベント等を積極的に支援していく。

また、国直轄事業として実施されている指宿港海岸の砂浜再生・侵食対策に併せ、背後地に緑地等の整備を行い、訪れた観光客と市民に憩いと安らぎを与える空間づくりを目指す。

いぶすきフットボールパークを中心としたスポーツ施設を活用し、スポーツコミッション※いぶすき等と連携し、更なるスポーツ団体等の大会・イベント、合宿・キャンプなどの誘致を図り、交流人口の拡大による地域・経済の活性化を推進する。

こうした取り組みと並行して、観光客への情報提供や広報・宣伝活動を充実するとともに、J R九州や関係自治体等とも連携し、市内に点在する景勝地や観光施設を結ぶ交通ネットワークの構築を図る。

さらに、今後、増加が見込まれるアジア圏域をはじめとする外国人観光客誘致に向け、現地での誘致活動などに積極的に取り組むとともに、温泉施設等の更なる充実、案内板やパンフレットの外国語表記、通訳ガイドの育成など、行政、民間一体となって国際的な観光保養地づくりを進める。

(6) 情報通信産業

I o T※、I C T※などの革新的技術の活用促進や情報インフラの拡充により、全国的に、都市部から離れた地方へ情報通信産業のサテライトオフィス※を設置する企業が増加している。

これらのオフィス等の誘致の可能性についても、他産業と同様に、関係機関と連携しながら、情報通信産業の振興に努める。

※ インバウンド

海外から入ってくる旅行。一般的に訪日外国人旅行を指す

※ バリアフリー

日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害や、情報に関わる障壁などを取り除いていくこと

※ スポーツコミッション

スポーツ大会やイベント、合宿の誘致、スポーツを通じた交流促進等による地域活性化と市外からの誘客を目指す官民一体型の専門組織

※ I o T

英語：Internet of things の略。「モノのインターネット」あらゆる物をインターネットに接続すること

※ I C T

英語：Information and Communication Technology の略。通信技術を使って人とインターネット、人と人との繋がる技術のこと

※ サテライトオフィス

本社など企業・団体の中心的な拠点から離れて働く場所のこと

(7) 企業誘致

本市への企業の進出による雇用の拡大，新規学卒者の地元定着を図るため，農業・水産業・観光といった豊富な地域資源を活用し，定着できる企業の誘致や起業を促進するとともに，新産業の育成についても，関係機関と連携を図りながら，調査研究に努める。

地場産業経営の合理化と設備の近代化を進めるため，「指宿市工場等設置奨励条例[※]」やふるさと融資制度[※]等の諸制度の積極的な活用を図る。

また，県や関係機関と連携し，情報収集に努めるとともに，立地条件などの広報活動を展開し，企業誘致を推進する。

製造業やインターネットを活用したソフトウェア産業等の誘致についても，関係機関と連携しながら，企業誘致に努める。

※ 指宿市工場等設置奨励条例

本市の工業の振興を促進するとともに，雇用の場の拡大を図るため，工場等を設置する者に対して，固定資産税等相当額の補助や工場用地取得費用の一部助成を行うことを市が定めたもの

※ ふるさと融資制度

地域振興に資する民間投資を支援するため，都道府県または市町村が長期の無利子資金を融資する制度。投資費用（補助金等を除く）の35%以内（過疎地域等は45%以内）の範囲で無利子融資が受けられ，残りの資金は，民間金融機関等からの借入れや自己資金等で調達する



3 計画

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農村地域防災減災事業	鹿児島県	
		畑地帯総合整備事業(担い手支援型)負担金 (南薩地区)	鹿児島県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業(南薩)負担金	鹿児島県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業(南薩土地改良区 団体営)負担金	鹿児島県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業(山川用水路)負担 金	鹿児島県	
		水利施設等整備事業(南薩(ストマネ)地区)	鹿児島県	
		天道松支線農道新設工事	指宿市	
	水産業	畠久保線農道改良工事	指宿市	
		広域漁場整備事業(魚礁設置負担金)	鹿児島県	
	(2) 漁港施設	今和泉漁港改修事業	鹿児島県	
		山川漁港改修事業	鹿児島県	
		川尻漁港改修事業	鹿児島県	
		水産鮮度保持施設整備事業	山川町漁協	
		市管理漁港整備事業	指宿市	
		活動火山周辺地域防災営農対策事業費	受益者	
		中心経営体等施設整備事業費	受益者	
	(3) 経営近代化施設 農業	産地生産基盤パワーアップ事業費	受益者	
		指宿市工場等設置奨励補助金	指宿市	
		特定創業支援事業「創業塾」実施補助金	指宿市	
	(5) 企業誘致			
	(6) 起業の促進			
	(9) 観光又はレクリエーション	池田湖周辺観光施設整備事業	指宿市	
		観光情報発信用デジタルサイネージ整備事業	指宿市	
		子宝通り整備事業	指宿市	
		ふれあい公園備品購入費	指宿市	
		山川・開聞地域観光地等維持管理費(備品購入)	指宿市	
		池田湖護岸補強工法検討業務委託事業	指宿市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	海外まき網船水揚げ奨励金 〔事業内容〕 山川漁港に海外まき網船を誘致するため、山川漁港で水 揚げをした海外まき網船に対し奨励金を給付する。 〔必要性〕 鰹節や水産加工品の原料を水揚げする海外まき網船の入 港を確保するために必要である。 〔事業効果〕 海外まき網船の入港が増え、加工原魚の安定的な供給が 図られるとともに地元経済の活性化が図られる。	指宿市	
		かつお漁船誘致事業 〔事業内容〕 海外まき網船を誘致するためトップセールスを行う。 〔必要性〕 海外まき網船の誘致は、加工原魚確保や地元経済の活 性化のため必要である。 〔事業効果〕 加工原魚の安定的な供給が図られるとともに、入港に伴う 地元経済の活性化が図られる。	指宿市	

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	多面的機能支払交付金事業費 〔事業内容〕 水土里サークル活動の補助を行う。 〔必要性〕 農村地域の高齢化、過疎化による担い手不足、集落機能の低下が進行しており、地域ぐるみで行う共同活動への支援が必要である。 〔事業効果〕 農用地、水路、農道等の地域資源の良好な保全と質的向上が図られ、多様な参加主体間での協働が推進される。	指宿市	
	商工業・6次産業化	農業後継者結婚祝金 〔事業内容〕 農業に従事する経営者又は後継者の結婚に対し、祝金を交付する。 〔必要性〕 農業に従事する経営者・後継者の意欲の向上及び地域農業の活性化のため必要である。 〔事業効果〕 地域農業の活性化が図られる。	指宿市	
		山川みなと祭り負担金 〔事業内容〕 山川みなと祭り開催に係る経費の一部を負担する。 〔必要性〕 水産業及び地域住民、商工業者が一体的に実施する山川みなと祭りは地域の活性化のため必要である。 〔事業効果〕 水産業及び地域住民・商工業者が連携し、漁港を中心とした街づくりの機運が高まる。	実行委員会	
		鯉節産地入札会補助金 〔事業内容〕 鯉節の産地入札会開催に際してその運営費の一部を補助する。 〔必要性〕 産地入札会は全国から鯉節問屋が集まることから、売上増加、産地のPRのため重要な事業であることから支援が必要である。 〔事業効果〕 指宿鯉節の知名度と売り上げの増加が図られる。	加工業組合	
		鯉節製造技術者養成補助金 〔事業内容〕 鯉節製造技術者の育成に係る経費の一部を補助する。 〔必要性〕 地域の主要産業であり、全国有数の生産量を誇る指宿鯉節の製造を担う技術者を養成することは鯉節製造業の発展のため必要である。 〔事業効果〕 指宿鯉節の製造に係る技術の伝承と後継者の育成が図られる。	加工業組合	
		漁業後継者奨励金・漁業婚姻祝金 〔事業内容〕 漁業者、漁業後継者の就労・結婚に際して奨励金・祝金を支給する。 〔必要性〕 漁業は本市の重要な産業の一つであるが、漁業者の減少が続いていることから、漁業者・漁業後継者の確保のため必要である。 〔事業効果〕 漁業者・漁業後継者の確保が図られる	指宿市	
		漁業近代化資金利子補給事業 〔事業内容〕 漁業近代化資金を貸し付ける漁協に対し、漁業近代化資金に係る利子補給金を交付する。 〔必要性〕 漁業者が資本装備の高度化を図る際の負担を軽減するため必要である。 〔事業効果〕 漁業者の設備が高度化され経営が近代化される。	指宿市	



持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	つくり育て管理する漁業推進事業(指・山・開) 〔事業内容〕 漁業者が行う種苗放流などの取り組みに対して補助金を交付する。 〔必要性〕 本市においても水揚げの減少などが続いていることから、種苗放流など資源回復に向けた取り組みを継続する必要がある。 〔事業効果〕 減少した水産資源が回復し、水揚げの回復が図られる。	各漁協	
		指宿市商工業制度資金利子補給助成金事業 〔事業内容〕 商工業者が制度資金を利用した場合に、融資総額の1%以内で利子を助成する。 〔必要性〕 融資に対する利子の一部を助成することにより、市内の商工業者の経営安定を図るため必要である。 〔事業効果〕 商工業者の負担軽減が図られる。	受益者	
		いぶすき産業まつり負担金 〔事業内容〕 本市の産業発展を目的とした「いぶすき産業まつり」に対し負担金を拠出する。 〔必要性〕 市内の商工業・農林水産業の活性化を図り、市政発展に資するため必要である。 〔事業効果〕 商工業者のみならず、農林水産業者の事業意欲の向上が図られる。	実行委員会	
		商店街活性化支援事業補助金 〔事業内容〕 商店街や通り会等が実施する各種イベントに対する補助金を交付する。 〔必要性〕 商店街等における来客数の減少や、空き店舗の増加に歯止めをかけるため必要である。 〔事業効果〕 商工業の活性化及び商店街への誘客が図られる。	商工会議所	
		共通商品券発行事業補助金(指宿商工会議所) 〔事業内容〕 商工会議所が発行するプレミアム商品券のプレミアム分を補助する。 〔必要性〕 継続的な消費活動の増大により、市内の商工業者の経営安定を図るため必要である。 〔事業効果〕 商工業の活性化や経営安定の持続化が図られる。	商工会議所	
		共通商品券発行事業補助金(菜の花商工会) 〔事業内容〕 商工会が発行するプレミアム商品券のプレミアム分を補助する。 〔必要性〕 継続的な消費活動の増大により、市内の商工業者の経営安定を図るため必要である。 〔事業効果〕 商工業の活性化や経営安定の持続化が図られる。	商工会	
		商店街街路灯維持費補助金 〔事業内容〕 商店街が管理する街路灯について、電気代の一部を補助する。 〔必要性〕 空き店舗の増加により、商店街会員の負担が増大することを防ぐため必要である。 〔事業効果〕 商店街への誘客や防犯、商工業者の負担軽減が図られる。	各団体	

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	商店街街路灯設置補助金 [事業内容] 商店街が設置又は補修等をした場合に、経費の一部を補助する。 [必要性] 誘客や防犯のため街路灯を商店街が設置又補修する際の負担軽減を図るため必要である。 [事業効果] 商店街への誘客や防犯、商工業者の負担軽減が図られる。	各団体	
		鯉節宣伝普及事業費補助金 [事業内容] 本市をはじめ、近隣地域において、本市で生産される鯉節のPR及び食育事業を実施する。 [必要性] 鯉節産地としての認知度向上と消費拡大のため必要である。 [事業効果] 地域圏における鯉節産地としての認知が図られるとともに、消費の定着が図られる。	水産加工業協同組合	
		特産品振興事業 [事業内容] 地域産品のPRに係る事業を実施する。 [必要性] 本市主要産品の商流の維持・増進に必要である。 [事業効果] 大消費地での消費拡大や知名度向上により販売増進が図られる。	指宿市	
		指宿鯉節協会負担金 [事業内容] 本市で生産される鯉節類の全国的な知名度向上や都市部での消費拡大を図る事業を実施する。 [必要性] 全国屈指の鯉節産地としての知名度向上のためのブランド化や消費拡大の機会造成のため必要である。 [事業効果] 全国における鯉節産地としての認知や、鯉節の消費拡大が図られる。	指宿鯉節協会	
		鹿児島県特産品協会負担金 [事業内容] 本市を含め鹿児島県の官民が連携して地域産品の振興及び販売支援に係る事業を実施する。 [必要性] 県内の事業者間の連携や情報共有による商機拡大のため必要である。 [事業効果] 物産展等の機会増進による販売拡大が図られる。	県特産品協会	
		特産品販路拡大支援事業 [事業内容] 都市部で開催される商談会等への出展に係る経費の支援を行う。 [必要性] 事業者の都市部における自主的な販路拡大のため必要である。 [事業効果] 販路開拓による販売拡大が図られる。	指宿市	
		地域商品活性化事業 [事業内容] 事業者育成や都市部での販売支援、商品開発等に係る事業を実施する。 [必要性] 将来に向けた経営の在り方を踏まえて、都市部における販売及び商品展開を試行する機会を造成するため必要である。 [事業効果] 都市部の市場動向やマーケットに応じた販売が図られる。	指宿市	



持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化 観光	南薩輸出協議会負担金(半島振興広域連携促進事業費補助金) 〔事業内容〕 地域産品の輸出に係る事業を南薩地域の4市で実施する。 〔必要性〕 新たな販路開拓のため、輸出を試行する機会の造成が必要である。 〔事業効果〕 輸出の拡大が図られる。	実行委員会	
		国際交流推進事業 〔事業内容〕 インバウンド向け誘客事業、外国人材雇用環境整備事業、地域における多文化共生事業を行う。 〔必要性〕 コロナ禍による一時的な落ち込みはあるが、近年は外国人観光客、技能実習生、外国人住民が増加傾向にあり、必要である。 〔事業効果〕 各事業を通じて外国人向けの環境整備を行うことで、直接的な効果が見込まれる。	実行委員会	
		公益社団法人日本観光振興協会負担金 〔事業内容〕 同協会が我が国の観光の振興を総合的に図るために行う事業への協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	同協会	
		温泉所在都市協議会負担金 〔事業内容〕 同協議会が、温泉所在地における各種問題を調査研究し、解決に向けた事業への協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	協議会	
		九州観光都市連盟負担金 〔事業内容〕 同連盟が、九州観光全体の発展を図り、観光立国へ貢献するために行う事業への協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	同連盟	
		公益社団法人鹿児島県観光連盟負担金 〔事業内容〕 同連盟が、本県における観光産業の振興と地域の活性化等に向けて行う事業への協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	観光連盟	
		鹿児島県観光誘致促進協議会負担金 〔事業内容〕 同協議会が、国内および海外観光客等の鹿児島への誘致を積極的に行う事業への協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	協議会	
		鹿児島観光コンベンション協会負担金 〔事業内容〕 同協会が、鹿児島への観光客の誘致、コンベンションの誘致などに向けて行う事業への協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	同協会	

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 観光	鹿児島地区総合観光ガイドブック負担金 〔事業内容〕 同連盟が、市町村と協同で作成している「観光ガイドブック」作成事業への協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	観光連盟	
		指宿郷土料理開発研究会補助金 〔事業内容〕 同研究会が、新たな郷土料理への取り組みの研究及び開発に関して行う事業への協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	同会	
		指宿駅周辺を明るくきれいにする会負担金 〔事業内容〕 同会が、JR指宿駅並びにその周辺の環境整備及び美化活動を取り組むことへの協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	同会	
		いぶすきアロハのまちづくり推進運動実行委員会負担金 〔事業内容〕 同実行委員会が、フライベントやアロハ着用実施などに関して行う各種事業への協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	実行委員会	
		いぶすき菜の花マラソン大会実行委員会負担金 〔事業内容〕 同実行委員会が、1年で一番早い日本陸連公認として、開催するマラソン大会への協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	実行委員会	
		いぶすき菜の花マーチ実行委員会負担金 〔事業内容〕 同実行委員会が、1月に菜の花を活かして実施するウォーキングイベントへの協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	実行委員会	
		九州学生弓道大会新人戦指宿大会受入対策協議会負担金 〔事業内容〕 同協議会が、例年12月上旬に開催される弓道大会を支援しており、同イベントへの協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	協議会	
		指宿温泉祭運営委員会負担金 〔事業内容〕 同運営委員会が、観光指宿の根源である温泉に感謝する祭を行っており、イベントへの協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	運営委員会	



持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 観光	いわさき白露シニアゴルフトーナメント協賛金 〔事業内容〕 国内のシニアプロゴルファーが参加のもとで開催されており、イベントへの協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	実行委員会	
		新魅力ある指宿まちづくり協議会継続事業負担金 〔事業内容〕 JR九州とのタイアップ事業や中華圏からのインバウンド誘致に向けたイベントへの協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	協議会	
		観光ガイドブック作成事業 〔事業内容〕 本市観光情報等を全国にPRするとともに、観光誘致を図るために必要な観光ガイドブックの作成を行う。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	指宿市	
		指宿大好き体験運営事業 〔事業内容〕 滞在型観光地としての中核となる事業として、主に教育旅行の受け皿となる体験型観光素材の提供を行う。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	指宿市	
		鹿児島県四地区観光連絡協議会負担金 〔事業内容〕 同協議会が、相互の観光振興を図るとともに、鹿児島県観光の発展に寄与することを目的として実施する事業への協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	協議会	
		鹿児島県教育旅行受入対策協議会負担金 〔事業内容〕 同協議会が、本県への修学旅行誘致に関して実施する事業への協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	協議会	
		観光かごしま大キャンペーン推進協議会負担金(一般) 〔事業内容〕 同協議会が、かごしまの魅力を宣伝し、一層の観光客誘致に向けて実施する事業への協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	協議会	
		いぶすき広域観光推進協議会負担金 〔事業内容〕 同協議会が、優れた観光資源の発掘や宣伝及び受入態勢整備のために行う事業への協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	(一社)いぶすき 観光デザイン	

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 観光	鹿児島県教育旅行受入対策協議会誘致事業(旅費) 〔事業内容〕 同協議会が、主催する本県への修学旅行誘致セールス事業への参加旅費である。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	指宿市	
		国内誘客(国内誘客展開・県内旅費)事業 〔事業内容〕 国内における誘客展開(誘致セールスやキャンペーン)に係る参加旅費である。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	(一社)いぶすき 観光デザイン	
		指宿観光国内セールス事業 〔事業内容〕 観光商品の情報発信や、メディアを通じた広告宣伝、オンライン観光商談の実施・セールス活動等を実施する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	指宿市	
		観光がこしま大キャンペーン推進協議会負担金(重点戦略) 〔事業内容〕 同協議会が、本県への観光客誘致を図るため、重点的かつ戦略的に実施する事業への協力や負担金を拠出する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	協議会	
		指宿観光大使PR事業 〔事業内容〕 本市を広く国内外に紹介していただける方々を「指宿観光大使」として委嘱し、PR用名刺を作成する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	指宿市	
		郷土会タッグロコミ事業 〔事業内容〕 各郷土会役員の方々に、本市の魅力を伝えていただくことにより、誘客を図るため、PR用名刺を作成する。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	指宿市	
		雑誌・新聞広告事業 〔事業内容〕 本市を広く国内外にPRするため、雑誌・新聞等において、適時、効率的な有料宣伝広告を行う。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	(一社)いぶすき 観光デザイン	
		指宿温泉旅館事業協同組合補助金 〔事業内容〕 同組合が、年間を通じて、市民・諸団体と協力し、おもてなし活動等を実施していることに対して補助を行う。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	同組合	



持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 観光	まち歩きガイド運営事業 〔事業内容〕 市内の名所等をまち歩きにより、観光客を案内するボランティアの組織・運営を行う。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	指宿市	
		観光体験ブラッシュアップ事業 〔事業内容〕 市内の名所等をまち歩きと地域資源を融合した旅行商品の造成を行う。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	指宿市	
		ロケ誘致・支援事業 〔事業内容〕 本市の資源を題材とした各種メディアのロケーション撮影の誘致ならびに取材時の支援を行う。 〔必要性〕 本市の観光振興を図るうえで必要である。 〔事業効果〕 観光振興を通じて、交流人口の拡大が図られる。	(一社)いぶすき 観光デザイン	
		指宿地区美化協議会負担金 〔事業内容〕 霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)指宿地区内の清掃及び環境美化に係る事業費へ負担金を交付する。 〔必要性〕 国立公園利用者がもたらすゴミ等の廃棄物の収集、周辺の清掃や環境美化等を行う必要がある。 〔事業効果〕 国立公園内の環境美化が図られる。	指宿市	
		スポーツ・文化交流大使招へい事業 〔事業内容〕 スポーツ・文化の振興及び地域活性化、国内外へスポーツ・文化に関する魅力の発信、観光振興等を行う。 〔必要性〕 スポーツ・文化の分野で活躍している者等を通じて、本市の魅力を広く国内外に情報発信できる。 〔事業効果〕 スポーツ・文化の振興及び地域活性化並びに観光振興を進めることができる。	指宿市	
		住宅・建築物安全化促進事業費(建築物耐震化促進事業補助金) 5棟 〔事業内容〕 建築物耐震対策緊急促進事業として実施される、耐震設計(改修・建替え)、耐震改修(改修・建替え・除却)に対し、予算の範囲内で補助金の交付を行う。 〔必要性〕 不特定多数の者が利用する大規模建築物の地震に対する耐震性、安全性の向上を促進するために必要である。 〔事業効果〕 耐震性、安全性の向上が図られる。	指宿市	
	(11) その他	水産多面的機能発揮対策事業	活動組織	
		広域観光交流推進事業(霧島・屋久島)	(一社)いぶすき 観光デザイン	
		九州オルレPR・受入環境整備事業	指宿市	
		砂むし温泉入浴介助サービス事業	指宿市	
		国際観光推進員設置事業	指宿市	
		観光コンシェルジュ設置事業	指宿市	
		自転車を活用したまちづくりを推進する全国市町村長の会負担金	同会	

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
2 産業の振興	(11) その他	インバウンド向け地型旅行商品造成事業	(一社)いぶすき観光デザイン	
		訪日外国人旅行商品バス運行助成事業補助金	(一社)いぶすき観光デザイン	
		いぶすき観光ネット(HP)運営事業	指宿市	
		外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金	指宿市	
		いぶすき観光デザイン運営負担金(固定費分)	(一社)いぶすき観光デザイン	
		公益社団法人指宿市観光協会運営補助金	観光協会	
		鹿児島県都市観光連絡会議研修会事業	同会議	
		観光PR用リーフレット作成事業	指宿市	
		観光PRポスター作成事業	指宿市	
		観光ガイドブック全面改訂事業	指宿市	
		イベント対応業務	指宿市	
		JR連携事業負担金	指宿市	
		鹿児島銀行との包括連携協定事業	指宿市	
		北前船寄港地フォーラム事業	指宿市	
		観光ガイドブック(海外向けパンフ)作成事業	指宿市	
		観光ガイドブック(海外向けパンフ)全面改訂事業	指宿市	
		多言語マップ作成事業	指宿市	
		新規イメージポスター作製事業	指宿市	
		子宝通り朝風呂周遊事業	指宿市	
		子宝通りサイン調査事業	指宿市	
		指宿地域景観整備	指宿市	
		かいもん夏祭り実行委員会負担金	実行委員会	
		九州オールドカーフェスタin指宿かいもん実行委員会負担金	実行委員会	
		「開闢岳の日」企画委員会負担金	実行委員会	
		おいでよ！スポーツでいぶ好き元気プロジェクト事業	指宿市	
		収入保険制度加入補助金	農業共済組合	
		棚田地域振興事業費	指宿市	
		農地中間管理事業	指宿市	
		産業連携推進費	指宿市	
		食育・地産地消推進事業費	指宿市	
		青果物生産出荷安定基金協会負担金	基金協会	
		農業機械士会補助金	指宿市	
		畜産資金貸付事業費	受益者	
		クリーンアップいぶすき確立事業	指宿市	



持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
2 産業の振興	(11) その他	鳥獣被害対策実践事業	協議会	
		肉用牛雌牛特別導入事業	指宿市	
		全国和牛能力共進会出品対策事業(県単)	指宿市	
		全国和牛能力共進会出品対策事業(市単)	指宿市	
		畜産クラスター事業	協議会	
		有害鳥獣捕獲事業費	指宿市	
		優良雌牛導入事業(仮称)	指宿市	
		葉たばこ振興対策事業	指宿市葉たばこ振興会	
		葉たばこ共同乾燥施設整備事業	山川町葉たばこ共同乾燥組合	
		指導強化活動推進費	指宿市農林技術協会	
		指宿市鳥獣被害対策実践事業	指宿市	
		観葉のまち指宿事業費	協議会	
		スマート農業推進事業費	協議会	
		松くい特別防除事業	指宿市	
		松くい虫伐倒駆除事業	指宿市	
		みんなの森林づくり県民税関連事業 (里山林総合対策事業)	指宿市	
		森林経営管理事業費	指宿市	
		耕地施設単独災害復旧費	指宿市	
		林業振興費	指宿市	
		指宿港海岸埋立工事 L=1,200m A=34,000㎡	指宿市	
		指宿港海岸緑地整備事業 L=1,200m A=34,000㎡ 人道橋2橋	指宿市	
		県単港湾整備事業負担金(魚見港)	鹿児島県	
		機構集積支援事業	指宿市	
		遊休農地再生事業	指宿市	

4 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
市内全域	製造業, 情報サービス業等, 農林水産物等販売業, 旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

同章の「2 その対策」及び「3 計画」のとおり。

5 公共施設等総合管理計画等との整合

本市観光の中核的役割を果たす施設については、「予防保全型管理」による適正な維持管理を行い、利用状況、老朽化等を総合的に勘案し、更新等を検討する。また、利用者が少なく、採算性の低い施設については、施設の設置目的や特性、利用状況等を勘案し、施設の統廃合、民間譲渡等を検討していく。

公園施設については、各公園に必要な施設であるため施設の統廃合や集約化は困難だが、今後老朽化や利用状況等を総合的に判断し、長寿命化を図るものとする。

産業系施設については、各施設の設置目的や必要性などを整理した上で、他の類似施設への機能集約や統廃合を含めた検討を行う。

海岸・漁港施設については、「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図る。

本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。



第4章 地域における情報化



1 現況と問題点

(1) 情報通信

行政及び防災などの広報は、防災行政無線の放送施設を利用している。

防災行政無線においては、平成24年度から整備を進めてきたが、平成27年度において市内全域の屋外拡声子局が完成した。また、難聴区域における戸別受信機の配布が完了しており、さらに屋内でも防災行政無線が聞き取れる防災ラジオの整備も平成29年度に完成している。

情報格差の問題については、令和3年度中に池田及び利永交換局管内で超高速ブロードバンド※（F T T H※）を整備する予定としており、これにより、市内全域で、超高速ブロードバンド（F T T H）を利用できるようになる。

公衆無線LANについては、市内の観光拠点に無料W i - F i ※を設置し、情報を取得しやすい環境整備を行った。

携帯電話については、平成26年度末において不感地域が解消されている。

テレビ放送については、平成26年度末において地上デジタル放送への移行に伴う新たな難視聴地域は解消された。

情報通信については今後、地域住民や学校、地域企業、行政機関などの間でI o T※、I C T※などの革新的技術を活用した双方向ネットワークの構築を行い、相互の連携を図る必要がある。

2 その対策

(1) 情報通信

I o T、I C Tなどの革新的技術の活用が進む中で、今後これらの前提となる情報通信基盤の整備について、都市部と都市部以外の地域格差が生じないように努める。

また、情報通信技術の活用については、地域産業、経済の活性化に重要な役割を果たすと考えられるため、専門知識を有する人材の育成・確保を行い、地域住民の誰もが、いつでも、どこでも、容易に情報の受発信や交流ができる環境の構築を目指す。

※ ブロードバンド

電波や電気信号、光信号などの周波数の帯域幅が広いこと。また、それを利用した高速・大容量な通信回線や通信環境

※ F T T H

英語：Fiber To The Homeの略称で、光ファイバーを伝送路として一般個人宅へ直接引き込む、アクセス系光通信網の構成方式

※ W i - F i

英語：Wireless Fidelityの略称で、無線LAN（Local Area Network）の規格のひとつ

※ I o T

英語：Internet of thingsの略。「モノのインターネット」あらゆる物をインターネットに接続すること

※ I C T

英語：Information and Communication Technology の略。通信技術を使って人とインターネット、人と人とが繋がる技術のこと

一方、産業面については、観光情報に係るホームページの充実を進め、特産品情報や観光情報を国内外に効果的に提供できる体制づくりを進める。

また、防災行政無線施設を適正管理するとともに、防災ラジオの市民への普及啓発を進めることにより、地域住民の安全を確保する。

3 計画

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 ブロードバンド施設	高度無線環境整備推進事業	通信事業者	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。



第5章 交通施設の整備，交通手段の確保



1 現況と問題点

(1) 交通基盤

本市は、鹿児島空港から 86km、県都鹿児島市から 46km 離れた薩摩半島最南端に位置しており、県都鹿児島市とは、国道 226 号及び県道指宿鹿児島インター線（指宿スカイライン）でアクセスされているが、国道 226 号が片側一車線で幅員が狭く、交通量の増加を起因とする交通渋滞が問題となっており、輸送コストが高くなっている状況にあるため、リダンダンシー※の確保が望まれるとともに、災害時に備えた国道 226 号の代替道路の確保が課題となっている。

主要地方道としては、県道岩本開聞線等があり、近隣への幹線道路としての役割を果たしている。道路として必要最小限の機能は保たれているが、道路管理の合理化、良好な都市景観の確保などの観点を踏まえ、二次改良を行う必要がある。このことにより、安全で円滑な交通を確保することが望まれる。

市道は、令和 2 年 4 月 1 日現在において、実延長 572,300m、改良済 499,418m (87.3%)、舗装済延長 539,497m (94.3%) である。改良率、舗装率ともに県内平均値を上回っているものの、早急に改良・舗装しなければならない路線がある。これまでの過疎対策の推進により着実に改善されてきているが、地域の振興を図る上で必要不可欠であることから、引き続き、安全で信頼性の高い道路整備を進め、交通安全対策や道路環境の整備など道路の質的水準を高めるとともに、新規整備のみならず、将来にわたる現道の損傷・劣化等を把握し、効率的な維持管理を実施していく必要がある。

(2) 交通機関

本市の公共交通機関は J R 指宿枕崎線、民間バス、市内循環バス、予約型乗合タクシー及び山川根占フェリーが運行されている。

しかしながら、過疎化の進行に伴い、利用者は減少傾向にあり、その結果、民間事業者が経営する採算が合わない交通路線は、縮小や廃止の事態に陥っており、高齢者や交通弱者をはじめとする地域住民の円滑な移動に支障をきたしている。

J R は通学や通勤、通院など住民の日常生活において重要な役割を果たしているが、自家用車の普及や少子化による学生数の減少などによって採算性が悪いことから、列車の便数が以前より減ってきている。それに伴って、列車や施設の改善が図られないという悪循環になっている。

バス路線については、地域住民の日頃の生活に無くてはならないものであるため、国の制度を活用して維持補助金を交付するとともに、路線バスの空白地へ市内循環バスや

※ リダンダンシー

「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されていたりする様な性質を示す

乗合タクシーを運行させるなどして、地域住民への交通手段の確保に努めていく必要がある。

また、山川・根占航路については、平成 23 年 3 月から民間により運航されているが、それぞれが過疎地域である薩摩半島と大隅半島の南端を結ぶ重要な航路であることから、維持・存続に向けて取り組む必要がある。

2 その対策

(1) 交通基盤

道路・交通網は、産業活動や観光を支える重要な基盤であると同時に、市民生活を支える重要なインフラである。

そこで、県都鹿児島市や高速交通体系へのアクセスのための国道 226 号や県道指宿鹿児島インター線（指宿スカイライン）、広域生活圈形成に必要な薩摩半島横断道路などの整備促進を図る。

また、広域農道については、広域的な農林水産品の物流促進や、災害時に備えた国道等の代替路線としても期待できることから、早期の完成に努め、渋滞の解消や観光客の利便性の向上など、地域外との物流、交流の円滑化に向け、県都鹿児島市や高速交通体系へのアクセスの向上を図る。

また、市内での活発な交流や本市の一体感を生み出すために、幹線となる道路・交通網の整備充実を図り、地域住民の生活及び産業活動の基盤となる道路網を確立する。

市道など生活関連道路については、現道の損傷、劣化等を把握し、効率的な維持管理に努めるとともに、地域住民の意向を取り入れながら、安全で信頼性の高い、高齢者や障害者等が安心して歩行できる道路の整備等安全で快適な道路環境づくりを促進する。

さらに、保養観光地として観光客の移動を容易にするとともに、市内の観光拠点の連携を促進するため、魅力ある観光ロードの整備を進める。

(2) 交通機関

交通網については、沿線住民・観光客等の利便性向上に向け、JR のダイヤ改正の要望や駅の整備・利用促進などに努めるほか、JR 九州や関係自治体と連携し、観光特急の増結や在来線の増便など、JR 指宿枕崎線の輸送力強化に向けた取り組みを推進する必要がある。

また、市内の移動の円滑化を図るためにバス路線の維持・充実を図る。特に、市内循環バスや予約型乗合タクシーについては、地域住民の声を聞きながら、細やかな路線見直しを行い、気軽に利用できる交通手段として継続していく。併せて、待合環境の整備を行う。

山川・根占航路は、薩摩半島と大隅半島の産業振興や交流促進などに不可欠な航路であることから、両半島と連携して運航の維持・存続に向けて努力する。



3 計画

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
4 交通施設の整備, 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	道路舗装新設改良事業	指宿市	
		十二町海岸通り線道路改良工事 L=1,200m W=6.0~9.25m	指宿市	
		十二町海岸通り線末排水改良工事 L=338m	指宿市	
		庁舎潟山線整備事業費 L=175m,W=16m	指宿市	
		都市計画道路整備事業費	指宿市	
		橋梁長寿命化修繕事業	指宿市	
		市道災害防除事業	指宿市	
		秋元川災害防除事業	指宿市	
	(3) 林道	林道維持費	指宿市	
		(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	指宿市	
	(10) その他	市内循環バス等運行事業 〔事業内容〕 交通弱者対策として運行する循環バスや、乗合タクシーを旅客輸送事業者へ委託する。 〔必要性〕 交通弱者、買い物弱者等の移動手段を確保するため公共交通を維持することは必要である。 〔事業効果〕 交通弱者等の移動手段が確保される。	指宿市	
		山川・根占航路運航推進協議会負担金事業 〔事業内容〕 海の国道である山川・根占航路の利用促進を図る目的で設置する協議会へ負担金を拠出する。 〔必要性〕 薩摩・大隅両半島の先端を繋ぐ山川・根占航路を維持するための陸上業務や利用促進事業を実施するため必要である。 〔事業効果〕 利用促進や、利用者の利便性の向上が図られる。	協議会	
		駅簡易業務委託業務費	指宿市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

道路については、「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図り、「舗装修繕計画」に沿った計画的な維持管理を行う。

橋梁等については、適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」を徹底し、橋梁長寿命化修繕計画に沿って計画的な維持管理を行う。

また、本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

第6章 生活環境の整備



1 現況と問題点

(1) 上水道施設

令和3年3月末現在、給水人口は、39,147人、給水区域内人口39,227人、普及率99.8%、年間有収水量5,862,935 m³となっている。水道事業は、市民の日常の生活や社会活動に欠かせない重要なライフラインであり、常に安全な水の安定供給に努めている。

今後も、本市の水瓶である池田湖や鰻池の取水施設等の老朽化や経年化に伴う更新、地震や渇水などの非常時対策が必要となってきた。

なお、水道事業の給水区域外については、尾下地区及び畠久保地区の飲料水供給施設が整備されたが、例年、1月～3月の渇水期に水不足が生じ、必要に応じて給水作業を実施している。

今後、両施設の適正な維持管理に努めるとともに、他の上水道区域外についても安全・安心な飲料水供給に向けた対策を講じていく必要がある。

(2) 下水処理施設

公共下水道は、昭和54年に着手して以来、下水道施設の整備（事業計画：目標年度令和5年度計画処理面積545ha、計画人口11,700人）を図り、公共用水域の保全、地域衛生及び生活環境の向上、さらに都市環境の整備に寄与し、市民の快適な生活環境の確保を図るため、継続して事業を行っている。

生活排水（污水）対策事業については、年次的に公共下水道の整備を行い普及率の向上に努めているところであるが、施設が耐用年数を超え老朽化していることや温泉水を下水道に流入していることから硫化水素ガスによる施設の腐食化が進んでおり、施設の機能停止や道路の陥没等が懸念されているところである。

また、雨水対策事業については、近年の異常気象による集中豪雨や潮位の上昇により、浸水被害が慢性的に発生している。特に大牟礼・弥次ヶ湯排水区は低平地部が多く、潮位の高い満潮時や大雨等には、強制排水で対応しているところであり、台風や局地的な豪雨時には、頻繁に床下浸水等が発生している状況である。

し尿処理は、指宿広域市町村圏組合による、指宿広域汚泥リサイクルセンターが建設され、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理が行われている。

また、指宿市の給食センターから排出される生ごみと合わせて処理し、堆肥を作るなど循環型社会を推進している。

鰻池の水質保全のために集落排水の浄化処理を行う鰻地区生活排水処理施設は、昭和53年に建設され、平成16年度に大幅な改修を行い現在に至っているが、毎年度、経年劣化等による揚水ポンプや配管等の修繕・補修が生じている状況である。

また、鰻池湖畔に敷設されている排水処理施設への送水パイプについても、景観保護上、改善が必要である。



(3) 廃棄物処理施設

ごみは、生活様式の変化や生活水準の向上によって多様化し、その処理が大きな課題になっている。

ごみ排出量は平成 14（2002）年度をピークに徐々に減少しているが、燃えるごみの中に、紙類やペットボトル等の資源となるごみや水切りが不十分な生ごみの混入も多く見られる。また、燃えないごみ袋の中にも資源となるアルミやスチールなどの空き缶類も多く見られるため、これらを中心に、分別の徹底とごみ減量化を進めることが課題となっている。

ごみ減量化のため、本市では、指定ごみ袋導入による可燃物と不燃物の分別収集をはじめ、常設収集所などで資源ごみの分別収集に取り組んでいる。

ごみ処理については、平成 29 年 4 月 1 日から指宿広域クリーンセンターの供用が開始され、指宿広域市町村圏組合運営のもと、更なるごみの減量・再資源化に努めている。

また、指宿広域市町村圏組合による管理型最終処分場のうち増設処分場及び管理棟（浸出水処理プラント）が平成 25 年 12 月 1 日から供用開始され、再生処分場は平成 28 年 8 月 10 日から供用開始された。

また、家庭から排出されるガレキ類の埋立処理を行う安定型最終処分場については、指宿ごみ処理場に集約して行われている。

(4) 火葬場

火葬場は、指宿地域と山川地域にあり、両施設とも平成 14 年に供用開始されており、人生最後の儀式的場にふさわしい施設としての定期的な整備に加え、経年劣化による機器類の補修が必要となっている。

引き続き、両施設とも適正な維持管理や円滑な運営を行う必要がある。

(5) 消防施設

消防は平成 25 年 4 月から指宿市及び南九州市の区域を管轄する「指宿南九州消防組合」が発足し、同消防組合による常備消防と非常備消防（分団数 23、団員定数 564 名）が設置されており、消防防災に力を発揮している。消防水利は、防火水槽 466 基、消火栓 728 栓が整備され、施設は年々充実しているが、充足率は地域によってばらつきがある。また、住宅域が広がりつつある地域では施設が不足しているため、年次計画により改善を図る必要がある。

一方、非常備消防では、消防団員の高齢化に伴い、若い団員の確保が求められている。

高齢化・広域化などが進む中、市民生活の安全確保や救急・救助要請の増加に対応する消防組織の充実強化が急務であり、地域社会とのかかわりもより深くなってきていることから、「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助の活動を行うための自主防災組織の育成を図ることが重要である。

(6) 公営住宅

市営住宅は、現在、768 戸の市営住宅を所有管理し、低所得者層の住宅対策として、セーフティーネット機能の向上を図るため、老朽化した住宅の計画的な建て替え並びに長寿命化や環境改善事業を行なっている。

国の政策も、保有している公営住宅の長寿命化に重点が置かれ、ライフサイクルコスト※の縮減を推進している。

本市においても建築年数の経過による老朽化した住宅が多くあることから、安全で快適な住環境を維持していくため、適切な維持管理及び計画的な整備が求められている。

(7) その他

墓地については、市内には市営小田墓地公苑をはじめ、各地区等の共同墓地が点在しているが、近年、寺社が設置した納骨堂へ遺骨を移転する改葬許可の申請数が増え、改葬後の墓石が取り壊されずに残るなどしている。

区画整理については、指宿駅の周辺及び市役所の周辺部において、狭幅員の道路や排水の不良等生活環境の悪い地域があり、道路、公園、その他の公共施設の整備改善を行ない、住みやすい市街地への形成が進められている。

省エネルギーについては、公共の施設・設備によっては老朽化等により、省エネ性能が低くなっている可能性のものもあるが、その現状調査・解析がなされていない。このような中、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、公共施設を対象としたエネルギー管理を行い、年平均 1 % 以上のエネルギー消費原単位の低減に努めなければならない。また、今後建設される施設については、規模に応じて省エネ措置の届出・維持保全を行わなければならないことから、法に基づき、計画的に施設・設備の新設・改修を行い、省エネ性能の向上に努める必要がある。

本市において、ガソリンや灯油は、住民生活に不可欠の物資であるが、近年の人口減少とともに販売事業者の努力だけでは供給網の維持が難しくなりつつあり、今後、給油所の廃業や撤退等により、身近にガソリンや灯油を手に入れる場所がないといった事態が生じないよう、安定供給の仕組みを考える必要がある。

また、次世代自動車※の普及が今後見込まれる中で、電欠をおこさないインフラ整備も進めていく必要がある。

公害防止については、生活様式の変化や農畜産経営の大規模化に伴い、これに起因する汚水が河川へ流入することによる水質汚濁や、畜舎及び施肥に伴う悪臭の拡散などの苦情が多い。これまでも現地に出向き、発生源の特定を行い改善などの指導を行っているが、一部に理解が得られず対策が進まないものがある。また、ヤンバルトサカヤスデやメリケントキンソウ等の外来生物の生息が確認されており、生活環境や農作物等への被害が懸念される。

※ ライフサイクルコスト

英語：Life cycle cost 建設の企画・設計費、建設費などの初期投資（イニシャルコスト）と、保全費、修繕・改善費、運用費などの運営管理費（ランニングコスト）および解体処分までの建物の生涯に必要な総費用

※ 次世代自動車

EV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッド自動車）及び燃料電池自動車のことで、充電・水素供給設備の設置に際し、国は補助制度を設けている



治山・治水については、災害を未然に防止するため、指宿市地域防災計画に基づく危険箇所の把握及びパトロールを実施しており、崩壊対策事業等の推進に取り組む必要がある。

本市における海岸においては、海浜の侵食により砂浜の持つ消波機能が失われ、発生頻度の高い波浪でも、越波による住宅等の破損被害や背後住宅等への浸水被害が度々発生している状況である。加えて、護岸は老朽化や度重なる台風の来襲等により機能劣化が進行し、海岸背後地住民の日常生活にも影響を及ぼしている。

空き家問題については、人口減少が進むにつれて、空き家状態となる家屋が増加し、さらに所有者等による建物や植栽の定期的な維持管理がなされないまま経過することで、樹木が繁茂したり、家屋が倒壊したりする恐れがある事例も増加しつつある。

2 その対策

(1) 上水道施設

水は、市民生活及び産業活動を支える貴重な資源であり、水の安定供給と水質の安全性確保に努める。

本市の水瓶である池田湖や鰻池については、継続的に水質の監視を続けるとともに、浄水施設の整備・改善を図り水質の保全に努める。

また、耐用年数を超過した施設の更新に併せて、耐震化や施設間のネットワークの充実、非常時における対応能力の強化を図る。

その他、尾下地区と畠久保地区に整備した飲料水供給施設の更新や適正な維持管理に努めるとともに、渇水期における給水作業を迅速に行える体制整備の確立に努める。

(2) 下水処理施設

公共下水道整備計画（事業計画区域）において、生活排水（污水）対策や雨水対策の整備計画は、同じ計画区域となっており、現在年次的に整備を進めていく。

污水対策事業については、適切な維持管理を行い区画整理事業と連携を図りながら継続的に整備率等の向上に努める。

なお、施設（管渠を含む）の腐食化等については、ストックマネジメント計画※に基づき国の制度を活用した施設の改築・更新に取り組む。

また、雨水対策事業については、大牟礼・弥次ヶ湯排水区を中心に、浸水解析に基づく水路断面の確保はもちろん弥次ヶ湯排水区への強制排水施設の整備を含め早急な浸水対策を図り、安全・安心な市街地の形成に努める。

生活排水処理施設については、合併処理浄化槽を基本に単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換への推進や普及・促進を図りながら、地域の実情に合わせた各種事業の導入を進める。

また、し尿処理については、指宿広域汚泥リサイクルセンターによる適正処理に努める。

※ スtockマネジメント計画

長期的な視点で下水道施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として作られた計画

鰻地区生活排水処理施設については、経年劣化によるポンプ配管等の補修と併せて、送水管の移設や雨水の流入防止等の措置を行う。

(3) 廃棄物処理施設

環境問題は地球レベルの問題であると同時に、地域での行動が求められる地域問題でもある。

ごみ処理施設は、平成 29 年 4 月 1 日に指宿広域クリーンセンターが供用開始され、指宿広域市町村圏組合が管理・運営し、安全・安心な廃棄物処分に取り組むなど、更なるごみ処理体制の確立に努める。

また、ガレキ類の埋め立て処理を行う安定型最終処分場については、指宿ごみ処理場に集約し、今後も引き続き適正な運営と維持管理に努める。

こうした行政による取り組みと並行して、市民にごみの分別区分、排出方法を周知し、5 R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）※の推進、し尿やごみ等の処理については、南九州市や指宿広域市町村圏組合と連携を図りながら、施設の適正な維持管理や環境に配慮した施設整備を進める。さらに地域住民や事業者の新エネルギー設備などの導入支援策の充実、廃食油リサイクルやごみ減量活動などの環境保全活動に対する支援を行い、地域住民、事業者、行政が一体となって環境にやさしい地域づくりを進める。

(4) 火葬場

火葬場については、これまでも設備の維持補修を行いながら施設の延命化に努めてきたが、年次的な設備の補修計画を立て、適正な施設管理に努めるとともに、引き続き、円滑な運営を図っていく。

(5) 消防施設

消防防災については、多様化・複雑化する火災・災害等に対応するため、予防体制の強化と消防装備の近代化、施設設備の拡充を図る。

また、治山・治水対策を進めるとともに、自主防災組織の育成や情報通信技術を活用した防災体制の整備充実を図る。

さらに、災害危険箇所の把握・点検・周知などを徹底し、地域住民への迅速な対応を図る。

(6) 公営住宅

公営住宅については、公営住宅等の長寿命化を図る計画に基づいた改修と個別修繕を行うことにより住宅の質を改善し、ライフサイクルコスト※の削減を図る。

※ 5 R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）

ごみになる物を断る（リフューズ）、ごみを減らす（リデュース）、使えるものは繰り返し使う（リユース）、修理して使う（リペア）、ごみになったら資源として再利用（リサイクル）する取り組み

※ ライフサイクルコスト

英語：Life cycle cost 建設の企画・設計費、建設費などの初期投資（インシャルコスト）と、保全費、修繕・改善費、運用費などの運営管理費（ランニングコスト）および解体処分までの建物の生涯に必要な総費用



また、安定した住宅の確保のため、公営住宅の建て替えも計画的に推進するとともに、一層の効率的かつ円滑な維持管理を進める。

(7) その他

墓地については、市が管理する市営小田墓地公苑の適正な維持管理に努める。地区墓地の維持管理については、地区共同墓地の水道料金の補助を行うとともに共同墓地環境整備事業補助を行い、墓地の環境保全に努める。

区画整理については、土地区画整理事業を活用することで、宅地の利用増進が図られ、良好な都市機能の維持、住みよい市街地の形成が行われる。今後も、土地区画整理事業を推進し、市民の生活環境改善のため、道路、公園、その他の公共施設の整備改善を一体的に行う。

省エネルギーについては、各施設の計画的な機器更新などの省エネルギー化を図るとともに、今後建設される施設については、省エネ措置及び維持保全を図る。

給油所は自動車用の燃料だけでなく、暖房用の燃料供給拠点でもある。特に配達に頼る高齢者等、冬期における生活環境への影響は大きいと考えられ、地域の活力を失わせないためにも、生活インフラの不足と一体で対応を考え、給油所の維持に取り組む。

また、次世代自動車用の充電設備の整備を促進し、ゼロカーボンシティ※の実現、自然が調和する地球にやさしい社会づくりも合わせて取り組む。

公害防止については、畜産事業者等に対し適切な排水処理施設の維持管理、施設の清掃やふん尿の適切な処理を求めるとともに、農業従事者に対しては、施肥後の速やかな耕耘を周知する。また、悪臭防止、水質浄化に役立つ微生物活性化資材等の更なる普及拡大に取り組む。さらに、有害生物の生息域の拡大を防ぐため駆除等に取り組む。

治山・治水については、災害の未然防止、自然災害対策の強化の観点から、護岸改修や急傾斜地の崩壊対策等に積極的に取り組み、河川については、自然環境の保全にも配慮した川づくりに努める。

海岸の侵食対策については、高潮・高波等から背後の住宅等への越波・浸水被害を軽減する施策を各海岸管理者と連携し積極的に取り組む。

特に、国直轄事業として実施されている指宿港海岸整備事業については、早期完成に向け取り組むとともに、防災機能の強化はもとより、地域活性化の核となる魅力ある海辺空間の形成に努める。

空き家問題は、適正な維持管理が行われない場合、倒壊・崩壊、屋根・外壁の落下、火災の発生の恐れはもとより、犯罪の誘発、ごみの不法投棄、衛生の悪化、悪臭の発生、風景・景観の悪化など周囲に及ぼす影響は深刻であることから、地域住民の生命、身体及び生活環境を保護する観点から、空き家の所有者等に対して適正な維持管理と倒壊の恐れがあるなどの危険な状態にある廃屋等は解体撤去を促していく。

※ ゼロカーボンシティ

脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体



3 計画

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	管路新設・更新工事	指宿市	
		水道事業施設整備事業(各配水池施設)	指宿市	
		水道事業施設整備事業(各浄水池施設)	指宿市	
	その他	畠久保地区飲料水施設整備費(維持管理費)	指宿市	
		尾下地区水道整備事業(維持管理費)	指宿市	
		尾下地区水道整備事業(給水施設設計業務委託費)	指宿市	
		尾下地区水道整備事業(給水施設取替工事)	指宿市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道事業費	指宿市	
		下水道整備補助事業 (污水管新設事業)	指宿市	
		下水道整備補助事業 (污水处理場等ストックマネジメント事業)	指宿市	
		下水道整備単独事業 (污水管新設事業)	指宿市	
		下水道整備補助事業 (雨水幹線新設・水路改修事業)	指宿市	
		下水道整備補助事業 (ポンプ場建設事業費)	指宿市	
		下水道整備単独事業 (ポンプ場建設事業費)	指宿市	
	その他	浄化槽設置整備補助金	指宿市	
		クリーンセンター管理費	広域組合	
		管理型最終処分場管理費	広域組合	
		新ごみ処理施設整備費	広域組合	
		運営事務費	広域組合	
		旧ごみ処理施設解体費	広域組合	
		山川ごみ処理場業務委託料	指宿市	
		山川ごみ処理場借地料	指宿市	
		開聞ごみ処理場借地料	指宿市	
		その他の施設維持管理費	指宿市	
	し尿処理施設	汚泥リサイクルセンター管理費	広域組合	
		塵芥処理車購入(指宿地域)	指宿市	
		塵芥処理車購入(山川・開聞地域)	指宿市	
		塵芥処理車購入(山川地域)	指宿市	
	(4) 火葬場	火葬場維持管理事業	指宿市	
	(5) 消防施設	高規格救急自動車購入負担金	消防組合	
		消防自動車購入負担金(はしご車)	消防組合	
		消防自動車購入負担金(災害対策車)	消防組合	
		消防指令システム整備事業費負担金	消防組合	
		消防施設整備費	指宿市	



持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
5 生活環境の整備	(5) 消防施設	分団消防車庫建設事業費	指宿市	
		消火栓設置・修理負担金	指宿市	
		分団車庫建設用地購入	指宿市	
		消防ポンプ自動車等購入	指宿市	
		耐震性貯水槽新設(補助事業)	指宿市	
		小型動力ポンプ軽積載車購入	指宿市	
	(6) 公営住宅	住宅・建築物安全化促進事業費(木造住宅耐震化補助金)	指宿市	
		既設公営住宅浄化槽設置工事 2団地	指宿市	
		既設公営住宅外壁改修工事 1団地	指宿市	
		既設公営住宅建替土地遺跡確認調査	指宿市	
		既設公営住宅建替工事 1団地	指宿市	
		既設公営住宅建替移転助成費	指宿市	
		既設公営住宅浄化槽設置工事監理業務委託 2団地	指宿市	
		既設公営住宅外壁改修工事監理業務委託 1団地	指宿市	
		既設公営住宅浄化槽設置工事設計業務委託 1団地	指宿市	
		既設公営住宅外壁改修工事設計業務委託 1団地	指宿市	
		既設公営住宅建替工事設計業務委託 1団地	指宿市	
		既設公営住宅建替工事監理業務委託 1団地	指宿市	
		公営住宅等長寿命化計画変更業務委託	指宿市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業生活	「マイエンザ」普及促進 〔事業内容〕 自然界の原生菌を活性化させる「MAIENZA」を広く市民に広める。 〔必要性〕 MAIENZAの持つ発酵作用により、生ごみ等からの悪臭発生を未然に防止することができることから、普及促進を図るため、市民に周知することが必要である。 〔事業効果〕 MAIENZAの普及により、腐敗臭の軽減や土着微生物の活性化が見込まれる。	指宿市	
		地区共同墓地環境整備補助金 〔事業内容〕 地区共同墓地の環境整備及び災害復旧に伴う工事に対し補助金の交付を行う。 〔必要性〕 地区墓地の環境保全と地区会計の負担軽減のために必要である。 〔事業効果〕 地区墓地の環境保全が図られる。	指宿市	
		指定ごみ袋製造費 〔事業内容〕 指定ごみ袋によるごみ搬出により、ごみの減量・資源化を図るため、ごみ袋の販売を行う。 〔必要性〕 ごみの減量・資源化を推進するために必要である。 〔事業効果〕 ごみの減量・資源化が図られる。	指宿市	

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業生活 環境	ごみ収集所ごみかご製造費 〔事業内容〕 各地区で管理しているごみステーションのごみかごを市が貸与する。 〔必要性〕 ごみステーションの適切な管理・運営のために必要である。 〔事業効果〕 ごみステーションの適切な維持管理が図られる。	指宿市	
		生ごみ処理機器購入補助金 〔事業内容〕 生ごみ処理機器購入者に対し補助金の交付を行う。 〔必要性〕 生ごみ処理機器購入者の負担軽減とごみ減量化のために必要である。 〔事業効果〕 ごみの減量化が図られる。	指宿市	
		常設収集所分別指導委託費 〔事業内容〕 資源ごみの分別収集を実施し、ごみの減量とリサイクルを行う。 〔必要性〕 ごみの減量・資源化を推進するために必要である。 〔事業効果〕 ごみの減量・資源化が図られる。	指宿市	
		衛生害虫駆除事業 〔事業内容〕 不快害虫ヤンバルトサカヤスデが発生した際に、市民に駆除剤を配布する。 〔必要性〕 外来生物であり不快害虫でもあるヤンバルトサカヤスデの生息域を拡大させないために必要である。 〔事業効果〕 ヤンバルトサカヤスデの生息域の抑制が期待できる。	指宿市	
		指宿市環境衛生協力会補助金 〔事業内容〕 市民の環境衛生活動を支援するため、市環境衛生協力会に補助金の交付を行う。 〔必要性〕 各種団体との連絡協調を図り、各種環境衛生活動を行うために必要である。 〔事業効果〕 環境保全及び環境美化の啓発並びに生活衛生の改善が図られる。	指宿市	
		環境保全対策事業 〔事業内容〕 ウミガメ等の市内の希少な野生動植物の保護に必要な措置を講ずる。 〔必要性〕 自然に対する開発行為や地球温暖化等の影響により、市内に生息する希少生物を保護する必要がある。 〔事業効果〕 ウミガメの保護や、市民に向けた広報活動等を通して、市全体で環境保全に対する意識の向上が図られる。	指宿市	
		海岸漂着物地域対策推進事業 〔事業内容〕 海岸漂着物清掃員により、指宿市内の海岸を巡回し、漂着物の撤去及び処分を行う。 〔必要性〕 外洋からの漂着物及び河川から流れ着くごみを除去することにより、市内の海岸の景観を守る必要がある。 〔事業効果〕 市内の海岸の景観を維持することで観光資源の保護に繋がる。また、指宿に到来するウミガメの産卵地の保護にも繋がる。	指宿市	



持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	防犯灯取替業務委託 〔事業内容〕 夜間暗くて通行に支障がある場所や、防犯上不安のある場所に照明等の設置を行う。 〔必要性〕 市民の夜間通行の安全と防犯上の不安解消のため必要である。 〔事業効果〕 夜間の安全な通行や防犯対策が図られる。	指宿市	
	(8) その他	水質検査業務委託料	指宿市	
		公害(騒音・振動・大気・悪臭)対応	指宿市	
		池田湖水質環境保全対策協議会負担金	指宿市	
		鰻地区生活排水処理費	指宿市	
		資源ごみ収集、中間処理等委託経費	指宿市	
		指定法人委託費	指宿市	
		廃棄物指導員、監視員経費	指宿市	
		資源ごみ分別推進その他経費	指宿市	
		一般廃棄物収集運搬事業	指宿市	
		市営小田墓地公苑管理費	指宿市	
		鰻池水質改善対策費	指宿市	
		県単急傾斜地崩壊対策事業	指宿市	
		湊土地区画整理事業費 A=7.4ha	指宿市	
		十町土地区画整理事業費 A=32.9ha	指宿市	
		都市計画総務管理費	指宿市	
		都市公園整備費	指宿市	
		都市下水路単独事業費	指宿市	
		住宅・建築物安全化促進事業費(がけ地近接等移転事業補助金)	指宿市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

上水道については、生活に必須なインフラ施設として、給水機能を確実に維持するために、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底し、「指宿市水道ビジョン」に基づいて、施設や管路の計画的な管理を行う。

下水道及び下水道施設については、生活に必須なインフラ施設として、污水处理機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検修繕を行う「予防保全型管理」を徹底し、「指宿市下水道長寿命化計画」に沿って計画的な管理を行い、長寿命化を図る。

コミュニティ消防センター、消防団格納庫については、災害時の重要な施設であるため、計画的な予防保全型管理による長寿命化を図る。

公営住宅については、「指宿市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、安全で快適な住まいを長きにわたって確保するため、修繕、改善、建替え、用途廃止などの公営住宅等の活用手法を定め、これまでの「事後保全型管理」から「予防保全型管理」への転換を図る。

火葬場については、引き続きその機能を維持するが、施設の老朽化に伴い更新等の検討を行う場合は、地域の実情を考慮した上で施設の統合等についても検討する。

また、本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。



第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進



1 現況と問題点

(1) 子育て環境の確保

本市における一人の女性が生涯に生む子どもの推定人数を示す合計特殊出生率（令和元年）は、国と同水準の1.36となっているものの、県の1.65を下回り、少子高齢化は依然として進行している。急激な少子化の進行が及ぼす社会保障、経済活力、社会の活力、家庭生活などへの影響については、多くの人が危機感をもっており少子化対策は最重要課題の一つとなっている。

子どもを取り巻く環境は、いじめや不登校、児童虐待や連れ去り事件が全国的に多発し、生命を奪う悲惨な事態も起こっており、子どもの人権擁護や安全性の確保が急務となっている。

少子化や核家族化が急激に進行する中で子育て家庭が仕事と育児を容易に両立できる環境、子育てに関する悩みを気軽に相談できる環境を整えるため、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター※事業、延長保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援センター※事業、子育て短期支援事業、利用者支援事業、家庭教育への支援事業などさまざまな子育て支援事業を実施してきた。放課後児童健全育成事業については、保育所等を活用し実施していたが、新・放課後子ども総合プラン※に基づき、学校施設を活用した放課後児童クラブの充実を図っていく必要がある。

また、すべての家庭が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの一環として子ども医療費の助成を実施し経済的な支援を図る。特に、増加傾向にあるひとり親家庭等への支援として、子どもの養育と生計維持など、労苦を強いられる家庭の健康を保持し生活の安定を図るため児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費の助成や経済的な自立を図るため、ひとり親家庭自立支援給付金事業等を実施し、児童の福祉増進を図っている。

(2) 高齢者の保健及び福祉

本市では、令和2年度における総人口に占める高齢者の割合が39.0%（第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画より）となっており、高齢化率の上昇にあわせて、国民健

※ ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の労働者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う拠点

※ 地域子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育てへの悩みや不安を抱えている親に対する相談・指導、子育てサークルへの支援等を行う拠点

※ 新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を推進し、放課後児童クラブの待機児童の早期解消を図るため、厚生労働省と文部科学省の連携のもと策定された、放課後児童対策に関するプラン

康保険・後期高齢者医療・介護保険などの医療費等や扶助費※が増大し、市の財政に占める割合が高くなっている。

生活習慣病予防の重視と医療費の適正化の観点から、メタボリックシンドロームという概念に着目した特定健康診査、特定保健指導が平成 20 年度から実施されているが、受診率の目標値を達成できていない状況にある。

また、各種がん検診についても胃がん、大腸がん検診において県平均を下回っている状況にあり、受診しやすい環境づくりのため、土・日曜検診及び脱漏検診を実施しているが、1 日単位での受診者は多いが、全体的には伸びていない状況にある。

メタボリックシンドロームは、がん（悪性新生物）、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病を誘発することが懸念されるため、特定健診・特定保健指導に基づく一人ひとりに応じたきめ細やかな指導体制を構築するとともに、がん検診を含めた受診率向上対策が必要となる。

介護保険制度が導入されてから約 20 年経過し、多くの法整備・法改正が進められている中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、健康づくり、介護予防の積極的な推進、福祉・生活支援サービスの継続的、安定的な供給が求められており、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの体制整備が重要となっている。

高齢者の憩いの場である老人福祉センターについては、建築から数十年が経過しているため施設や附帯設備が老朽化しており、計画的な補修が必要となっている。

(3) 障害者並びにその他の保健及び福祉

障害者福祉については、障害者の就労支援及び長期入院患者や施設入所者等の地域生活への移行を図りながら、市民が相互に尊重し、障害者が地域の中で安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指している。

近年、障害の重度・重複化や障害者の高齢化が進んでおり、障害者のニーズも多様化してきている。このような状況の中、地域の実情も十分踏まえた上での効率的・効果的な支援事業の展開が求められている。

また、サービス基盤の整備、相談支援体制の充実など関係機関との連絡調整の強化を図っていく必要がある。

2 その対策

(1) 子育て環境の確保

少子高齢化が進む中、安心して子育てができる地域環境づくりとともに、仕事と子育ての両立を支援することができる地域の教育・保育体制の充実が必要である。

※ 扶助費

社会保障制度の一環として、生活保護法など、国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものがあり、被扶助者に対して支給する現金やサービスのこと



第二期指宿市子ども・子育て支援事業計画※により、地域のニーズに即した確保方策の実施と質の向上を図るとともに、地域子育て支援センターや子育て世代包括支援センター※「いぶここ」（保健センター内に設置）を中心とした、子育てに関する相談の充実、子育てサークルの育成や交流の場の充実、家庭教育学級の開設など、子育て世代に対する支援体制の強化に努める。また、雨天時にも利用できる屋内ひろばなど子育てを支える施設の充実についても検討していく。

保育所等における延長保育や一時預かり事業などについては引き続き充実に努めるとともに、保育所等を利用できない状況下で必要とされる病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター※事業、子育て短期支援事業についても引き続き提供体制を確保する。

また、共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保し、次代を担う人材を育成するため、新・放課後子ども総合プラン※に基づき、必要に応じて施設整備を行うなど学校敷地内における放課後児童クラブの充実に努める。

すべての子育て家庭を対象とした子ども医療費助成のほか、ひとり親家庭への支援については、児童扶養手当や医療費助成等の養育支援に加え、就業に必要な技能・資格等の取得支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努める。

(2) 高齢者の保健及び福祉

高齢化が進む中、健康に一生を過ごす健康のまちづくりを目指し、ICT※等の先進技術を活用し、より多くの市民が身近な場所で健康づくりに参加することで、生活習慣病予防やフレイル※予防に取り組み、疾病予防・重症化予防の促進や健康寿命の延伸を図る。また、行政、医療・福祉機関などが一体となって介護予防事業や予防医療を重点的に推進するとともに、民間企業等との連携により、質の高いサービスの提供を行うなど、地域全体で高齢者を支える地域づくり・まちづくりの推進を目指す。

※ 指宿市子ども・子育て支援事業計画

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育ての充実に趣旨とした「子ども・子育て関連3法」が平成24（2012）年8月に成立し、平成27（2015）年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始されたことにより、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援給付及び、地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うことになっている

※ 子育て世代包括支援センター

地域の特性に応じた妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う

※ ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の労働者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う拠点

※ 新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を推進し、放課後児童クラブの待機児童の早期解消を図るため、厚生労働省と文部科学省の連携のもと策定された、放課後児童対策に関するプラン

※ ICT

英語：Information and Communication Technology の略。通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術のこと

※ フレイル

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像

市民の健康の保持と、適切な医療の確保を図るため、市民に健（検）診の必要性を啓発するとともに、より受診しやすい健（検）診体制づくりに取り組み、疾病の早期発見に努め、健診後の保健指導を充実し、疾病の重症化予防や早期治療を推進する。

また、高齢者自身が住み慣れた地域社会の中で、積極的な役割を果たしていけるような社会づくりと、介護が必要な状態になっても適切なサービスを利用しながら家庭や地域の中で自立した生活を送ることができる体制づくりが必要であることから、高齢者の健康づくり・生きがいがづくりに資するため、シルバー人材センターの充実や老人クラブの活動支援など、高齢者の多種多様な技術・技能などを活用するための諸施策を進める。

介護が必要な高齢者に対しては、制度に対する理解度の向上及びサービス利用の促進を図るとともに、介護サービス事業者に対しては介護サービスの適正化について指導を充実する。併せて、地域包括支援センター※等では、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築する。

在宅介護を支える介護家族などに対しては、介護負担を軽減し家庭で介護ができるような支援策の強化を図る。さらに、家族による在宅介護が困難な高齢者など多いことから、自宅に替わる在宅介護機能を持つ施設の充実を図る。

さらに、老人福祉センターの施設や附帯設備を計画的に補修することにより、施設の機能強化を図り、高齢者の健康づくりや生きがいがづくりの拠点としての中核施設としてさらに活用を図っていく。

健康づくりは、市民一人ひとりの健康づくりを社会全体で後押ししていく必要がある。そのため、市の健康づくりへの重点的取り組みとして、「温泉を活用した健康づくり」、「規則正しい食習慣の推進」、「ライフステージに応じた運動の推進」、「健幸のまちづくりの推進」の4事業を健康づくりに関係する団体と連携しながら実施する。

(3) 障害者並びにその他の保健及び福祉

障害者福祉については、障害福祉サービス、地域生活支援事業を実施し、各種サービスの提供及び支援体制の充実に努め、障害者の就労支援、地域生活への移行、社会参加に向けた取り組み等を強化する。

また、障害者の多様化するニーズに対応するため、市内の障害者サービス事業所に相談支援事業を委託し、それらを中心として、設置されている指宿市地域自立支援協議会及び自立支援協議会の下部組織である各専門部会を活用し、地域における障害者等への支援体制に関する課題についての情報共有、連携強化、障害者の権利擁護等の障害者への支援体制の整備を図る。併せて、個々の障害や生活環境に対応したニーズを把握し、障害者が住み慣れた家庭や地域の中で安全・安心に暮らせる社会づくりを進める。

※ 地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行うために各区市町村に設置される機関



3 計画

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育所等整備交付金事業	保育所等	
		利永保育所管理・運営費	指宿市	
	(3) 高齢者福祉施設 老人福祉センター	老人福祉センター管理費	指宿市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	児童手当支給費 〔事業内容〕 児童を養育する方に手当を支給する。 〔必要性〕 家庭等における生活の安定及び次代を担う児童の健全な育成のために必要である。 〔事業効果〕 家庭等における生活の安定及び次代を担う児童の健全な育成に資する。	指宿市	
		児童扶養手当費 〔事業内容〕 ひとり親家庭等に手当を支給する。 〔必要性〕 ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図るために必要である。 〔事業効果〕 ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進に資する。	指宿市	
		ひとり親家庭等医療費助成事業 〔事業内容〕 ひとり親家庭等となった18歳までの児童及びその児童を監護する父または母の、保険診療による医療費の一部を助成する。 〔必要性〕 ひとり親家庭等の健康と福祉の増進を図るために必要である。 〔事業効果〕 ひとり親家庭等の健康と福祉の増進に資する。	指宿市	
		子ども医療費助成費 〔事業内容〕 子どもに係る医療費の一部を助成する。 〔必要性〕 子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持と健やかな育成を図るため必要である。 〔事業効果〕 子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持と健やかな育成に資する。	指宿市	
		児童保護措置事業費 〔事業内容〕 母子生活支援施設への入所措置を行う。 〔必要性〕 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、生活上の様々な精神的又は経済的な問題を解決し、その者の監護すべき18歳未満児童の養育をするために必要である。 〔事業効果〕 母子が精神的又は経済的にも安心して生活できる。	指宿市	
		地域子育て支援拠点事業 〔事業内容〕 乳幼児とその保護者が気軽に集える場所として、一緒に遊びながら交流する場の提供、子育てに役立つ情報のお知らせ、子育てに関する悩み相談などを行う。 〔必要性〕 人とのふれあいの場を確保することで子育て家庭の孤立を防ぎ、親子の成長を支援するため必要である。 〔事業効果〕 親と子の健全な関係形成や、親子の社会性の形成に資する。	指宿市	

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	福祉スポーツ大会開催補助金 〔事業内容〕 社会福祉団体及び福祉関係者が一同に会し、スポーツ大会を行う。 〔必要性〕 障害者等の生きがいと自立更生の意欲向上を図るために必要である。 〔事業効果〕 福祉関係者の親睦と調和、融和の精神が養われる。	実行委員会	
		長寿お祝い事業 〔事業内容〕 節日年齢等の高齢者へ祝金等を支給する。 〔必要性〕 高齢者の長寿を祝福し敬愛の意を表すために必要である。 〔事業効果〕 地域住民の世代間の融和により地域の活性化と高齢者の福祉の向上が図られる。	指宿市	
		砂むし温泉入浴事業 〔事業内容〕 年24回を上限とし砂むし温泉を無料で利用できるカードを発行する。 〔必要性〕 高齢者等の健康の保持増進、保健の向上を図るために必要である。 〔事業効果〕 医療費の抑制や介護予防効果を高め、地域医療の確保を図ることができる。	指宿市	
		シルバー人材センター設置事業 〔事業内容〕 シルバー人材センターに運営補助を行う。 〔必要性〕 高齢者の能力を生かした地域社会づくりに寄与するために必要である。 〔事業効果〕 高齢者の生きがいづくりが図られる。	指宿市	
		緊急通報体制等整備事業 〔事業内容〕 緊急通報装置を給付する。 〔必要性〕 在宅の一人暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために必要である。 〔事業効果〕 高齢者等の福祉の向上が図られる。	指宿市	
		福祉はり、きゅう等施術料助成事業 〔事業内容〕 市内に住所を有する65歳以上の者及び身体障害者手帳を有する者に対し、はり・きゅう・マッサージ・指圧等の施術費用の助成を行う。 〔必要性〕 高齢者等の健康保持と保健の向上のために必要である。 〔事業効果〕 高齢者等の健康保持により医療費の抑制や介護予防効果を高め、地域医療の確保を図ることができる。	指宿市	
		紙おむつ等支給事業 〔事業内容〕 在宅の要介護高齢者等に対し、紙おむつ等を支給する。 〔必要性〕 在宅の要介護高齢者等を介護している介護者の負担軽減を図るために必要である。 〔事業効果〕 高齢者等の福祉の向上が図られる。	指宿市	



持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及 び福祉の向上及び 増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	「食」の自立支援事業 〔事業内容〕 虚弱な高齢者及び身体障害者に対し、食事の提供と見守りを行う。 〔必要性〕 虚弱な高齢者等の栄養改善及び安否確認のために必要である。 〔事業効果〕 栄養バランスのとれた食事が提供されることから高齢者等の栄養改善が図られ、安否確認により緊急時の早急な対応が図られる。	指宿市	
		高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 〔事業内容〕 高齢者に対して、介護予防の普及啓発を推進し、自立した社会参加を促進する。 〔必要性〕 高齢者の引きこもり防止及び社会参加の促進のために必要である。 〔事業効果〕 高齢者の社会的孤立感の解消及び自立生活の助長が図られる。	指宿市	
		緊急ショートステイ事業 〔事業内容〕 虐待等により在宅生活が困難となっている高齢者を一時的に介護保険施設に入所させる。 〔必要性〕 要介護高齢者の心身の保護のために必要である。 〔事業効果〕 高齢者等の福祉の向上が図られる。	指宿市	
		生活支援型ホームヘルプサービス事業 〔事業内容〕 要介護認定で自立と判定されたひとり暮らしの高齢者等へ必要な生活援助サービスを提供する。 〔必要性〕 介護保険サービス利用までに至らない方が、自宅で自立した生活を送るために必要である。 〔事業効果〕 要介護状態への進行を予防し、在宅での自立した生活維持が図られる。	指宿市	
		高齢者日常生活用具給付等事業 〔事業内容〕 ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を無償で貸与する。 〔必要性〕 日常生活の便宜を図るために必要である。 〔事業効果〕 高齢者等の福祉の向上が図られる。	指宿市	
		在宅ねたきり老人等寝具洗濯サービス事業 〔事業内容〕 在宅の寝たきり老人や身体障害者であって、寝具の衛生管理等が困難な方を対象として、寝具の洗濯、乾燥及び消毒を行う。 〔必要性〕 要介護者が、清潔で快適な生活ができるよう支援するために必要である。 〔事業効果〕 介護者の負担軽減が図られる。	指宿市	
		訪問理容・美容助成事業 〔事業内容〕 65歳以上の在宅の高齢者で寝たきり等の方が、理容所・美容所の出張サービスを受ける場合に費用を助成する。 〔必要性〕 要介護者が、清潔で快適な生活ができるよう支援するために必要である。 〔事業効果〕 要介護高齢者の衛生管理及び在宅福祉の増進が図られる。	指宿市	

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業費 〔事業内容〕 高齢者を含む任意の団体の行う互助活動に対し、地域商品券と交換できるポイントを付与する。 〔必要性〕 高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの推進が図られる。 〔事業効果〕 地域を支える側として活躍する高齢者が増加する。	指宿市	
	その他	老人福祉車購入費助成事業 〔事業内容〕 日常生活で杖等を必要とする歩行困難な高齢者へ手押し車の購入費の一部を助成する。 〔必要性〕 日常生活の便宜を図るために必要である。 〔事業効果〕 高齢者の引きこもり防止や健康の増進に寄与することができる。	指宿市	
		いぶすきふれ愛フェスタ補助金 〔事業内容〕 「人、そして地球への思いやり」をテーマに、ふれ愛フェスタを開催する。 〔必要性〕 健康、福祉、環境について考え、地域社会の活性化を図るために必要である。 〔事業効果〕 地域の親睦と調和、融和の精神が養われる。	実行委員会	
		健康増進事業 〔事業内容〕 健康手帳交付、健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導、各種がん検診を実施する。 〔必要性〕 受診者の負担軽減と、疾病の早期発見、早期治療を図るために必要である。 〔事業効果〕 疾病の予防、早期発見、重症化予防、早期治療の推進が図られる。	指宿市	
		産後ケア事業 〔事業内容〕 育児支援を必要とする産婦で希望する者が、一定期間助産所などに宿泊したり、訪問により保健指導を受けるための事業。 〔必要性〕 少子化対策の一環として、出産後に家族等の家事・育児支援が受けられない等、育児支援が必要な家庭をサポートするために必要である。 〔事業効果〕 産後の母体の保護及び育児支援を行うことで、産婦の精神的な安定が図られ、子どもの健全育成につながる。	指宿市	
		子育て世代包括支援センター事業 〔事業内容〕 妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、地域の保健医療や福祉に関する機関との連絡調整を実施する。 〔必要性〕 妊産婦及び乳幼児の健康の保持や増進に関する包括的な支援を行うことで、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期に関する切れ目のない支援を提供する。 〔事業効果〕 子育てによる不安感の緩和と子どもの健やかな育ちの促進が図られる。	指宿市	
		自殺対策事業費 〔事業内容〕 「指宿市自殺対策計画」に沿って、リーフレット等の配布やゲートキーパー研修等を実施する。 〔必要性〕 自殺対策の重要性について住民に普及啓発を図るために必要である。 〔事業効果〕 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す。	指宿市	



持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	母子保健推進事業費 〔事業内容〕 乳幼児健診、委託健診(妊産婦・妊婦歯科健診・新生児聴 覚検査・精密健診等)、マタニティスクール、母子保健推進 活動、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業などを 実施する。 〔必要性〕 各種健診を通じて、病気や発達障害の早期発見ができ、適 切な関係機関につなぐことで早期に改善を図るために必要 である。 〔事業効果〕 母子保健に関わる事業を展開することで、子どものいる家庭 の負担を軽減し、子どもの健やかな発達を促す。	指宿市	
	(9) その他	健幸のまちづくり推進事業	指宿市	
		広域連携SIB事業	指宿市	
		高齢者クラブ助成事業	指宿市	
		地域見守りネットワーク支援事業	指宿市	
		地域生活支援事業費	指宿市	
		障害者支援費	指宿市	
		病児・病後児保育事業	指宿市	
		延長保育事業	指宿市	
		放課後児童健全育成事業	指宿市	
		保育所地域活動事業	指宿市	
		ファミリー・サポート・センター事業	指宿市	
		一時預かり事業	指宿市	
		自立支援教育訓練給付金	指宿市	
		ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	指宿市	
		高等職業訓練促進給付金	指宿市	
		放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	指宿市	
		子育て短期支援事業	指宿市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

子育て支援施設については、施設の在り方や他施設との複合化、又は用途廃止等を含め、今後の方針を検討する。

福祉施設については、求められる質と量を総合的に判断した上で、他の施設との複合化等を含めた検討を行う。

保健施設については、計画的な「予防保全型管理」による長寿命化を図る。

また、本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

第8章 医療の確保



1 現況と問題点

現在の救急医療体制は、救急患者の容態に応じて、軽症を第一次救急医療、重症を第二次救急医療、重篤を第三次救急医療と区別して役割分担や連携を図っているが、軽症での救急要請が増加しており、救急車が常に出動中となってしまうなどの問題が生じている。

市内の救急医療体制は、休日や夜間における比較的軽症な救急患者に対応するため、第一次救急医療として在宅当番・救急医療情報提供事業を実施している。

また、その後方支援となる第二次救急医療体制として、病院群輪番制病院運営事業を実施している。さらに、傷病者の救命、後遺症の軽減を果たすため、鹿児島県ドクターヘリ運行事業における救急搬送事業や産科医医療体制事業を実施している。

独立行政法人国立病院機構指宿医療センターは、地域医療及び救急医療の拠点として位置付けられており、中でも、産婦人科は、指宿地区医療圏内居住者や里帰り出産など、圏域において唯一分娩が可能な施設となっている。

地域に暮らす人を増やし、地域の経済力や活力を維持していくためには、未来を担う子どもを安心して産み育てやすい地域にすることが必要であり、子育てと仕事の両立を支援する体制づくりや、妊娠・出産や子どもの急病時における不安解消のための体制づくりなど、より一層の環境整備が必要である。

新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症予防策としては、更なる危機感や感染防止意識を高めつつ、感染リスクを回避する行動の実践に取り組んでいく必要がある。

2 その対策

救急医療については、医師会や消防組合など関係機関などとの連携により、救急医療体制の充実を図り、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減を図る。

病院群輪番制病院運営事業については、かかりつけ医機能の強化を前提に運用しているが、定期的に救急医療現場の検証を行い、すべての人が健康で安心して生き生きと暮らせるまちづくりを目指す。

また、鹿児島県ドクターヘリによる救急搬送業務を継続して実施する。

鹿児島大学に地域医療学寄附講座を開設し、指宿地区医療圏の地域医療提供体制のあり方に関する調査・研究を行うことで、南薩地域の医療体制の整備が図られるとともに、独立行政法人国立病院機構指宿医療センターにおける産科医の確保につなげる。

さらに、新たな感染症の発生に備えて、必要に応じ、指宿市新型インフルエンザ等対策行動計画を見直し、最新の情報収集や市民への正しい情報発信に努める。



3 計画

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	在宅当番・救急医療情報提供事業 〔事業内容〕 休日における在宅当番医制(第1次救急)及び健康教室、救急医療講座を実施する。 〔必要性〕 休日における比較的軽症な救急患者への対応及び救急医療体制の効果を高めるために必要である。 〔事業効果〕 救急医療体制の充実を図ることで、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減が図られる。また、市民の救急医療に対する知識の習得が図られる。	指宿市	
		病院群輪番制病院運営事業 〔事業内容〕 休日・夜間における入院治療や手術を要する重症患者の救急医療(第2次救急)を実施する。 〔必要性〕 休日・夜間における入院治療や手術を要する重症患者に対応するために必要である。 〔事業効果〕 救急医療体制の充実を図ることで、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減が図られる。	指宿市	
		指宿医療センター麻酔科医確保負担金 〔事業内容〕 国立病院指宿医療センターの常勤の麻酔科医の退職に伴い、新たな麻酔科医を確保するために実施する。 〔必要性〕 同センターの麻酔科医は、外科手術に係る全身管理の他、指宿地域唯一の出産施設である産婦人科においても、緊急対応を行っているため、早急に、麻酔科医の確保が必要である。 〔事業効果〕 麻酔科医の確保により、安心して受診や出産ができる医療体制を構築し、地域医療体制の充実が図られることから、あらゆる世代の定住が見込まれる。	指宿市	
		狂犬病予防事業費 〔事業内容〕 狂犬病の発生予防・まん延防止のため、犬の登録及び狂犬病予防注射を行う。 〔必要性〕 狂犬病を国内で発生させないために必要である。 〔事業効果〕 市民の安全安心と感染予防が図られる。	指宿市	
		地域医療支援講座設置寄附事業 〔事業内容〕 本市と南九州市が鹿児島大学に寄附講座を開設し、指宿地区医療圏の地域医療提供体制のあり方に関する調査・研究を行う。また、同大学より指宿医療センターへ産科医の派遣を実施する。 〔必要性〕 南薩地域の医療体制の整備及び指宿医療センターにおける産科医の確保を図るために必要である。 〔事業効果〕 妊娠・出産に係る不安を解消する体制を整備し、子どもを安心して産み育てられる環境づくりにつながる。	指宿市	
		未熟児養育医療給付事業 〔事業内容〕 療養の為、病院などに入院する必要がある未熟児に対し、医療の給付を行う。 〔必要性〕 未熟児は正常な児に比べて生理的に未熟であり、疾病にもかかりやすく、その死亡率は高率であるばかりでなく、心身の障害を残すこともあることから、出生後速やかに適切な処置を講ずることが必要である。 〔事業効果〕 速やかに適切な処置を講ずることで、心身の障害を残したり、死亡するリスクの軽減につながる。	指宿市	
		定期予防接種事業 〔事業内容〕 生後2カ月から5歳未満の乳幼児を対象に、小児用肺炎球菌及びヒブ(インフルエンザb型)のワクチン接種を実施する。 〔必要性〕 乳児期感染の重症化を防ぐために必要である。 〔事業効果〕 乳幼児の感染予防が図られる。	指宿市	
	(4) その他	ドクターヘリ救急車搬送負担金	指宿市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。



第9章 教育の振興



1 現況と問題点

(1) 幼児教育

幼児教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担っている。

しかし、核家族化や少子化、就労形態の多様化など、幼児を取り巻く社会環境が大きく変化している現代においては、家庭における教育力の低下が指摘されている。

現在、幼稚園等においては、教育課程や指導方法の工夫、遊具・教材などの整備充実に努めており、今後も、家庭や保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、地域等が連携を深めながら幼児教育の充実に努めるとともに、より良い教育環境づくりを進める必要がある。

(2) 学校教育

少子・高齢化や過疎の進行により、小・中学校の児童生徒数は減少傾向にある。市内小学校の児童数は令和3年度から令和7年度までに約200人の減少が見込まれている。また、中学校の生徒数については、令和3年度から令和7年度まで微増と微減を繰り返しながら、ほぼ横ばいの状況が見込まれている。

これからは、「地域の子どもは地域で守り育てる」という気風の確立に努め、郷土を愛し未来を拓くこころ豊かな人材を地域全体で育てていく必要がある。

学校教育については、「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」の調和を重視し、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成を図ることが求められている。

また、本市には、市立指宿商業高等学校があり、市内はもとより周辺市から多くの生徒が入学している。少子高齢化や過疎化の進行により中学校卒業生数が減少を続ける厳しい状況の中で、定員割れによって学級数が減少している。商業の専門高校として上級資格取得や、キャリア教育の充実と体験学習等地域に密着した教育活動を実施し、専門高校の特色を生かした魅力ある学校づくりを推進し、これからの社会を担う人材の育成が求められる。学校施設については老朽化により様々な不具合が生じているため、年次的な施設改修を実施する必要がある。

小中学校の施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保はきわめて重要である。構造体の耐震化が平成27年度に完了し、令和3年度には体育館における非構造部材の耐震化が完了する予定である。

現状、老朽化した施設の大規模な改修や維持補修が喫緊の課題であるものの、令和3年4月1日にバリアフリー法の一部が改正され、学校施設における段差解消等バリアフリー化の一層の整備が求められていることから、拡充していく必要がある。

今後は、施設の長寿命化対策を講じる上でも、計画的なメンテナンスと予防的修繕を実施することで、想定される不具合を未然に解消していくことが重要とされる。

また、トイレの洋式化改修、全ての普通教室に空調機設置を実施したが、理科室や音楽室等の特別教室への空調機設置に加え、情報化社会に対応した教育を推進するためのICT※機器の整備・更新や教材ソフトの導入、多様な学習活動に対応した教育備品の充実を図る必要がある。

さらに、「指宿市望ましい学校づくり基本方針」を踏まえ、地域・保護者・学校・行政が連携して、未来を拓く子どもたちを育成する新しい時代の学校づくりを考える必要がある。

学校給食センターでは、安全・安心な給食を提供するため、より一層の安全管理、衛生管理に努める必要があるが、経年劣化による施設の老朽化や調理機器等の修繕など維持管理に係る経費が増加傾向にある。食育については、「献立表」や「給食だより」等を通じて、児童生徒・学校・保護者に対してバランスのとれた食の大切さ、給食の重要性について周知を図っているものの、栄養教諭が授業に参画する割合が少ない状況にある。さらに、地産地消の推進についても取り組んでおり、旬の野菜等についてはほぼ100%使用しているものの、通年での使用となると根菜類の使用量が多いことから地産地消率が低く抑えられる傾向にある。

平成29年度の社会教育法改正に伴い「地域学校協働活動」を推進することが法的に担保されたことから、学校と地域との更なる連携・協働を通じて「地域に開かれた学校づくり」を推進する必要がある。

(3) 社会教育

人生100年時代の到来を踏まえ、生涯学習の拠点として、校区公民館や図書館、博物館、市民会館などを積極的に活用するとともに、地域課題を解決するための学びの場を充実させていく必要がある。また、少子高齢化や高度情報化の進展など、社会環境が急速に変化する中で、市民が主体的に、誇りを持って生涯にわたって生き生きと暮らしていくために、市民の「生きる力」や「社会をつくる力」を育む講座が求められている。しかしながら、その拠点となる校区公民館等の施設については、築後かなりの年数が経過しており、老朽化が著しい状況である。将来的に生涯学習・社会教育機能の維持を図るためにも、維持補修管理等を行いながら、受益人口の減少に伴う校区公民館の再編についても検討する必要がある。

家庭教育は、学校教育・社会教育につながる生涯学習の原点である。しかし、近年核家族化の進行などにより子育てに対し不安を抱く親が増えてきている。また、家庭教育

※ ICT

英語：Information and Communication Technology の略。通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術のこと。教育場面においては、電子教材を活用した授業の実践やコンピューターによる情報管理などが考えられる。また、文部科学省が策定した「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」の下で、学校教育現場におけるコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る取り組みが進められている



を支える地域社会においてもコミュニティ※の希薄化が進んでいる。また、本来子どもが身に付けるべき礼儀や生活習慣、規範規律や社会的マナーが十分備わっていないなど、家庭における教育力の低下が指摘されている。これらのことから、家庭教育への支援に取り組んでいく必要がある。

青少年教育は、青少年を取り巻く環境の変化から、家庭や地域の教育力の低下、人間関係の希薄化、情報化社会におけるトラブルなどが指摘されている。このため、青少年がネット犯罪などに巻き込まれないよう情報モラル教育の充実を図るとともに、家庭や地域、行政が一体となった青少年への見守りや声掛け、補導活動などを行っていく必要がある。

さらに、平成 29 年の社会教育法改正により学校と地域が双方向に連携・協働する「地域学校協働活動」の推進が法的に位置づけられたことから、学校側の働き方改革や業務改善に配慮しながら「学校を核とした地域づくり」を推進していく必要がある。

子どもの読書推進については、学齢が上がるにつれ不読率が高くなる傾向があるため、市立図書館や学校図書室を活用しながら、家庭・地域・学校における読書の習慣化や読書環境づくりを推進していく必要がある。

本市においては「市民一人 1 スポーツ」の生涯スポーツが定着しつつあり、趣味や楽しみとして、あるいは健康づくりとしてスポーツ・レクリエーション活動が展開されている。

このため、だれでもできるニュースポーツや高齢者スポーツの普及が重要である。

また、社会体育指導者の育成については、地域住民がどのようなスポーツやレクリエーションを望んでいるか、その実態を把握し、各種指導者研修会やスタートコーチ※（スポーツ少年団）を積極的に活用しながら、指導者として安全で効果的な活動を提供する必要がある。

体育施設については、年次的に整備され、多様化、高度化するスポーツ活動に対応できる施設の充実が図られ、スポーツ環境が整いつつある。その反面、整備後年数が経過し老朽化している施設の中には早急な改修が必要なものもある。また、観光（温泉）と合せたスポーツキャンプ等の誘致のための施設の充実も求められている。

2 その対策

(1) 幼児教育

基本的な生活習慣や社会性を身に付ける幼児教育の重要性を深く認識し、家庭や保育所、認定子ども園、幼稚園、小学校、地域が連携しながら、豊かな感性を持った幼児の育成に努めていく。

※ コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団

※ スタートコーチ

（旧指導員）地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等でのコーチングスタッフとして、基礎的な知識・技能に基づき、安全で効果的な活動を提供する方のための資格

(2) 学校教育

少子化や情報化など社会的な変動や保護者、地域住民の価値観の多様化等により、学校を取り巻く環境は大きく変化しているとともに、不登校やいじめ、学力の向上など様々な課題が山積している。そのような状況の中で、学校・家庭・地域が一体となって知・徳・体のバランスがとれ、主体的に考え行動する力を備えた子どもを育てる体制づくりが必要不可欠であり、その充実が求められている。

そこで、小・中学校においては、基礎的・基本的な知識・技能や思考・判断・表現力など学力の向上を図るために、児童生徒が課題意識を持ち、主体的・協働的に取り組む教育活動を展開するとともに、個に応じた指導や、児童生徒が互いに高め合うなど指導法の改善に努めていく必要がある。

また、豊かな心を育むために、地域の人材を活用した教育活動を実践し、地域に根ざした教育を進めるとともに、読書活動や自然環境などを生かした体験学習を推進していく。併せて、国際化・情報化社会に対応するために全学校におけるICT※機器の活用を通じた情報教育、小学校外国語活動を含む英語教育の充実を図るとともに、環境教育やキャリア教育の推進に努めていく。

さらに、食に関する情報を正しく理解し、望ましい食生活を実践するため、食について自ら考え判断する能力を養う「食育」を推進していく。

小中学校の施設については、令和2年度に策定した「指宿市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、年次的・計画的に大規模な改修の施設整備を図り、計画的なメンテナンスと予防的修繕を実施することで、想定される不具合を未然に解消し安全性確保に努める。併せて、施設内の児童・生徒等の動線上に応じた段差解消等バリアフリー化を拡充していくことで、機能性向上を図る。

また、トイレの洋式化改修、空調機器などの設備の整備及びGIGAスクール構想※に基づき整備されたタブレット端末やICT機器の充実を図るとともに、教育備品の整備・充実に努める。

さらに、「指宿市望ましい学校づくり基本方針」を踏まえ、地域・保護者・学校・行政が連携して、未来を拓く子どもたちを育成する新しい時代の学校づくりを考え、将来を担う指宿の子どもたちにふさわしい教育環境の実現に努める。

市立指宿商業高等学校は、今後も中学校卒業者が減少していくことが予想される厳しい状況の中で、地元及び近隣市の中学校卒業者の入学促進と令和4年度に学科再編を実施し、現在の商業科から新たに「商業マネジメント科」、「会計マネジメント科」及び「情報マネジメント科」の3つの学科を新設することにより、専門高校としての特色ある教育活動を通して、学校の活性化や魅力ある学校づくりを図りながら、上級資格取得や社

※ ICT

英語：Information and Communication Technology の略。通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術のこと

※ GIGAスクール構想

児童生徒用の1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、個別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現させる構想



会を担う人材を育成し、進学・就職実現を目指す。また、老朽化した施設の整備や合理化を図り施設の充実を図る。

学校給食センターについては、児童生徒に安全・安心な給食を提供するために、老朽化している施設の改修と調理機器の更新を行う。衛生管理面では、調理配送委託事業者と連携し、食中毒発生防止や異物混入防止の徹底を図る。また、食育については、栄養教諭による各学校での「食に関する授業」が計画的に実施できるよう環境づくりに努めるとともに、人気のあるメニューを取り入れた「リクエスト給食」も継続して取り組んでいく。

地産地消の推進についても、「食育の日※」前後に実施している「指宿『旬』野菜の日」の充実を図るとともに、指宿産の牛肉・黒豚肉等の使用や、市内の加工品など多様な食品の組み合わせによる栄養バランスの取れた給食の提供を実施していく。

さらに、地域学校協働活動を推進するため、校長や教頭などの管理職のみならず教務主任以下一般教諭にも地域学校協働活動の意義について理解を深める取組を推進するとともに、学校運営協議会（コミュニティスクール）と学校応援団協議会との一体的な運営について検討していく。

(3) 社会教育

生涯学習は、市民一人ひとりが、生涯にわたって自ら意欲を持って学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映されるよう、自ら学びたいテーマはもとより、社会の安全・安心の確保、又は地域づくりを進める上で学んでほしいテーマについても学ぶ生涯学習推進の体制づくりに努める。

また、生涯学習環境の整備と学習成果を生かす体制づくりを推進するとともに、社会教育施設の充実を図る。現在の校区公民館は小学校区を単位に設置されているが、受益人口の減少が続いていることから、社会教育・生涯学習機能の維持を図るため、校区公民館の再編について検討していく。

家庭教育は、「子育てひろば」などの子育て支援活動を通じて、家庭が安心して子どもを育てることができるような環境を整えるとともに、父親の子育て参加意識の向上を図り、子育てに関する知識を得ることにより良好な親子関係を築き、健やかな子育てができるよう支援する。

また、「家庭教育学級」など子育てに関する学習機会を提供するとともに、家庭教育支援員や子育てサポーターの活用を図るなど、家庭の教育力の向上に向けた取り組みを推進する。

青少年教育は、次代を担う子どもたちが、郷土に愛着と誇りを持ち、心豊かに育つよう、学校・家庭・地域が連携を深めながら、地域で取り組む青少年体験活動への支援、

※ 食育の日

食育基本法に基づく「食育推進基本計画」において、食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るための機会として、毎月19日は「食育の日」として定められており、各地で様々な食育の普及啓発活動が展開されている。また、国、地方公共団体、関係団体等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るための月間として、毎年6月は「食育月間」として定められている。

校区青少年育成会議の開催，青少年育成推進員や少年育成センター補導委員の資質向上や積極的活用を通じ，地域の教育力を発揮し，青少年の健全育成に努める。

地域と学校が双方向に連携・協働する地域学校協働活動を更に推進するため，地域と学校の橋渡し役となる地域コーディネーターの更なる資質向上，活動を円滑に実施していくための学校応援団ボランティアの確保や人材バンク機能の強化を図る。

子どもの読書推進については，子どもたちが1人でも多く本を読み，「心に残る1冊の本」と出会えるよう，第3次指宿市子ども読書推進計画※に基づき，読書を通じた子どもの育成や環境整備に努めていく。

「市民一人1スポーツ」運動のスローガンのもと市民がスポーツを楽しむまちづくりを進めるため，各スポーツ大会の開催や関連イベント，各種団体及び総合型地域スポーツクラブ等を育成し，市民の主体的な活動やスポーツを通じた交流を促進し，さらに多くの市民がスポーツに参加できる体制づくりを進める。

一方，体育施設整備については，市民のスポーツ・レクリエーションや健康に対するニーズを満たす施設整備を進めていく。

また，2023年には，本県で特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」・特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」が開催される。かごしま国体を契機に改修したスポーツ施設やいぶすきフットボールパークなどを中心に，スポーツコミッション※いぶすき等と連携し，本市の特色を生かしたスポーツ大会・イベントや合宿・キャンプ等の積極的な誘致や支援を図る。

※ 第3次指宿市子ども読書推進計画

すべての子どもが読書に関心を持ち，その習慣を身に付け，生涯にわたってそれらを維持する環境を整備するために，子どもの読書推進活動の基本方針を定めた計画（計画期間は令和元年度から令和5年度までの5年間）

※ スポーツコミッション

スポーツ大会やイベント，合宿の誘致，スポーツを通じた交流促進等による地域活性化と市外からの誘客を目指す官民一体型の専門組織



3 計画

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	小学校施設維持・修繕費	指宿市	
		小学校大規模改造事業	指宿市	
		小学校トイレ整備事業	指宿市	
		小学校空調機器整備事業	指宿市	
		中学校施設維持・修繕費	指宿市	
		中学校大規模改造事業	指宿市	
		中学校トイレ整備事業	指宿市	
		中学校空調機器整備事業	指宿市	
		中学校校舎耐震化事業	指宿市	
		指宿商業高等学校校舎屋根防水工事	指宿市	
		指宿商業高等学校更衣室等屋根防水及び天井張替工事	指宿市	
		指宿商業高等学校蛍光灯LED取替	指宿市	
		指宿商業高等学校校舎外壁塗装工事	指宿市	
	屋内運動場	小学校体育館耐震化事業	指宿市	
	屋外運動場	小学校グラウンド整備事業	指宿市	
		中学校グラウンド整備事業	指宿市	
	水泳プール	小学校プール改修事業	指宿市	
		中学校プール改修事業	指宿市	
	給食施設	指宿学校給食センター真空冷却機購入事業	指宿市	
		指宿学校給食センターガス式連続炊飯器購入事業	指宿市	
		指宿学校給食センターフードスライサー購入事業	指宿市	
		指宿学校給食センター駐車場改修工事	指宿市	
		指宿学校給食センター既設蒸気配管改修工事	指宿市	
		指宿学校給食センター給食配送車購入事業	指宿市	
		山川学校給食センター調理機器設置業務委託	指宿市	
		山川学校給食センター下処理室等改修工事	指宿市	
		山川学校給食センター下処理室等改修工事監理業務委託	指宿市	
		山川学校給食センター調理室等給湯配管改修事業	指宿市	
	その他	小学校児童用机・椅子購入事業	指宿市	
		小学校パソコン整備及びピアノ購入事業	指宿市	
		中学校生徒用机・椅子購入事業	指宿市	
		中学校パソコン整備及びピアノ購入事業	指宿市	
		小学校牛乳保冷库購入事業	指宿市	
		中学校牛乳保冷库購入事業	指宿市	
		小学校放送設備改修事業	指宿市	

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 その他	中学校放送設備改修事業	指宿市	
		小学校施設整備事業(その他)	指宿市	
		中学校施設整備事業(その他)	指宿市	
		学校体育安全対策事業費	指宿市	
		指宿商業高等学校放送設備点検及び改修設計業務委託	指宿市	
		指宿商業高等学校放送設備改修工事	指宿市	
		指宿商業高等学校コンピュータ導入事業	指宿市	
		指宿商業高等学校備品購入費	指宿市	
		指宿商業高等学校屋外トイレ改修事業	指宿市	
		指宿商業高等学校総合実践室整備事業	指宿市	
		指宿商業高等学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業	指宿市	
	(3) 集会施設, 体育施設等 公民館	公民館施設管理事業	指宿市	
		柳田校区公民館駐車場整備事業	指宿市	
		校区公民館空調機設置工事設計	指宿市	
		校区公民館空調機設置工事	指宿市	
		今和泉校区公民館床張替工事	指宿市	
		柳田校区公民館床張替工事	指宿市	
		指宿校区公民館床張替工事	指宿市	
		魚見校区公民館床張替工事	指宿市	
		池田校区公民館床張替工事	指宿市	
		丹波校区公民館床張替工事	指宿市	
		今和泉校区公民館塔屋解体・屋上防水・外壁改修工事	指宿市	
		指宿校区公民館塔屋解体・屋上防水・外壁改修工事	指宿市	
		池田校区公民館塔屋解体・屋上防水・外壁改修工事	指宿市	
		丹波校区公民館洋式トイレ整備事業	指宿市	
		指宿校区公民館洋式トイレ整備事業	指宿市	
		池田校区公民館洋式トイレ整備事業	指宿市	
		指宿校区内部改修工事	指宿市	
		池田校区内部改修工事	指宿市	
		指宿校区公民館改修工事設計委託	指宿市	
		池田校区公民館改修工事設計委託	指宿市	
		池田校区公民館耐震診断委託	指宿市	
		魚見校区公民館防水工事(屋上・外壁)設計	指宿市	
		魚見校区公民館防水工事(屋上・外壁)	指宿市	

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
8 教育の振興	(3) 集会施設, 体育施設等 公民館	柳田校区公民館防水工事(屋上・外壁)設計	指宿市	
		柳田校区公民館防水工事(屋上・外壁)	指宿市	
		指宿校区公民館LED設置工事	指宿市	
		魚見校区公民館LED設置工事	指宿市	
		柳田校区公民館LED設置工事	指宿市	
		今和泉校区公民館LED設置工事	指宿市	
		池田校区公民館LED設置工事	指宿市	
		指宿市民会館整備関連工事	指宿市	
		指宿市民会館・山川文化ホール管理運営事業	指宿市	
		山川文化ホール改修工事	指宿市	
		市営野球場改修工事	指宿市	
		市営野球場改修工事監理業務	指宿市	
		市営陸上競技場照明器具取替修繕設計業務	指宿市	
		市営陸上競技場照明器具取替修繕	指宿市	
		市営陸上競技場クラブハウス改修工事設計業務	指宿市	
		市営陸上競技場クラブハウス改修工事	指宿市	
		サンシティホールいぶすき排煙窓・網戸取付工事	指宿市	
		サンシティホールいぶすき屋根改修工事設計業務	指宿市	
		サンシティホールいぶすき屋根改修工事	指宿市	
		サンシティホールいぶすきLED化等改修工事設計業務	指宿市	
		サンシティホールいぶすきLED化等改修工事	指宿市	
		指宿テニス場LED化等改修工事設計業務	指宿市	
		指宿テニス場LED化等改修工事	指宿市	
		指宿テニス場コート改修工事	指宿市	
		指宿弓道場LED化等改修工事	指宿市	
		山川勤労者体育センター改修工事(LED化含む)	指宿市	
		山川武道館LED化等改修工事	指宿市	
		大成運動場LED化等改修工事設計業務	指宿市	
		大成運動場LED化等改修工事	指宿市	
		山川海洋センター解体事業	指宿市	
		開聞総合体育館LED化等改修工事設計業務	指宿市	
		開聞総合体育館LED化等改修工事	指宿市	
		開聞テニス場LED化等改修工事	指宿市	
		川尻ふれあい交流館LED化等改修工事設計業務	指宿市	
		川尻ふれあい交流館LED化等改修工事	指宿市	



持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
8 教育の振興	(3) 集会施設, 体育施設等 体育施設 図書館	開閉総合グラウンド整地委託	指宿市	
		指宿図書館エレベータ改修工事設計	指宿市	
		指宿図書館エレベータ改修工事	指宿市	
		指宿図書館外壁防水工事設計	指宿市	
		指宿図書館外壁防水工事	指宿市	
		指宿図書館トイレ改修工事設計	指宿市	
		指宿図書館トイレ改修工事	指宿市	
		指宿図書館BM車庫シャッター修繕	指宿市	
		指宿図書館北側玄関周辺外部タイル修繕	指宿市	
		山川図書館屋上・外壁工事設計	指宿市	
		山川図書館屋上・外壁工事	指宿市	
		指宿市立図書館情報システム更新事業	指宿市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	小中一貫教育推進事業費 〔事業内容〕 小学5年生から中学1年生を重点に置いた教育活動の展開を図り, 交流活動や教員の乗り入れ授業を実施する。 〔必要性〕 小学校から中学校への接続の円滑化のために必要である。 〔事業効果〕 交流活動等を通して, 小中学校間の接続の円滑化が図られる。	指宿市	
	生涯学習・スポーツ	生涯学習講座事業 〔事業内容〕 まちづくりを主体的に担う人材育成の観点から, 住民のニーズに基づく要求課題はもとより, 市民に学んでほしい必要課題についても学ぶ体制を整備する。 〔必要性〕 人生100年時代を迎え, 様々な課題について学ぶ場を充実させることは, 自立・自律した人材を育成するために必要である。 〔事業効果〕 区や集落などの自治組織, PTAや子ども会などの社会教育団体, 様々な協議会など, 地域づくりを主体的に担う人材の増加が図られる。	指宿市	
		少年育成センター設置事業 〔事業内容〕 少年育成センターに補導委員を配置し, 児童生徒への補導活動等を行うとともに研修会を実施することで補導委員自身の資質向上を図る。 〔必要性〕 児童生徒を見守り, 声を掛け, 正しく導くこと, そして補導委員自身の資質向上を図ることは児童生徒の健全育成を図る上で必要である。 〔事業効果〕 補導委員のスキルアップ, それに基づく適切かつ適時な指導を行うにより, 問題行動を起こす児童生徒の減少が図られる。	指宿市	
		青少年健全育成事業 〔事業内容〕 青少年育成推進員や青少年育成コーディネーターを配置し, 子ども会やジュニア・リーダークラブ等と連携しながら児童生徒を育成する。 〔必要性〕 青少年育成推進員等を配置することで, 様々な団体との連携を図りながら地域ぐるみでの体験活動などを行う体制を整えるために必要である。 〔事業効果〕 青少年育成推進員は校区における青少年健全育成責任者であるという自覚や資質の向上, 地域ぐるみで青少年を育てる気運の醸成が図られる。	指宿市	



持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ	地域青少年体験事業補助事業 〔事業内容〕 指宿市内の地域団体や青少年育成団体等が実施する青少年を対象とした体験活動を内容とする事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 〔必要性〕 ゲームやスマホなどで1日の大半を過ごす児童生徒が増えており、実体験が必要で、その機会を設けるために行う活動を促進する上で必要である。 〔事業効果〕 地域が主体的に活動内容を企画・実施することで、体験事業の重要性に地域自身が気づき、児童生徒には地域に対する感謝の気持ちが生まれる。	校区団体等	
		青少年海外派遣事業 〔事業内容〕 本市の姉妹都市であるオーストラリアクイーンズランド州ロックハンプトン市のロックハンプトン・グラマー・スクールへ中高生を派遣する。 〔必要性〕 外国を訪問し、生の英語に親しみ文化の違い等を体験することで、国際的な視野の獲得、多様性への理解、愛郷心の醸成を図るため必要である。 〔事業効果〕 国際的な視野を持つとともに、指宿への感謝の気持ちや愛郷心を持った優秀な人材の育成が図られる。	指宿市	
		家庭教育支援事業 〔事業内容〕 家庭教育支援の担い手である家庭教育支援員や子育てサポーターを養成するとともに、各小中学校や幼稚園等で家庭教育学級を実施する。 〔必要性〕 家庭教育は一義的に保護者が担うが、それを支援する人材の配置、又は学びや気づきの場を設けることは、子どもの健全育成のために必要である。 〔事業効果〕 家庭教育支援員等の配置による相談体制の整備や、家庭教育学級での学びを深めることで、様々な悩みや不安を抱えた保護者の減少が図られる。	指宿市	
		地域学校協働活動推進事業 〔事業内容〕 地域が学校を支援する学校応援団活動を基盤としながら、地域と学校が双方向に連携・協働する体制を整備し「学校を核とした地域づくり」を推進する。 〔必要性〕 学校と地域が理想とする子どもの姿を共有し、連携・協働して活動を実施することは、複雑化・多様化した諸問題の解決を図る上で必要である。 〔事業効果〕 地域学校協働活動に主体的に参画する市民の増加、副次的な効果としてより学習効果が高まる教育課程の実施、学校の業務改善等が図られる。	指宿市	
		青少年劇場開催事業 〔事業内容〕 文化芸術団体が、開催を希望する小学校で実演芸術の巡回公演を行うに際して、出演費用を負担する。 〔必要性〕 子ども達に質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するために必要である。 〔事業効果〕 未来を担う子ども達の豊かな創造力やコミュニケーション能力等を養い、人材育成が図られる。	指宿市	
		シルバー美術展開催事業 〔事業内容〕 60歳以上の高齢者を対象とした日本画や洋画等の公募展を開催するための補助金の交付を行う。 〔必要性〕 文化芸術活動の推進と高齢者の生きがいづくりのため必要である。 〔事業効果〕 交流人口の拡大や文化芸術活動の普及啓発、また、高齢者の生きがいづくりが図られる。	実行委員会	

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	外国語指導助手招致事業費 〔事業内容〕 市立小・中・高等学校へ外国語指導助手(ALT)を派遣し、 教員とTT(チーム・ティーチング)で授業を行う。 〔必要性〕 生きた英語の提供や、国際理解教育の向上のために必要 である。 〔事業効果〕 英語に対する興味・関心の喚起や、英会話能力等の向上 が図られる。	指宿市	
		子どものサポート体制整備事業 〔事業内容〕 スクールソーシャルワーカー、教育相談員、スクールカウ ンセラーによる教育相談の実施や、適応指導教室を設置す る。 〔必要性〕 児童生徒の悩みの解消や、不登校児童生徒の解消のため に必要である。 〔事業効果〕 児童生徒の問題行動等の解消や、不登校児童生徒の社会 的自立が図られる。	指宿市	
		青少年交流事業費 〔事業内容〕 小学6年生を対象に、姉妹都市である北海道千歳市の児童 とのホームステイ交流を行う。 〔必要性〕 交流・体験活動を通して、一人一人が自己有用感や達成 感を持つために必要である。 〔事業効果〕 それぞれの市の良さに気付き、また、姉妹都市間の将来に わたる交流に資する。	指宿市	
		特別支援教育支援員配置事業費 〔事業内容〕 教育上配慮を必要とする児童生徒が在籍する小・中学校に 特別支援教育支援員を配置し、実情に応じた支援を行う。 〔必要性〕 対象児童生徒へのきめ細かな支援を行うために必要であ る。 〔事業効果〕 対象児童生徒の障害の状態に応じたきめ細かな支援が可 能となり、教員の負担軽減も図られる。	指宿市	
		成人式事業 〔事業内容〕 20歳を迎えたことを市として祝うとともに成人としての責任や 自覚を促し、本市に対する愛郷心の醸成に資する。 〔必要性〕 20歳というのは人生において非常に大きな節目であり、旧 友との交流機会、本市をかけがえのない故郷として再認識 してもらうための場として必要である。 〔事業効果〕 成人式を実施することで、成人としての自覚や社会に対す る貢献心、本市に対する感謝の気持ちや愛郷心の醸成が 図られる。	指宿市	
		読書活動推進事業 〔事業内容〕 第3次子ども読書活動推進計画を推進するとともに、ブック スタート事業や図書館フェスティバル等を行う。 〔必要性〕 読解力は様々な教科を習得する上での基礎となり、その力 を養うために読書は極めて有効な手段であることから、読書 の推進を図ることは必要である。 〔事業効果〕 読書を通じて読解力を向上させることで、国語はもとより 様々な教科の学力向上、心豊かな児童生徒の育成が図ら れる。	指宿市	



持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
8 教育の振興	(5) その他	鹿児島県立山川高等学校支援活性化対策協議会補助	指宿市	
		こころのプロジェクト夢の教室事業	指宿市	
		永化観光経営高等学校生ホームステイ事業費	指宿市	
		指宿商業高等学校スクールカウンセラー事業	指宿市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

小中学校については、児童生徒数の減少に伴い、児童生徒への教育的視点を第一に考えた望ましい学校のあり方について議論を進めていく。

指宿商業高等学校については、「予防保全型管理」による長寿命化により、施設管理コスト面での改善を図る。

学校給食センターについては、将来的な児童生徒数の減少に直接関わる供給量に応じた適正な規模を見通した上で、供給体制を含めた施設の検討を行う。

市民文化系施設については、利用者のニーズや行政サービスのあり方を整理した上で、施設の長寿命化を図る。また、校区公民館については、近隣にある他施設との統合や複合化の検討と並行して、地域による自主的・主体的な管理運営を検討する。

スポーツ施設については、利用検討、要早急対応と評価されている施設について、利用状況等を勘案し、類似施設の集約化など配置の適正化を図る。

指宿図書館及び山川図書館については、今後も保有すべき施設として長寿命化を図り、他の施設との複合化などを含め、利用者のニーズに合わせた施設の在り方について検討する。

また、本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

第10章 集落の整備



1 現況と問題点

(1) 地域で支えあう活動

集落に代表される地域コミュニティ※は、お互いが支え合い、協力し合いながら、その活動を営んできている。

しかし、近年の人口減少、核家族化、生活の変化、価値観の多様化などにより、地域を支える人材不足をはじめ自治活動に関する地域住民の意識の希薄化、組織の脆弱化が進んでいる。一方、地域における課題は多様化・増大化する傾向にあり、地域生活者一人ひとりの日常を支えていく持続可能な地域社会を形成していくためには、それぞれの集落内の住民自らが当事者意識を持ちながら考え、取り組んでいくことが求められている。

(2) 新たな地域コミュニティ

近年、地域住民の日常生活での困りごとは多様化・増大化してきており、行政や自治会だけでは解決できない課題が山積している。

このような中、住民同士のつながりの再生・強化を図り、豊かで安全・安心な地域社会を持続可能なものにしていくためには、協働の担い手となりうる多様な主体（市民、行政、地縁団体、NPO※、企業、ボランティア団体等）が連携する新たな仕組みや市民の主体的・自立的活動の活性化に結び付くような新たな施策の展開が求められている。

また、地域づくりにとって必要な課題を学ぶ場としての機能も持つ校区公民館については、現在、指宿地域には指宿・魚見・柳田・丹波・今和泉・池田の6校区公民館、山川地域には令和3年4月の学校再編後も旧校区を対象区域とした山川・大成・徳光・利永の4校区公民館、開聞地域には開聞・川尻の2校区公民館の計12校区公民館が設置されているが、いずれの地域においても受益人口の減少が続いていることから、校区公民館の再編について検討する必要がある。

(3) 地域内分権

それぞれの地域実情を尊重し、住民ニーズや特性に配慮した施策が求められている中、それぞれの地域実態に即した新たな地域コミュニティが創出され、地域でなければ解決できない、あるいは地域で取組んだ方がよりよい方向に進むと思われる課題解決の取り組みが必要になってきている。

※ コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団

※ NPO

民間非営利組織のことで、Non Profit Organizationの略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体



今後、このような地域自らの責任において、自主的・主体的にまちづくりを担っていくような地域内分権のしくみづくりを進めていくためには、これに連動する行政構造の見直しが必要となる。

2 その対策

(1) 地域で支えあう活動

男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できる社会づくりを基本に、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを目指す。

そのため、市民全体が地域活動に対する理解を深めていく取り組み、自助・共助・公助の補完性の原則に基づく取り組み、地域間連携の取り組み、NPO※等他団体との協働による取り組みを促進する。

(2) 新たな地域コミュニティ

協働のまちづくり指針やまち・ひと・しごと創生総合戦略※のほか、男女共同参画基本計画の趣旨に基づき、それぞれの地域や住民が抱える課題（困りごと）を自ら解決することができるような地域力を創造する新たな地域コミュニティ組織（コミュニティプラットフォーム）づくりを促進する。

また、市と連携しながら、集落への目配りとして、集落支援員を設置し、集落の巡回、状況把握等を実施し、集落の維持・活性化を推進する。

さらに、現在の校区公民館は小学校区を単位に設置されているが、受益人口の減少が続いていることから、社会教育・生涯学習機能の維持を図るため、校区公民館の再編について検討していく。

(3) 地域内分権

協働のまちづくり指針の趣旨に基づき、それぞれの地域において、将来、安全・安心で豊かな地域生活を維持していくためには、地域住民自らが自分たちの手でつくりあげる地域コミュニティ計画を着実に実行していく必要がある。

また、行政と連携・協力して地域課題の解決や地域活性化に主体的に取り組む住民自治の仕組みを構築することで、地域の個性や特性が生かされたまちづくりを市民協働で推進していく。

※ NPO

民間非営利組織のことで、Non Profit Organization の略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体

※ まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条の規定に基づき、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画。同条第 2 項及び第 3 項において市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努力義務が課せられている



3 計画

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	自治会加入促進事業 〔事業内容〕 自治会加入率の向上を目的に、自治会加入促進事業の支援を行う。 〔必要性〕 地域の問題解決や暮らしやすいまちづくりを進めるために必要である。 〔事業効果〕 自治会活動に多くの方が積極的に参加することにより、より良いまちづくりの推進が図られる。	指宿市	
		公民館建設補助事業 〔事業内容〕 施設の建設・改修等に対する補助金の交付を行う。 〔必要性〕 集落等が所有する施設の建設や改修等を支援するために必要である。 〔事業効果〕 公民館を有する集落及び区の住民の負担軽減に繋がる。	指宿市	
		広報用放送施設補助事業 〔事業内容〕 施設の新設・補修等に対する補助金の交付を行う。 〔必要性〕 集落等が所有する施設の新設や補修等を支援するために必要である。 〔事業効果〕 放送施設を有する地区又は団体の住民の負担軽減に繋がる。	指宿市	
		安全灯維持費補助事業 〔事業内容〕 安全灯電気料金に対する補助金の交付を行う。 〔必要性〕 集落等が所有する安全灯の維持費を支援するために必要である。 〔事業効果〕 安全灯を有する地区、区その他団体等の負担軽減に繋がる。	指宿市	
		安全灯施設補助事業 〔事業内容〕 安全灯の新設・改修等に対する補助金の交付を行う。 〔必要性〕 集落等が所有する安全灯の新設や補修等を支援するために必要である。 〔事業効果〕 安全灯を有する地区、区その他団体等の負担軽減に繋がる。	指宿市	
		新たな地域コミュニティ組織支援事業 〔事業内容〕 新たな地域コミュニティ組織を構築していく中で、その課題を解決するための活動及び事業に対する支援や補助金の交付を行う。 〔必要性〕 人口減少や高齢化が進む中、持続可能な地域を作るために必要である。 〔事業効果〕 地域が、地域の課題の解決等に主体的に取り組む仕組みづくりができる。	指宿市	
		コミュニティアドバイザー配置事業 〔事業内容〕 地域が様々な課題を解決することができるような地域力を創出していくために、集落支援員を活用し、支援を行う。 〔必要性〕 集落の維持・活性化を図るために必要である。 〔事業効果〕 集落点検や話し合いを通じ、集落の実情を地域が理解し、必要な施策に繋がる。	指宿市	
	(3) その他	自治公民館連絡協議会支援事業	指宿市	



4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

第11章 地域文化の振興等



1 現況と問題点

地域文化の振興に関する市民の要望は、既存施設の再整備に加えて、文化芸術を発表する機会の確保や親しむ環境の整備、文化財の活用によるまちづくり、地域の芸術文化活動団体に対するソフト事業の充実と支援へと移り変わっているものと考えられる。

このような中、指宿市における文化芸術活動は、指宿市文化協会が中心となり、文化祭の開催やシルバー美術展の開催をととして実践されており、市民が文化芸術に接する機会を確保しているだけでなく、文化芸術に親しむ環境整備や新たな人材発掘、地域と連携した活動推進による地域コミュニティの活性化につながっている。

また、地域の文化財の活用に関しては、「指宿まるごと博物館」構想に基づき、地域文化財を生かした新たな活動も生まれており、地域の文化財マップに基づく「まちあるき」活動の実践や、地域の文化財に関する図鑑等の製作による情報発信などがある。将来的にこうした活動が全市的に展開されることで、地元への誇りの醸成と指宿市の新たな観光資源への注目によるコミュニティ・ビジネス[※]の創出に大きな期待が寄せられる。

その他、指宿市考古博物館時遊館^{じゅうかん コッコ}COCCOはしむれを「指宿の文化・文化財の情報発信基地」と位置付け、企画展や各種イベントなどを実施することで地域文化の発信に努めている。この中で、指宿市全体を大きな「野外博物館」と捉え、それぞれの地域に存する歴史・文化などを「展示物」と見立て、地域の魅力を再認識できる機会となる「指宿まるごと博物館」構想の普及に努めている。

このような現状の中、文化財の保存と継承については、地域の文化財を保存管理する人材の高齢化、郷土芸能や伝統工芸などの保存伝承活動を行うための人材不足、地域文化の掘り起こしとその活用を推進するための体制の未整備、地域文化に関する知識の継承活動の停滞、若年層の文化財や郷土芸能などに対する興味の喚起、そして地域コミュニティの弱体化といった問題がある。

文化施設については、新たな芸術文化活動の拠点として、ふれあいプラザなのはな館の敷地内に整備される新指宿市民会館の利活用の促進と、老朽化した山川文化ホール、指宿市考古博物館時遊館 COCCO はしむれの施設の長寿命化計画の検討や各施設の相互連携による施設を利用したソフト事業の展開、ソフト事業を担う地域の人材の育成を図りながら、それらとの連携がこれからの課題である。

※ コミュニティ・ビジネス

地域（コミュニティ）等におけるニーズや課題について、地域資源を生かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業のこと。主に地域における人材、ノウハウ、施設、資金等を活用することで、対象となるコミュニティを活性化し、雇用を創出したり人の生き甲斐（居場所）などをつくり出したりすることが目的や役割となる場合が多い



2 その対策

地域文化には、地域の郷土芸能や伝統行事等の地域固有の文化、地域の住民が主体的に取り組む文化的活動、そして、地域の歴史・風土・民俗・自然・産業等の各種文化財に関する三つの側面がある。

地域の郷土芸能や伝統行事等の地域固有の文化の振興には、地域コミュニティ※の健全な育成と担い手となる人材育成が不可欠である。

このために、郷土芸能保存会といった団体の活動が極めて重要な役割を果たすものと考えられる。

また、地域の住民が主体的に取り組む文化的活動の振興には、住民の活動成果を発表する場の確保が不可欠である。

このためには、文化協会と地域との連携を促進するとともに、市内各地域における発表の機会の確保や文化芸術に親しめる環境整備のために、文化協会の活動支援を行う必要がある。

そして、歴史等を中心とした各種文化財に関しては、指宿市考古博物館時遊館 COCCO はしむれを拠点に、指宿市文化財保存活用地域計画の策定を通して、文化財の調査や記録を行い、地域資源の掘り起こしと、観光資源としての活用するための新たな価値を付加しながら情報の集約・発信、保存・維持管理の推進を行っていく必要がある。

このような観点から、市内の文化をより深く知り、活用し、享受するために、パンフレットの作成や映像記録の作成、看板などの総合的な整備に取り組み、それらを基に、郷土意識の醸成を目指すとともに、地域コミュニティ活性化や観光資源の中心核の一つとして文化財を活用し、併せて将来にわたってふるさと指宿の魅力を語れる人材育成を図っていく。

文化継承については、小中一貫教育における「いぶ好き『ふるさと学』」※をはじめとした学校行事や授業等で郷土芸能保存会等との連携を図るとともに、郷土芸能等に関する体験や研修、発表の機会を設けることで、将来の指導者育成を行う必要がある。

地域文化の拠点となる市内の文化施設に関しては、老朽化への対策を講じながら、全市的な利用促進と新指宿市民会館の利活用の検討を目的に発足した市民団体「いぶすき LOVE サポーターズ」の育成を図り、全市民が文化芸術に触れられる学習機会を均等に提供できるようにしていく必要がある。

※ コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団

※ 「いぶ好き『ふるさと学』」

指宿市の各地域に伝わる伝統や文化、自然等について学ぶ学習

3 計画

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 その他	指宿市考古博物館防水・エレベーター改修工事	指宿市	
		指宿市考古博物館外壁改修工事	指宿市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	視聴覚ライブラリー運営事業 〔事業内容〕 学校や地域等においてDVD等の視聴覚機材を活用し、人権問題や情報モラルなどの課題について学ぶ環境を整備する。 〔必要性〕 読書の役割を補完するため、映像で視覚的に、より理解しやすい形で学ぶことができる体制を整えることは必要である。 〔事業効果〕 視覚的な、より理解しやすい視聴覚機材の活用を行うことで、より高い学習効果の獲得が図られる。	指宿市	
		刻み地蔵保存整備事業	指宿市	
	(3) その他	遺跡確認調査事業	指宿市	
		橋牟礼川遺跡報告書作成	指宿市	
		指宿市考古博物館企画展開催事業	指宿市	
		博物館講座開催事業	指宿市	
		指宿市考古博物館展示リニューアル事業	指宿市	
		時遊館COCCOはしむれソフト事業	指宿市	
		文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業	指宿市	
		文化財保存活用地域計画策定協議会	指宿市	
		文化財保存活用地域計画策定事業	指宿市	
		時遊館COCCOはしむれ運営事業	指宿市	
		文化振興賞賜金・補助金	指宿市	
		無形文化財保存会補助事業	指宿市	
		社会教育団体育成事業	指宿市	
		指定文化財清掃謝金	指宿市	
		文化財保護事業	指宿市	
		文化財補修等に係る補助金	指宿市	
		全国史跡整備市町村協議会負担金	指宿市	
		九州地区市町村文化財整備協議会負担金	指宿市	
		開発と埋蔵文化財の保存のための発掘調査報告書の刊行	指宿市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

時遊館 COCCO はしむれについては、観光産業の振興及び本市の歴史と文化の発展に貢献するため、今後も保有すべき施設として長寿命化を図る。

本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。



第12章 再生可能エネルギーの利用の推進



1 現況と問題点

(1) 自然エネルギーの利活用

本市は、市域を霧島火山帯が縦断し、地熱の潜在性が高い地域である。賦存する温泉資源は市民の共有財産であるとともに、貴重な宝でもある。先代から引き継いだこの貴重な財産を次世代に引き継いでいくことは必要不可欠なことである。

現在も温泉資源は、浴用・医療・園芸・スメ※などに使われているが、未利用の泉源も多いことから、将来において産業・生活・観光などの分野で、温泉を中心とする自然エネルギーの多目的利用をさらに推進していくとともに、資源保護と適正利用を推進する必要がある。

また、温泉資源を活用した地熱発電、余熱排水を利用した観光産業などの産業振興にも取り組む必要がある。

その他、全国的に「2050年カーボンニュートラル※」に向けた取り組みが進められている中、本市においても2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする目標の実現に努める「ゼロカーボンシティ※」を表明した。目標を達成するためにも、市全体における低炭素対策技術や再生可能エネルギーの導入拡大が必要不可欠である。

2 その対策

(1) 自然エネルギーの利活用

「地熱の恵み」活用プロジェクトの推進を行う。その内容として、地熱資源の潜在性の高い地域において、市と民間企業が共同して地熱発電事業を行うとともにインバウンド※対策を含む温泉利用や新たな特産品の創出などに向けて、観光業、農業、民間企業等が連携しながら地域の産業の振興及び新たな雇用の創出を目指す。

また、売電収入を果実とした「地熱の恵みがもたらす地域振興基金(仮称)」を創設し、その一部を協働のまちづくり交付金等に充当して、地域コミュニティ※活動等市民に還元することで、温泉資源の将来にわたる持続可能な活用と公共の福祉の増進を行う。

※ スメ

温泉の蒸気を利用した自然のかまどで、「巢目」とも表記する場合がある

※ 2050年カーボンニュートラル

2050年までに、人間が作りだす二酸化炭素の量を、森林などにより吸収される二酸化炭素の量より少なくすること。日本では2020年10月に宣言

※ ゼロカーボンシティ

脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体

※ インバウンド

海外から入ってくる旅行。一般的に訪日外国人旅行を指す

※ コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団

同時に温泉は大切な限りある資源であることから、「指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例」に基づき、温泉資源の将来にわたる持続可能な活用を図る。

併せて、市庁舎をはじめとした公共施設に太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用した発電・熱利用設備や蓄電池の導入を推進する。

3 計画

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
11 再生可能エネルギー の利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	「地熱の恵み」活用プロジェクト事業	指宿市	
	(3) その他	調和のとれた温泉資源活用事業	指宿市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。



第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項



1 現況と問題点

(1) 人権の尊重

同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、在住外国人、性的少数者等に対する偏見や差別に関する様々な問題が提起されているとともに、社会の変化に伴いDVやいじめ、児童虐待などの生命に危険を及ぼす事件やインターネット等による誹謗中傷、セクシュアル・ハラスメントなど、表面化しにくい人権侵害などの新たな課題も発生している。

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合い、「思いやりの心」と「かけがえのない命」を大切に、人権尊重の精神を知識として身に付けるほか、日常生活の中に十分に浸透させることが重要である。

今後も、「指宿市人権教育・啓発基本計画」に基づき、関係機関や団体と連携を図りながら、普及活動を進め、市民一人ひとりが人権の主体者であることを認識し、個性の違いや豊かさとして認め合うといった人権意識高揚の取り組みを推進する必要がある。

(2) 男女共同参画社会の形成

本市はこれまで、男女共同参画基本計画を策定し、各施策を通じた男女共同参画推進の取り組みを行っているが、依然として家庭や学校、職場、地域など社会のさまざまな場で、性別等による固定的な役割分担意識や慣行などが存在している。また、政策等立案・決定過程への女性参画や仕事と家庭の両立支援の取り組みなど男女共同参画社会を実現していくための活動等が十分に定着化していない状況にある。

市民一人ひとりが「個」として尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、性別・年齢・ライフスタイルなど多様なあり方を互いに認め合い、一人ひとりが人権尊重の意識を醸成していきながら、男女共同参画社会形成のためのさまざまな取り組みを引き続き推進する必要がある。

(3) 公共施設等マネジメント

公共施設は高度経済成長期に整備されたものが多く、すでに更新時期を迎えたものや、早急に老朽化対策、耐震化が求められているものなどがあり、その施設は今後も増加し続ける見込みである。

また、少子高齢化・核家族化などの一般的な社会情勢の大きな変化に伴って、公共施設に対するニーズの変化への対応も、重要な課題となっている。

一方、インフラ系の公共施設においても経年変化等による損傷・劣化が進んでおり、将来的な修繕予測を想定した維持管理計画や予防保全型の維持管理による長寿命化対策が求められている。

(4) 基金

市民が将来にわたり、安全で安心して暮らせる地域として持続的に発展していくためには、持続可能な行財政基盤の確立と行政運営の更なる効率化に努めるとともに、安定的な財源の確保が必要である。

2 その対策

(1) 人権の尊重

一人ひとりの生き方、考え方は多様であり、それは豊かさであることを認め合い、誰もが生きやすい社会になることを目指し、関係機関や団体と連携を図りながら、差別や偏見のない人権尊重の実現のため理解促進と支援に取り組んでいく。

本市は、個性の違いを豊かさとして認め合い、いのちと人権を尊重する「みんなが仲良く暮らせるまち」を目指し、令和3年4月1日から「指宿市パートナーシップ宣誓制度」を開始している。今後も制度についての周知を図っていく。

(2) 男女共同参画社会の形成

指宿市男女共同参画基本計画に基づき、学校、家庭、職場、地域等が相互に連携し、人権尊重を基盤にした男女共同参画の理解浸透を深めるため、教育や学び、啓発の取り組みを推進する。

また、安全・安心な暮らしの実現のための取り組みや、男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備の取り組み、あらゆる分野における女性活躍のための取り組みなど、市や地域、市民一人ひとりが互いに当事者意識を持ちながら進めていく、男女共同参画社会形成の取り組みを推進する。

(3) 公共施設等マネジメント

公共施設については、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」に基づき既存施設の見直しや、予防保全型管理による長寿命化、効率的な管理運営により、将来の更新費用の抑制や平準化を図る。

(4) 基金

市民が将来にわたり、安全で安心に暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的に、特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業に充当するため、必要に応じて基金を積み立て、過疎地域持続的発展特別事業を円滑に実施する。



3 計画

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備考
12 その他地域の持続的 発展に関し必要な事 項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	財産管理費 〔事業内容〕 指宿市過疎地域持続的発展特別事業基金積立 〔必要性〕 既存施設の改修・撤去費や扶助費等における財政需要 の確保が見込まれることから、財源の確保に必要である。 〔事業効果〕 安定的な財源の確保に努めることで、健全な財政運営が 図られる。	指宿市	
	(2) その他	男女共同参画基本計画推進事業	指宿市	
		男女共同参画基本計画策定事業	指宿市	
		男女共同参画普及啓発事業	指宿市	
		男女共同参画地域実践事業	指宿市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「指宿市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。



事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備 考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進, 人 材育成	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業 移住・定住	定住促進対策費	指宿市	人口増や交流人口・関係人口の拡大, 人材定着が図られることから, 将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		Welcomeいぶすきコンシェルジュ設置事業費	指宿市	人口増や交流人口・関係人口の拡大, 人材定着が図られることから, 将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		定住情報発信強化事業	指宿市	人口増や交流人口・関係人口の拡大, 人材定着が図られることから, 将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		フリーランスに優しいまちづくり事業	指宿市	人口増や交流人口・関係人口の拡大, 人材定着が図られることから, 将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		NPO活動等支援事業	指宿市	人材育成及び協働による事業が推進されることから, 将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		共生・協働支援事業	指宿市	地域の多様な主体が連携・協力して, 地域に必要な取組が行われるため, 将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		市民活動補償保険事業	指宿市	市民活動の健全な発展と地域社会の振興が図られることから, 将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		共創の場づくり事業	指宿市	人づくりと場づくりを兼ね備えた中間支援組織を形成する目的であることから, 将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		花のまちづくり推進事業費	指宿市	将来的にも観光業は成長産業と位置付けられる。また, 花の植栽を通じたまちづくりを行うことにより, 地域の持続的発展が期待できる。
	人材育成	空き家活用推進事業	指宿市	空き家問題の解消や定住促進が図られることから, 将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		出愛のキュービッド支援事業	指宿市	新たな出会いが増え, 結婚・出産の促進が図られ, 人口増に寄与することから, 将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		その他		
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業 第1次産業	海外まき網船水揚奨励金	指宿市	海外まき網船の入港が確保され加工原魚の安定的な供給がされることから, 将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		かつお漁船誘致事業	指宿市	加工原魚の安定的な供給が図られるとともに, 入港に伴う地元経済の活性化が図られることから, 将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		多面的機能支払交付金事業費	指宿市	自主的な活力あるコミュニティづくりの推進の支援により, 将来にわたり農業・農村の有する多面的機能の持続的発展に資する。
		農業後継者結婚祝金	指宿市	市の主要産業である農業の活性化が図られ, 将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		山川みなと祭り負担金	実行委員会	水産業及び地域住民・商工業者が連携し, 漁港を中心とした街づくりの機運が高まることにより, 将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		鯉節産地入札会補助金	加工業組合	指宿鯉節の知名度と売り上げの増加が図られることから, 将来にわたり地域の持続的発展に資する。
	商工業・6次産業化			



持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備 考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業 商工業・6次産業化	鯉節製造技術者養成補助金	加工業組合	指宿鯉節の製造に係る技術の伝承と後継者の育成が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		漁業後継者奨励金・漁業婚姻祝金	指宿市	漁業者・漁業後継者の確保が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		漁業近代化資金利子補給事業	指宿市	漁業者の設備が高度化され経営が近代化されることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		つくり育て管理する漁業推進事業(指・山・開)	各漁協	水産資源が回復し、水揚げの回復が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		指宿市商工業制度資金利子補給助成金事業	受益者	商工業者の経営安定、事業継続が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		いぶすき産業まつり負担金	実行委員会	商工、農林水産業の活性化が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		商店街活性化支援事業補助金	商工会議所	商工業の活性化及び商店街への誘客が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		共通商品券発行事業補助金(指宿商工会議所)	商工会議所	消費活動の増大により経営安定、事業継続が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		共通商品券発行事業補助金(菜の花商工会)	商工会	消費活動の増大により経営安定、事業継続が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		商店街街路灯維持費補助金	各団体	商店街への誘客や防犯が図られるとともに、商工業者の負担軽減が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		商店街街路灯設置補助金	各団体	商店街への誘客や防犯が図られるとともに、商工業者の負担軽減が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		鯉節宣伝普及事業費補助金	水産加工業協同組合	本市の主要産業である鯉節製造業の振興が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		特産品振興事業	指宿市	本市主要産品の振興が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		指宿鯉節協会負担金	指宿鯉節協会	本市の主要産業である鯉節製造業の振興が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		鹿児島県特産品協会負担金	県特産品協会	本市主要産品の振興が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		特産品販路拡大支援事業	指宿市	外貨を確保する産業の支援が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		地域商品活性化事業	指宿市	外貨を確保する産業の育成が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備 考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業 商工業・6次産業化 観光	南薩輸出協議会負担金(半島振興広域 連携促進事業費補助金)	実行委員会	海外からの外貨確保に向けて、輸出への 取り組みが重要となる。広域連携による育 成事業を継続的に実施することで、輸出 の増進を図り、将来にわたり地域の持続的 発展に資する。
		国際交流推進事業	実行委員会	今後(特にコロナ収束後)外国人観光客、 技能実習生、外国人住民については増加 が予想され、将来にわたり地域の持続的 発展に資する。
		公益社団法人日本観光振興協会負担金	同協会	地域経済及び観光産業の発展が図られる ことから、将来にわたり地域の持続的発展 に資する。
		温泉所在都市協議会負担金	協議会	地域経済及び観光産業の発展が図られる ことから、将来にわたり地域の持続的発展 に資する。
		九州観光都市連盟負担金	同連盟	地域経済及び観光産業の発展が図られる ことから、将来にわたり地域の持続的発展 に資する。
		公益社団法人鹿児島県観光連盟負担金	観光連盟	地域経済及び観光産業の発展が図られる ことから、将来にわたり地域の持続的発展 に資する。
		鹿児島県観光誘致促進協議会負担金	協議会	地域経済及び観光産業の発展が図られる ことから、将来にわたり地域の持続的発展 に資する。
		鹿児島観光コンベンション協会負担金	同協会	地域経済及び観光産業の発展が図られる ことから、将来にわたり地域の持続的発展 に資する。
		鹿児島地区総合観光ガイドブック負担金	観光連盟	地域経済及び観光産業の発展が図られる ことから、将来にわたり地域の持続的発展 に資する。
		指宿郷土料理開発研究会補助金	同会	地域経済及び観光産業の発展が図られる ことから、将来にわたり地域の持続的発展 に資する。
		指宿駅周辺を明るくきれいにする会負担 金	同会	地域経済及び観光産業の発展が図られる ことから、将来にわたり地域の持続的発展 に資する。
		いぶすきアロハのまちづくり推進運動実行 委員会負担金	実行委員会	地域経済及び観光産業の発展が図られる ことから、将来にわたり地域の持続的発展 に資する。
		いぶすき菜の花マラソン大会実行委員会 負担金	実行委員会	地域経済及び観光産業の発展が図られる ことから、将来にわたり地域の持続的発展 に資する。
		いぶすき菜の花マーチ実行委員会負担 金	実行委員会	地域経済及び観光産業の発展が図られる ことから、将来にわたり地域の持続的発展 に資する。
		九州学生弓道大会新人戦指宿大会受入 対策協議会負担金	協議会	地域経済及び観光産業の発展が図られる ことから、将来にわたり地域の持続的発展 に資する。
		指宿温泉祭運営委員会負担金	運営委員会	地域経済及び観光産業の発展が図られる ことから、将来にわたり地域の持続的発展 に資する。
		いわさき白露シニアゴルフトーナメント協 賛金	実行委員会	地域経済及び観光産業の発展が図られる ことから、将来にわたり地域の持続的発展 に資する。



持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備 考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業 観光	新魅力ある指宿まちづくり協議会継続事業負担金	協議会	地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		観光ガイドブック作成事業	指宿市	地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		指宿大好き体験運営事業	指宿市	地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		鹿児島県四地区観光連絡協議会負担金	協議会	地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		鹿児島県教育旅行受入対策協議会負担金	指宿市	地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		観光かごしま大キャンペーン推進協議会負担金(一般)	協議会	地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		いぶすき広域観光推進協議会負担金	(一社)いぶすき観光デザイン	地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		鹿児島県教育旅行受入対策協議会誘致事業(旅費)	指宿市	地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		国内誘客(国内誘客展開・県内旅費)事業	(一社)いぶすき観光デザイン	地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		指宿観光国内セールス事業	指宿市	地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		観光かごしま大キャンペーン推進協議会負担金(重点戦略)	協議会	地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		指宿観光大使PR事業	指宿市	地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		郷土会タッグロコミ事業	指宿市	地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		雑誌・新聞広告事業	(一社)いぶすき観光デザイン	地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		指宿温泉旅館事業協同組合補助金	同組合	地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		まち歩きガイド運営事業	指宿市	地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		観光体験ブラッシュアップ事業	指宿市	地域経済及び観光産業の発展が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。

持 続 的 展 望 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備 考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業 観光	ロケ誘致・支援事業	(一社)いぶ すき観光デ ザイン	地域経済及び観光産業の発展が図られる ことから、将来にわたり地域の持続的発展 に資する。
		指宿地区美化協議会負担金	指宿市	多くの観光客が訪れる付加価値の高い観 光地としての質的向上が図られることか ら、将来にわたり地域の持続的発展に資 する。
		スポーツ・文化交流大使招へい事業	指宿市	市民との親善及び市勢発展に資する情報 の提供並びに本市のまちづくりへの提言 にもつながることから、将来にわたり地域の 持続的発展に資する。
		住宅・建築物安全化促進事業費(建築物 耐震化促進事業補助金) 5棟	指宿市	国が事業目的に掲げる、災害に強い国 土・地域の構築に向けた建築物の整備が 図られることから、将来にわたり地域の持 続的発展に資する。
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展 特別事業 公共交通	市内循環バス等運行事業	指宿市	交通手段の確保が図られることから、将来 にわたり地域の持続的発展に資する。
		山川・根占航路運航推進協議会負担金 事業	協議会	利用者の増加や利便性の向上が図られる ことから、将来にわたり地域の持続的発展 に資する。
5 生活環境の 整備	(7) 過疎地域持続的発展 特別事業 生活	「マイエンザ」普及促進	指宿市	MAIENZAが生ごみの悪臭発生を抑制す ることで、コンポスト等を利用した生ごみ処 理が広がれば、ごみ量が削減され、将来 にわたり地域の持続的発展に資する。
		地区共同墓地環境整備補助金	指宿市	地区墓地の環境保全を行うことにより、地 域住民の福祉の向上及び公衆衛生の向 上が図られることから、将来にわたり地域 の持続的発展に資する。
		指定ごみ袋製造費	指宿市	ごみの減量・資源化、ごみの分別・ルール の徹底が図られることから、将来にわたり 地域の持続的発展に資する。
		ごみ収集所ごみかご製造費	指宿市	ごみステーションにごみかごを設置するこ とで生活衛生の向上が図られることから、 将来にわたり地域の持続的発展に資す る。
		生ごみ処理機器購入補助金	指宿市	ごみの減量化、生活衛生の向上が図られ ることから、将来にわたり地域の持続的展 展に資する。
		常設収集所分別指導委託費	指宿市	ごみの減量・資源化、ごみの分別・ルール の徹底が図られることから、将来にわたり 地域の持続的発展に資する。
		衛生害虫駆除事業	指宿市	外来生物の生息域抑制により、在来種が 守られ、将来にわたり地域の持続的発展 に資する。
		指宿市環境衛生協力会補助金	指宿市	各種環境衛生活動や市の環境行政に対 する協力が図られることから、将来にわたり 地域の持続的発展に資する。
		環境保全対策事業	指宿市	指宿市の持つ豊かな自然と、人の経済活 動が共存できる社会の実現に繋がることか ら、将来にわたり地域の持続的発展に資 する。
		海岸漂着物地域対策推進事業	指宿市	海岸の景観を維持し続けることで、観光資 源である海岸の景観上及び安全上の価値 の向上に繋がることから、将来にわたり地 域の持続的発展に資する。
		防犯灯取替業務委託	指宿市	市民生活の安全安心が図られることから、 将来にわたり地域の持続的発展に資す る。



持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備 考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉	児童手当支給費	指宿市	家庭等における生活の安定及び次代を担う児童の健全な育成が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		児童扶養手当費	指宿市	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		ひとり親家庭等医療費助成事業	指宿市	ひとり親家庭等の健康と福祉の増進が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		子ども医療費助成費	指宿市	子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持と健やかな育成が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		児童保護措置事業費	指宿市	母子が精神的又は経済的にも安心して生活できることに繋がることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		地域子育て支援拠点事業	指宿市	幼少期の成長を支えることに繋がることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		福祉スポーツ大会開催補助金	実行委員会	支えあう地域社会の実現が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		長寿祝い事業	指宿市	地域住民の敬老思想の高揚が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		砂むし温泉入浴事業	指宿市	高齢者等が健康に暮らすことのできる地域社会の実現が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		シルバー人材センター設置事業	指宿市	支えあう地域社会の実現が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		緊急通報体制等整備事業	指宿市	住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる在宅介護の実現が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		福祉はり、きゅう等施術料助成事業	指宿市	高齢者等が健康に暮らすことのできる地域社会の実現が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		紙おむつ等支給事業	指宿市	要介護高齢等の在宅生活の継続及び向上が図られることから将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		「食」の自立支援事業	指宿市	在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送ることができることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	指宿市	介護予防知識の普及・啓発が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		緊急ショートステイ事業	指宿市	高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		生活支援型ホームヘルプサービス事業	指宿市	在宅高齢者の自立した生活維持が図られることから将来にわたり地域の持続的発展に資する。

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備 考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉 その他	高齢者日常生活用具給付等事業	指宿市	在宅高齢者の生活維持が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		在宅ねたきり老人等寝具洗濯サービス事業	指宿市	要介護高齢等の在宅生活の継続及び向上が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		訪問理容・美容助成事業	指宿市	要介護高齢等の在宅生活の継続及び向上が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業費	指宿市	地域包括ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		老人福祉車購入費助成事業	指宿市	高齢者の介護予防や自立生活の助長が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		いぶすきふれ愛フェスタ補助金	実行委員会	支えあう地域社会の実現が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		健康増進事業	指宿市	市民の健康の保持と適切な医療の確保が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		産後ケア事業	指宿市	出産後、健全な育児が行われることで、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		子育て世代包括支援センター事業	指宿市	子育て期に対する不安の緩和が図られることで、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		自殺対策事業費	指宿市	気持ちの落ち込み等に早期に気づき、必要時、専門機関につなぎ対処できることで、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院 その他	母子保健推進事業費	指宿市	病気や発達障害の早期発見・対応を行なうことで、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		在宅当番・救急医療情報提供事業	指宿市	安心して暮らせる効率的な地域医療体制を確保することにより、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		病院群輪番制病院運営事業	指宿市	安心して暮らせる効率的な地域医療体制を確保することにより、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		指宿医療センター麻酔科医確保負担金	指宿市	地域医療体制の充実が図られることから、将来的にわたり地域の持続的発展に資する。
		狂犬病予防事業費	指宿市	狂犬病予防を行うことにより、公衆衛生の向上が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		地域医療支援講座設置寄附事業	指宿市	地域に暮らす人を増やし、地域の経済力や活力を維持することにより、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		未熟児養育医療給付事業	指宿市	出生後、療養が必要な児に対し、速やかに適切な処置を行うことで、病気の重症化を防ぎ、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		定期予防接種事業	指宿市	地域医療を確保し、健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることで、将来にわたり地域の持続的発展に資する。



持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備 考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業 義務教育	小中一貫教育推進事業費	指宿市	児童生徒の確かな学力の向上や、国際理解教育の推進等が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		生涯学習・スポーツ		
		生涯学習講座事業	指宿市	学びの場を充実させることで、地域経営に主体的に参画する人材の育成が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		少年育成センター設置事業	指宿市	子どもたちを見守り指導することで、問題行動を起こす者の減少、安全・安心な地域づくりにつながることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		青少年健全育成事業	指宿市	地域の子どもたちは地域で育てるという認識で主体的に活動する人材を確保できることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		地域青少年体験事業補助事業	校区団体等	地域の子どもたちを地域で育てるため、体験事業を地域自身が主体的に実施する体制を整備されることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		青少年海外派遣事業	指宿市	事業実施後も本市において引き続き働き活躍して市のために貢献している人材がいることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		家庭教育支援事業	指宿市	家庭教育に悩みや不安を抱えた保護者をサポートする体制を整え、不安等の解消が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		地域学校協働活動推進事業	指宿市	児童生徒を取り巻く複雑化・多様化する諸問題に地域と学校が熟議して対応していく体制を整えられることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		青少年劇場開催事業	指宿市	将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
	その他	シルバー美術展開催事業	実行委員会	文化芸術活動を通して交流人口の拡大や人材育成、また、高齢者の生きがいづくりが図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		外国語指導助手招致事業費	指宿市	児童生徒の国際理解教育及び英会話能力等の向上が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		子どものサポート体制整備事業	指宿市	児童生徒の問題行動等の解消や社会的自立が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		青少年交流事業費	指宿市	児童が郷土の良さに気付き、また、姉妹都市間の交流に資することから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		特別支援教育支援員配置事業費	指宿市	対象児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 集落整備	成人式事業	指宿市	今後も節目において市が祝うセレモニーを行うことで、故郷を愛する心を持ち続ける市民が増えることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		読書活動推進事業	指宿市	読書を生涯にわたって習慣づけられる人材を育成することで、自ら考え実行する市民の育成につながることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		自治会加入促進事業	指宿市	住民同士が助け合い協力し合って、住みよい地域社会を創ることで、将来にわたり地域の持続的発展に資する。

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 策 名)	事 業 内 容	実施主体	備 考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 集落整備	公民館建設補助事業	指宿市	地域の中心的施設であることから、住民同士の交流の場として、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		広報用放送施設補助事業	指宿市	地域内の住民相互の連絡、災害その他の伝達のための公共的施設として、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		安全灯維持費補助事業	指宿市	明るい社会環境の促進が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		安全灯施設補助事業	指宿市	明るい社会環境の促進が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		新たな地域コミュニティ組織支援事業	指宿市	地域の課題解決等に取り組むための地域コミュニティの再生・創出に向けた取組を促進することで、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		コミュニティアドバイザー配置事業	指宿市	地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策等を行うことができることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 地域文化振興	視聴覚ライブラリー運営事業	指宿市	書籍だけでなく視聴覚機材の充実も推進し、より高い教育的効果が得られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展 特別事業 基金積立	財産管理費	指宿市	安定的な財源の確保に努めることで、健全な財政運営が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。